

第 8 回鏡石町議会定例会会議録目次

| | |
|---------------|---|
| 招集告示..... | 1 |
| 応招・不応招議員..... | 2 |

第 1 号 (3月3日)

| | |
|---|----|
| 議事日程..... | 3 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 3 |
| 欠席議員..... | 4 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 4 |
| 事務局職員出席者..... | 4 |
| 開会の宣告..... | 5 |
| 開議の宣告..... | 5 |
| 議会運営委員長報告..... | 5 |
| 諸般の報告..... | 5 |
| 招集者あいさつ..... | 9 |
| 議事日程の報告..... | 10 |
| 会議録署名議員の指名..... | 10 |
| 会期の決定..... | 10 |
| 町長の説明..... | 10 |
| 議案第 1 1 3 号～議案第 1 2 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 18 |
| 請願・陳情について..... | 25 |
| 散会の宣告..... | 25 |

第 2 号 (3月4日)

| | |
|---|----|
| 議事日程..... | 27 |
| 本日の会議に付した事件..... | 28 |
| 出席議員..... | 28 |
| 欠席議員..... | 28 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 28 |
| 事務局職員出席者..... | 28 |
| 開議の宣告..... | 29 |

| | |
|---|-----|
| 議事日程の報告..... | 2 9 |
| 報告第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 2 9 |
| 諮問第 2 号の上程、説明、討論、採決..... | 3 0 |
| 議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 1 |
| 議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 2 |
| 議案第 9 6 号～議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 4 |
| 議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 7 |
| 議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 3 9 |
| 議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 0 |
| 議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 6 |
| 議案第 1 0 3 号、議案第 1 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 8 |
| 議案第 1 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 5 0 |
| 議案第 1 0 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 5 1 |
| 議案第 1 0 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 5 2 |
| 議案第 1 0 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 3 |
| 議案第 1 0 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 4 |
| 議案第 1 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 5 |
| 議案第 1 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 6 |
| 議案第 1 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 6 7 |
| 休会について..... | 6 8 |
| 散会の宣告..... | 6 8 |

第 3 号 (3 月 1 5 日)

| | |
|---|-----|
| 議事日程..... | 6 9 |
| 本日の会議に付した事件..... | 6 9 |
| 出席議員..... | 6 9 |
| 欠席議員..... | 7 0 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 7 0 |
| 事務局職員出席者..... | 7 0 |
| 開議の宣告..... | 7 1 |
| 一般質問..... | 7 1 |
| 木 原 秀 男 君..... | 7 1 |
| 円 谷 寛 君..... | 8 1 |

| | |
|---|-------|
| 今 泉 文 克 君..... | 9 6 |
| 根 本 重 郎 君..... | 1 1 1 |
| 渡 辺 定 己 君..... | 1 2 2 |
| 今 駒 隆 幸 君..... | 1 2 7 |
| 議事日程の報告..... | 1 3 7 |
| 予算審査特別委員長報告（平成 1 7 年度鏡石町各会計予算について）及び報告 に対する質疑、討論、採決..... | 1 3 7 |
| 常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決..... | 1 4 4 |
| 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について..... | 1 4 7 |
| 議事日程の追加..... | 1 4 8 |
| 意見書案第 2 7 号～意見書案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 1 4 8 |
| 意見書案第 3 0 号、意見書案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 1 5 0 |
| 閉議の宣告..... | 1 5 2 |
| 町長あいさつ..... | 1 5 2 |
| 閉会の宣告..... | 1 5 3 |
| 署名議員..... | 1 5 5 |

鏡石町告示第4号

第8回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年2月28日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成17年3月3日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 木原秀男君 | 2番 | 渡辺定己君 |
| 3番 | 今駒隆幸君 | 4番 | 根本重郎君 |
| 5番 | 大河原正雄君 | 6番 | 柳沼俊行君 |
| 7番 | 今泉文克君 | 8番 | 仲沼義春君 |
| 9番 | 菊地栄助君 | 10番 | 小貫良巳君 |
| 11番 | 藤島一郎君 | 12番 | 円谷寛君 |
| 13番 | 円谷寅三郎君 | 14番 | 森尾吉郎君 |

不応招議員（なし）

平成17年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成17年3月3日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算
- 日程第 5 議案第114号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第115号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議案第116号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第117号 平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第118号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第10 議案第119号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第11 議案第120号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第121号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第122号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第14 議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第15 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 木原秀男君 | 2番 | 渡辺定己君 |
| 3番 | 今駒隆幸君 | 4番 | 根本重郎君 |
| 5番 | 大河原正雄君 | 6番 | 柳沼俊行君 |
| 7番 | 今泉文克君 | 8番 | 仲沼義春君 |
| 9番 | 菊地栄助君 | 10番 | 小貫良巳君 |
| 11番 | 藤島一郎君 | 12番 | 円谷寛君 |
| 13番 | 円谷寅三郎君 | 14番 | 森尾吉郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-----------|----------------|-----------|
| 町長 | 木 賊 政 雄 君 | 助 役 | 正 木 正 秋 君 |
| 収入役 | 大河原 直 博 君 | 総務課参事兼 課長 | 円 谷 光 行 君 |
| 税務町民課長 | 椎 野 優 偉 君 | 健康福祉課長 | 遠 藤 栄 作 君 |
| 産業課長 | 角 田 勝 君 | 都市建設課 参事兼課長 | 新 井 清 司 君 |
| 上下水道課長 | 黒 津 政 美 君 | 教 育 長 | 斎 田 一 男 君 |
| 教育課長 | 今 泉 保 行 君 | 出 納 室 長 | 八 卷 司 君 |
| 教育委員会 委員長 | 稲 田 耕 作 君 | 選挙管理 委員会委員長 | 曾 根 巧 君 |
| 農業委員会 会長職務 代理者 | 円 谷 正 一 君 | 監 査 委 員 | 荻 原 文 博 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|------|---------|
| 議会事務局 局長 | 面 川 武 | 主任主査 | 大河原 久美子 |
|-------------|-------|------|---------|

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから、第8回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

13番、円谷寅三郎君。

〔議会運営委員長 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（議会運営委員長 円谷寅三郎君） おはようございます。

議会運営委員会より、会期日程、議事日程について報告をいたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員（荻原文博君） 皆さん、おはようございます。

平成16年11月、12月並びに平成17年1月分の例月出納検査報告について申し上げます。

まず、11月分例月出納検査についてご報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成16年11月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金の出納保管状況。

2、実施年月日、平成16年12月24日金曜日、午前10時より午前11時20分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名、総務課企画財政グループ

長、税務町民課副主査ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成16年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続きまして、12月分例月出納検査報告について申し上げます。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成16年12月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年1月25日火曜日、午前9時58分より午前11時48分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成16年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

最後に、1月分例月出納検査報告についてご報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成17年1月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年2月25日金曜日、午前9時58分より午前11時55分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長、主幹兼上水道グループ長ほか2名、税務町民課長。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各

基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

以上、報告終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

2月14日、午前11時から臨時議会が開催されました。内容については、職員の給与に関する条例の一部を改正する専決処分について、救助用資機材購入契約の締結について、平成16年度一般会計補正予算について審議され、原案のとおり可決されました。

また、2月25日に定例会が開催されました。内容については、管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、火災予防条例の一部改正について、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約締結について、平成17年度一般会計予算について審議され、原案のとおり可決されました。

詳しくは報告書に記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、2番、渡辺定己君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君 登壇〕

2番（須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会議員の渡辺です。2月25日金曜日、午後1時半から、須賀川地方保健環境組合議場において議会定例会が開催されましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

今回提出されました案件は報告1件、議案2件であります。

議事日程第1、会期の決定は、1日限りとする。

第2、議事録署名議員の指名では、5番議員、私、6番、金子議員、7番、伊藤議員に指名されました。

第3、報告第1号 専決処分の報告についてであります。福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

本件は、市町村合併に伴い平成17年2月28日をもって滝根町、大越町、都路村、常葉川及び船引町を、同年3月31日をもって長沼町及び岩瀬村をそれぞれ福島県市町村総合事務組合から脱退させ、並びに同年3月1日から同組合に田村市を加入させる規約の改正でありまして、報告のとおり承認いたしました。

次に、第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、本件は人事院及び福島県人事委員会の勧告また構成市町村同様に、寒冷地手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、その承認を求めるものでの説明があり、原案のとおり承認いたしました。

次に、第5、議案第2号 平成17年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算についてであります。平成17年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,656万7,000円でありまして、し尿、ごみ、埋立処理施設、斎場、休日夜間急病診療所の運営、維持管理に要する経費並びに各施設建設事業債の元利償還金を精査し、計上いたしまして、前年度と比較しますと、6,921万6,000円、約7.7%の減額となっておりますとの説明があり、原案のとおり承認いたしました。詳細については、配付資料のとおりでございます。

以上でご報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、木原秀男君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 木原秀男君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 木原秀男君） 皆さん、おはようございます。

県中地域水道用水供給企業団より、平成17年第1回県中地域水道用水供給企業団議会定例会の報告をいたします。

日時、平成17年2月9日水曜日、午前10時、場所、石川地方生活環境施設組合。

議事日程第1号。

日程第1、会議録署名議員の指名であります。13番、平田村上遠野健之助議員、14番、浅川町江田久男議員が指名されております。

日程第2、会期の決定であります。平成17年2月9日、1日限りとする。

日程第3、諸般の報告であります。4月、8月、9月の例月出納検査の報告がございました。

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明の件であります。下記議案第1号、2号、3号の件について提案理由の説明がありました。

日程第5、議案第1号 県中地域水道用水供給企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件であります。原案どおり可決されております。

日程第6、議案第2号 平成16年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）の件であります。原案のとおり可決されております。

日程第7、議案第3号 平成17年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算についてであります。その途中、須賀川市議会議員の生田目氏より質問があり、平成16年12月2日の須賀川市議会より意見書の提出の件について、その後の検討はどうなっているかの質疑がありました。答弁は、現在検討作業中でありまして、もうしばらく時間を要する

との答弁がございました。その後、原案のとおり可決されております。

なお、参考資料を添付いたしてありますので、ご査収願います。

以上、報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書により、ご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過報告について、地方自治法第125条の規定により、平成16年度中における請願・陳情についての処理経過報告を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

平成16年度請願・陳情についての処理状況報告を申し上げます。

町として、直接対応すべき陳情につきましては、今年度2件でありました。

陳情第16号 鏡石第2小学校に児童館分室の設置を求める陳情であります。提出者、慶徳芳夫ほか158名でございます。処理状況につきましては、平成17年度に第2小学校放課後児童クラブを設置予定であり、空き教室の改修及び運営費を計上しているところであります。

次に、陳情第22号 鏡田区内上水道未給水地域の早期解消を求める陳情であります。提出者、鏡田区長稲田耕祐ほか5名であります。処理状況につきましては、上水道未給水区域となっている国道4号西側及び東側地域については、国道拡幅工事並びに下水道工事との同時施工を検討している。なお一部につきましては、下水道工事の測量設計業務を実施しているところであります。

以上、請願・陳情の処理状況についてご報告いたします。

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

弥生3月とはいえ、厳しい寒さが続いており、本格的な春の訪れが待ち遠しく感じられる今日ここに、第8回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分1件、諮問1件、市町村合併に係る規約の変更6件、

条例改正 6 件、町道認定 1 件、平成16年度各会計補正予算 6 件、平成17年度各会計予算11 件、合わせまして32件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に 2 番、渡辺定己君、 3 番、今駒隆幸君、 4 番、根本重郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月16日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第 3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日ここに、第 8 回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要について説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

内閣府は、2 月22日の月例経済報告で、我が国経済の基調判断は、「景気は、一部に弱い動きが続いており、回復が緩やかになっている」と示されました。個人消費は、気温等の一

時的な要因もあっておおむね横ばいとなっていることと、所得面においては底がたく推移し、消費者マインドは改善されていることに加え、設備投資は企業収益の改善や需要増などを受けて増加していることが要因とされています。

経済の先行きについては、企業部門の好調さが維持しており、世界経済の着実な回復に伴って景気回復は底がたく推移すると見込まれる一方、情報化関連分野で見られる在庫調整の動きや原油価格の動向等には、留意する必要があると報告されました。

昨年、10月23日に起きた新潟県中越地震から半年を迎えようとしておりますが、余震が時折起こり、不安が消えずして仮設住宅棟での生活が続き、さらに14年ぶりの大雪の中での苦難の生活や、ライフライン等の災害復旧工事が必死に進められています。一日も早い復興と、安心して生活ができる豊かな日々が来ることを願っております。

12月26日には、インドネシアのスマトラ島沖で発生したマグニチュード9.0の巨大な地震と津波は、インドネシア・スリランカ・インド・タイなど12カ国に及び、インド洋沿岸諸国の特に貧困層の人々が大きな被害を受けました。史上最大の犠牲者は29万人以上に上り、生存者も水や食料・衣料品不足、病気との闘いや心のケア等の多くの問題解決に直面しています。

被災地援助で、日本の国際協力NGOの緊急支援開始を初め、インドネシアでは派遣された陸上、海上自衛隊空輸隊による輸送業務の国際協力が行われております。このたびの地球規模の巨大地震において、我々世界人類が平和で安全な生活ができる国家を目指すために、世界各国連携において、地震についての知識と技術を共有し、さらに観測・警報システムづくり、ネットワークの構築が急務となりました。

次に、昨年12月以降の町の出来事について申し上げます。

12月に、千葉市で開催された全国中学校駅伝大会に出場した鏡石中学校女子駅伝チームは、持てる力を遺憾なく発揮し、見事8位入賞を果たしました。

5年連続の全国大会出場、そして4年連続の入賞という輝かしい功績は、全国に鏡石町ありと知名度を高めるとともに、町民に明るい話題を提供してくれました。選手の皆さんの健闘と、指導された先生方やご家族の皆様にも、改めて敬意を表する次第であります。

昨年1年間に発生しました暴行・自転車盗難・車上ねらい・空き巣・自販機荒らしなどの犯罪発生率が、県内の市町村別の中で、人口1,000人当たりに換算して、鏡石町が17件でワーストワンとなり、町民を初め大きなショックを受けました。

町では、1月24日に防犯協会、防犯指導隊、地域安全推進協議会・地域安全活動推進員の代表者による「鏡石町緊急防犯対策会議」を開催し、ワースト脱却と安心、安全な町に向けての犯罪防止活動計画を決め、監視活動などをスタートいたしました。

特に、自転車盗難と車上ねらいの追放を重点とした防犯活動が行われておりますが、町民一

一人一人が防犯に対する意識を高めていただき、犯罪のない安心して暮らせる明るい地域社会づくりに努力してまいりたいと思います。

2月28日に、中外製薬株式会社鏡石工場長等が来庁し、鏡石工場を今年6月末までに、医療器具大手のニプロ株式会社に売却することになったことの報告を受けました。

資産をスリム化し、経営資源を効率化させるため、五、六年後を目安に国内の5工場を2工場に集約する、生産体制の再編策であると説明がありました。

鏡石工場は、狭心症や胃潰瘍の治療剤など固形製剤を生産しており、現在の従業員158人全員もニプロに出向または移籍されることになり、町といたしましても雇用の確保等の面からも一安心をしたところであります。

ニプロ株式会社は、鏡石工場を主力の大館工場に次ぐ第2の医療薬品生産拠点として、生産拡大を進める計画であります。

昭和21年の操業以来、地域に親しまれた中外製薬株式会社鏡石工場からニプロ株式会社鏡石工場に生まれ変わりますが、従前どおり、ますますの地域経済の発展のために寄与されることを期待しているところであります。

平成の大合併、合併特例法の期限の来年3月には市町村数が約2,000以下になることが予想されている中で、全国各地では住民投票で合併反対が多数となったり、議会の否決で破談になるケースもあり、合併の本来のあり方が問われております。

県内においては、3月1日に5町村が合併し、11番目の市として田村市が誕生し、4月1日には岩瀬郡での長い歴史と伝統を持つ、長沼町と岩瀬村が須賀川市に合併されます。お祝いを申し上げますとともに、新しい都市づくり、地域づくりに向けてますます発展されるようご期待申し上げます。

当町は、合併特例法の期限内にこだわらず、当面「地域の特性、優位性を生かした町づくり」を町民とともに推進しておりますので、町民皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、1年は早いもので16年度末を迎えました。現在までの主要事業の執行状況を報告いたします。

本年は、例年になく寒い日が続き、全国各地で記録的な積雪に遭われ、除雪作業等に苦慮されております。

当町においても、昨年12月31日の除雪を初めとし、1月16日、2月16日の降雪により幹線道路と通学路を中心に除雪を行い、町民の生活路線の安全確保に努めたところであります。

今年度は、昨年7月10日からの梅雨前線による集中豪雨を初め、相次ぐ台風による農地、農業施設等に災害が発生したため、国の激甚災害指定を受け災害復旧工事が順調に進み、今月末に完了するところであります。

快適な都市づくりとしての地方道路整備交付金事業の高久田一貫線、地方特定道路整備事業、鏡田499号線、鏡田40号線道路改良工事等につきましても、今月末の工事完了に向けて順調に進捗しているところであります。

生活関連道路、排水路整備事業は、快適な生活の確保の観点に立ち、地域の方々の生活に利便を図られるよう鋭意努力をしているところであります。

都市機能の整備としての生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、今年度の主要整備区域である大池地区の管渠整備工事も順調に進捗し、年度内に予定どおり完了するところであります。これらの面整備により、年度末における下水道普及率は64%を超えることとなります。

上水道第4次拡張事業における水道管布設及び布設がえ事業につきましては、昨年度着手いたしました久来石南、城ノ内地内における未給水地域の水道管布設工事も順調に進捗し、年度内に完了する予定であります。さらに、石綿セメント管更新事業においても予定された中町地内2カ所の配水管布設がえ工事も順調に進み、完了したところであります。

今後、安全で安定した水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年末、県より平成17年産米の生産目標数量の配分が示され、16年対比168トンの減量となる3,555トンとなりました。

これを受けまして、先月10日に開催した町水田農業推進協議会において数量配分の方針を決定し、例年同様水田台帳を基本に農家一律、面積換算で約61.9%の配分をするため、先月末より町内各地域で説明会を開催したところであります。

また、説明の中では、地域水田農業ビジョンの点検見直しの内容をあわせて説明しながら、取り組みについてお願いをしたところであります。

成田地区圃場整備事業は、工事着手から6年目を迎え、今年度についての事業費は3億8,500万円で、37.1ヘクタールが整備され、これにより全体計画の65.6%、108.2ヘクタールが整備されることとなります。事業当初に予定されていた工事期間は、国の事業費の関係で5年程度延長が予想されることになり、現在その手続を進めているところであります。

今後は、経営体育成の基盤事業として機能が十分発揮されるよう、地域と一体となって働きかけてまいりたいと考えております。

企業誘致における地域産業振興と、就労の場の提供を目的とした企業誘致事業につきましては、現在空き地として南部第1工業団地に1区画あり、問い合わせは数社からありますが、なかなか契約にはたどり着けない状況にあります。今後も引き続き地の利、交通の便などを強調して誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

また、大型商業施設の仮称イオン鏡石ショッピングセンター進出につきましては、先月末から造成工事に着手しているところであります。

今後につきましては、基礎工事や建物本体工事、周辺道路の改良など関係機関と調整の上、オープンに向けて進められることになりました。

保健福祉事業につきましては、平成12年度にスタートしました介護保険制度が、この5年間で新しい社会保険制度として完全に国民、町民にも定着し、1月末現在の本町の介護認定者数は355名、保険給付費では平成12年度の2億6,700万円から12月の補正予算後の見込みによると1.7倍の4億6,200万円と見込まれております。

介護保険制度は国民に定着し、認定者数・給付費とも拡大しましたが、その反面、社会保障制度としての持続可能性の面では大きな課題を抱えております。

このような状況を踏まえ、国においては18年度からスタートする次期制度改正に向けた準備が進められておりますが、町としても国の動きを的確にとらえ対応してまいりたいと思います。

子育て支援としての保育所事業につきましては、現在176名の乳幼児をお預かりしておりますが、残念ながら16年度では15名の待機児童が発生し、この4月からの新年度においても16名が待機児童となる状況であります。

核家族化や共働きの家庭がふえ、保育所に子供が集中する傾向が、特に本町においては高い状況にあります。この対策につきましては、国と県とで検討が進められています幼稚園と保育所との一体化及び連携の具体的な方針等を踏まえ、早急にその方向づけを見出したいと考えているところであります。

町民の健康増進事業につきましては、町の医療費統計や要介護認定者の状況、また15、6年度の総合健診と人間ドック時に行いました「健康意識と生活習慣のアンケート調査」等の結果を見ますと、全体的には体重の増加、運動不足が見られること。5年間の医療費と受診者においては循環器系疾患が第1位であり、中でも高血圧、脳梗塞、心疾患が多く、年々増加傾向にあることから、町の健康課題の分析をさらに深めて、介護予防事業を含めた町民の元気づくりを推進するために、庁内関係課の連携のもと、効果的な事業を推進する必要があると考えております。

環境衛生面におきましては、特に家庭から出されますごみが、1月末において対前年比の伸びが可燃物で103%、不燃物109%、資源物103%と増加傾向にあることから、今後とも町民皆様の一層のご協力が得られるよう啓発してまいりたいと思います。

義務教育の振興につきましては、各学校は第3学期も終盤に入り、1年間のまとめと次年度に向けた計画づくりを進めておるところであります。

地域・家庭・学校が連携した特色ある学校づくり推進事業、外国青年英語指導助手による国際理解教育推進事業、パソコンを活用した情報化教育推進事業、幼稚園の預かり保育による子育て支援事業などを計画的に展開してきたところであります。

生涯学習の推進につきましては、社会教育・社会体育団体支援事業として体育協会、生涯学習文化協会の自発的・自主的活動の拡充を目指し、それぞれ自主事業の開催や構成団体・グループの育成を図っており、生涯学習事業との連携の中で支援に努めてきたところであります。

また、図書館の運営につきましては、町民に親しまれる図書館を目指し、サービスの向上に努めるとともに、子供映画会、造形教室、読み聞かせ会、人形劇など学校週5日制に対応した事業にも取り組んできたところであります。

行財政改革推進事業につきましては、第2次行政改革大綱の実施計画に基づき、地方分権の推進と厳しい地方行財政運営を的確にとらえて、各種事業の見直し、経常経費の削減、行政組織の統廃合、グループ制の導入、職員等の諸手当の削減廃止、各団体等の補助金削減等を実施してまいりました。17年度においては新たに改革項目を加えて着実に行政のスリム化を進め、効率性の高い行政運営に努めてまいる考えであります。

情報政策事業につきましては、インターネットを利用して住民票などの申請・届け出ができる「ふくしま県市町村共同電子申請システム」の運用稼働が1月11日から始まりました。システムに参加したのは鏡石町を初め53市町村で、本町においては5番目に多い158項目にわたる申請等の手続について行うことになり、既に入札参加資格申請書等の電子申請があり、その処理をしているところであります。なお、利用をする前に住基カードの申請交付を受け、パソコンに読み取り機を接続することが必要となりますので、ご理解をいただくとともに、今後の電子申請の利用促進を図るため、広報誌等を通しPR等に努めてまいる考えであります。

次に、平成17年度の予算編成概要について申し上げます。

4年目となる第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向け、「快適空間づくり」「元気づくり」「活力づくり」「人づくり」「地域づくり」の5つの柱を基軸に各種事業の重点的かつ効果的な配分に努め、一般会計予算の総額では39億8,000万円と前年度に比べ4.6%、1億9,000万円の減額予算となりました。

この予算編成の背景には、各種の経済指標が示すとおり、景気回復が底がたく推移していますが、国・地方の平成16年度末の長期債務残高は国・地方と合わせて750兆円を超すことが予想されていることや、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという方針のもと、国庫補助金の削減、地方交付税の制度見直し、国から地方への税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、行財政基盤の強化に努めるといった地方財政改革を国主導で進められており、中身については依然不透明な状況で、それが影響していることは言うまでもありません。

このように、これまでにない厳しい状況のもと、財政の運営に当たっては、平成15年3月

に策定した第2次行政改革大綱を踏まえ、行財政改革の推進を柱として、税収のさらなる確保、受益者負担の適正化等の財源確保に努める一方、各種施策の優先順位についての徹底した選択を行い、財源の計画的・重点的な配分に徹することとして、経済動向に即応した機動的、弾力的な運営にも配慮したところであります。

歳入面については、地域経済は依然として厳しく、町税の伸びは余り見込めない状況にあり、さらに地方交付税については、前述の「三位一体改革」の中で昨年に引き続き削減が予想されており、平成17年度においては自主財源の確保がそれほど期待できず、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら、基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、中期財政計画並びに行財政改革実施計画により、徹底した事務事業の見直しを初め、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主な事業については、これまで重点事業として取り組んできた県営成田地区圃場整備事業を初め、上水道第4次拡張事業、公共下水道事業、緊急地方道路整備事業など鏡石町の将来を見据えた基盤づくりと、義務教育施設整備に向けた第1小学校体育館改築推進事業、地域コミュニティ育成事業として「笠石新栄町集会所建設事業」を計画しているところであります。

なお、鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、国が進める三位一体改革の影響を受け、依然として先行きが不透明なため、一時事業の休止を行うことといたしました。

また、ソフト事業としては、新たに「(仮称)牧場の朝駅伝・ファミリーロードレース大会」の開催、今年で第4回目となる「牧場の朝 Y O S A K O I 祭り」や「オランダ祭り」・「あやめ祭り」の支援、さらに町の将来を担う人材育成と国際化に向けた「海外文化学習事業」や「児童園児国際化推進事業」、そして各種福祉事業の充実と合わせ、若い世帯への子育て支援として、2小放課後児童クラブ・つどいの広場の開設ほか、幼稚園・保育所における延長保育、やすらぎとうるおいのあるまちづくりのための「フローラのまちづくり」などに取り組む予定であります。

このほか、平成17年度中に今後5カ年の財政計画を策定し、本町の置かれている地域特性と優位性を最大限に生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。また、時代の要請である電子自治体の形成については、平成14年度に整備した地域イントラネットを活用したIT新時代にふさわしい新たな視点に立ったまちづくりを進めるための予算措置を行ったところであり、町民が幸せを実感できるまちづくりを着実に進めるための所要の予算措置を行ったところであります。

平成17年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算39億8,000万円、国民健康

保険特別会計予算11億4,097万8,000円、老人保健特別会計予算10億2,712万5,000円、介護保険特別会計予算4億3,300万円、土地取得事業特別会計予算5,747万3,000円、工業団地事業特別会計予算2億6,390万7,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算1,300万円、公共下水道事業特別会計予算4億7,200万円、農業集落排水事業特別会計予算6,300万円、育英資金貸付費特別会計予算1,188万2,000円、以上の10会計の予算総額は74億6,236万5,000円で前年比3.4%の減額予算であります。

一般会計予算の前年比では4.6%減額予算であり、上水道事業会計予算3億5,289万円を含め全会計の合計予算額は78億1,525万5,000円で、3.7%の減額予算であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第32号の専決処分した事件の承認につきましては、市町村合併に伴い、地方自治法の規定に基づき福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約変更の承認を求めるものであります。

諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、新しく真島鉄夫氏を推薦するものであります。

議案第94号 岩瀬地方視聴覚教育協議会の廃止につきましては、今年3月31日付で行うことについて協議があったので、これに応じるため議決を求めるものであります。

議案第95号の郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更から99号までの5議案につきましては、このたびの市町村合併により、各市町村で構成されている5組合からの加入、脱退などにより、議員定数等の規約変更について協議があったので、これに応ずるため議決を求めるものであります。

議案第100号の鏡石町税条例の一部改正につきましては、不動産登記法の一部改正による条文の整理を行うものであります。

議案第101号の鏡石町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正につきましては、委員定数の削減を行うものであります。

議案第102号の鏡石町企業誘致条例の一部改正につきましては、奨励金の交付率の削減を行うものであります。

議案第103号の鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正と、議案第104号の鏡石町公民館条例の一部改正につきましては、「暖房」を「冷暖房」とする用語の統一と使用料の額を定めるものであります。

議案第105号の鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、旭町コミュニティセンターの新築に伴う設置追加をするものであります。

議案第106号の町道路線の認定につきましては、高久田一貫線の先ほか3路線を道路法の規定により認定をするものであります。

次に、平成16年度各会計の補正予算について申し上げます。

一般会計につきましては、年度末における各種事務事業の完了や確定による予算を整理調整するものであります。

特に、歳入増による庁舎新築基金繰入金の減額調整等を行い、歳入歳出960万6,000円を増額し、その結果、本年度の予算の累計額は46億9,067万6,000円となりました。

次に、特別会計の国民健康保険特別会計においては、高額医療費共同事業交付金の確定に係る減額調整、工業団地事業特別会計は、南部工業団地内の土地未売却による予算の減額調整、公共下水道事業特別会計は、受益者負担金・使用料の増による増額調整、育英資金貸付費特別会計は、貸付者の減による減額調整、上水道事業会計は、使用料・事業費等の減額調整の予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第113号～議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算から日程第14、議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算から議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算についてご説明いたします。

一般会計予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、平成17年度一般会計の歳入歳出予算の総額を39億8,000万円と定めるものでございます。この予算の総額は、対前年比4.6%、1億9,000万円の減額予算となります。

第2条では、6ページの「第2表 債務負担行為」のとおり、平成17年度貸付予定分の中小企業制度資金利子補給事業及び県営成田地区経営体育成基盤整備事業の合わせて2件の債務負担行為を定めております。

第3条では、同じく6ページの「第3表 地方債」のとおり、集会所建設事業など7件の

起債の目的、限度額、起債の方法、利率などを定めております。

第4条では、一時借入金の借り入れ限度額を5億円に定め、第5条では、歳出予算の流用範囲を定めたものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、2ページからの「第1表 歳入歳出予算」によりご説明いたします。

初めに、歳入ですが、1款町税12億9,220万6,000円、2款地方譲与税1億4,041万2,000円、3款利子割交付金が600万円、4款配当割交付金存目1,000円、5款株式等譲渡所得割交付金が同じく存目1,000円、6款地方消費税交付金1億1,000万円、7款自動車取得税交付金3,500万円、8款地方特例交付金3,800万円、9款地方交付税10億8,400万円、10款交通安全対策特別交付金290万円、11款分担金及び負担金8,676万円、12款使用料及び手数料が6,054万4,000円、13款国庫支出金1億5,695万1,000円、14款県支出金1億6,370万円、15款財産収入1,422万4,000円、16款寄附金が存目1,000円、17款繰入金3億1,131万8,000円、18款繰越金3,000万円、19款諸収入9,948万2,000円、20款町債3億4,850万円、歳入合計が39億8,000万円となっております。

次は、4ページの歳出についてでございますが、1款議会費が9,077万9,000円、2款総務費5億4,615万2,000円、3款民生費7億4,168万6,000円、4款衛生費2億6,006万5,000円、5款労働費が588万2,000円、6款農林水産業費3億1,397万円、7款商工費9,654万6,000円、8款土木費が4億3,865万6,000円、9款消防費1億9,738万2,000円、10款教育費5億3,667万6,000円、11款災害復旧費が4,000円、12款公債費7億3,813万4,000円、14款予備費1,406万8,000円、歳出合計39億8,000万円でございます。

以上、一般会計の予算概要について申し上げます。

次に、特別会計についてご説明いたします。

別冊特別会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第114号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を11億4,097万8,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借入額の最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条では、歳出予算の流用範囲を定めております。

本会計歳入歳出予算の概要は、次の2ページからの「第1表 歳入歳出予算」によりましてご説明いたします。

歳入でございますが、1款国民健康保険税4億6,273万6,000円、3款国庫支出金3億7,497万7,000円、4款療養給付費交付金1億2,170万5,000円、5款県支出金4,915万2,000円、6款共同事業交付金2,013万7,000円、7款財産収入8万9,000円、8款繰入金7,911万3,000円、9款繰越金3,256万3,000円、10款諸収入50万6,000円、歳入合計が11億4,097万

8,000円でございます。

次に、歳出ですが、1款総務費が1,050万5,000円、2款保険給付費7億1,161万7,000円、3款老人保健拠出金2億6,420万3,000円、4款介護納付金9,442万1,000円、5款共同事業拠出金2,547万2,000円、6款保健事業費1,492万円、7款基金積立金8万8,000円、8款諸支出金175万2,000円、9款予備費が1,800万円、歳出合計11億4,097万8,000円でございます。

本会計については以上でございます。

次は、33ページになります。

議案第115号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を10億2,712万5,000円と定めるものでございます。

第2条においては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めております。

歳入歳出予算概要につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

1款支払基金交付金が5億7,699万6,000円、2款国庫支出金3億8万3,000円、3款県支出金が7,502万1,000円、4款繰入金が同じく7,502万1,000円、5款繰越金が存目1,000円、6款諸収入が3,000円となっております。歳入合計10億2万7,125円でございます。

次に、歳出でございますが、1款の医療諸費10億2,712万2,000円、2款諸支出金が3,000円、歳出合計10億2,712万5,000円となっております。

本会計は以上でございます。

次は、49ページになります。

議案第116号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4億3,300万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用範囲を定めております。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算」によってご説明いたします。

1款保険料が7,580万円、2款分担金及び負担金104万3,000円、3款国庫支出金が1億496万2,000円、4款支払基金交付金が1億3,435万2,000円、5款県支出金5,248万1,000円、6款財産収入が存目1,000円、7款繰入金が6,435万3,000円、8款諸収入7,000円、9款繰越金存目1,000円、歳入合計4億3,300万円でございます。

歳出に移りますが、1款総務費991万5,000円、2款保険給付費が4億2,201万1,000円、

3 款財政安定化基金拠出金41万5,000円、4 款保健福祉事業費30万円、5 款基金積立金3,000円、6 款諸支出金20万3,000円、予備費が15万3,000円で、歳出合計4億3,300万円となっております。

本会計は以上でございます。

次は、83ページをお開き願います。

議案第117号 平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を5,747万3,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算」によりましてご説明いたします。

歳入の1 款財産収入4万2,000円、2 款繰入金5,742万9,000円、3 款繰越金が存目1,000円、4 款諸収入同じく1,000円、歳入合計が5,747万3,000円でございます。

歳出の1 款総務費が2万9,000円、2 款事業費5,743万8,000円、3 款諸支出金存目1,000円、4 款予備費5,000円、歳出合計5,747万3,000円となっております。

本会計は以上でございます。

次は、95ページになります。

議案第118号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計予算についてご説明いたします。

本会計予算は歳入歳出予算の総額を2億6,390万7,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によって説明申し上げます。

歳入につきましては、1 款財産収入2億2,953万7,000円、2 款繰入金存目1,000円、3 款諸収入同じく1,000円、4 款繰越金同じく1,000円、5 款使用料及び手数料が3,436万7,000円、歳入合計2億6,390万7,000円となっております。

歳出の1 款総務費が1,091万4,000円、2 款事業費2億5,100万円、3 款諸支出金存目1,000円、4 款予備費199万2,000円、歳出合計2億6,390万7,000円でございます。

本会計については以上です。

次は、113ページになります。

議案第119号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本会計予算は、歳入歳出予算の総額を1,300万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によって説明いたします。

歳入の1 款繰入金が1,299万8,000円、2 款繰越金存目1,000円、4 款諸収入同じく1,000円、歳入合計1,300万円でございます。

歳出の1 款事業費が745万4,000円、2 款公債費544万5,000円、3 款諸支出金存目1,000円、

4 款予備費10万円、歳出合計1,300万円でございます。

本会計は以上となっております。

次は、131ページの議案第120号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4億7,200万円に定めるものでございます。

第2条は、134ページの「第2表 債務負担行為」のとおり、水洗便所改造資金利子補給金など2件の債務負担行為を定めるものでございます。

第3条は、「第3表 地方債」のとおり、公共下水道事業債など3件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率などを定めております。

第4条では、一時借入金の限度額を定めたところでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算」によりまして説明申し上げます。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金2,598万6,000円、2 款使用料及び手数料8,814万5,000円、3 款国庫支出金3,500万円、4 款県支出金140万円、5 款繰入金 2 億2,166万6,000円、6 款繰越金存目1,000円、7 款諸収入10万2,000円、8 款町債9,970万円、歳入合計が4億7,200万円でございます。

次に、歳出の1 款総務費が6,348万円、2 款事業費 1 億4,875万3,000円、3 款公債費 2 億5,890万6,000円、4 款諸支出金存目1,000円、5 款予備費86万円、歳出合計4億7,200万円となっております。

本会計は以上でございます。

次は、153ページの議案第121号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を6,300万円と定めるものでございます。

第2条では、156ページの「第2表 債務負担行為」のとおり、水洗便所改造資金利子補給金など2件の債務負担行為を定めております。

第3条は、「第3表 地方債」のとおり、資本費平準化債の限度額、起債の方法、利率などを定めたものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算」によって説明いたします。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金10万1,000円、2 款使用料及び手数料771万6,000円、4 款繰入金4,818万2,000円、5 款繰越金存目1,000円、7 款町債700万円、歳入合計6,300万円でございます。

歳出につきましては、1 款総務費1,970万5,000円、3 款公債費4,304万9,000円、4 款諸

支出金存目1,000円、5款予備費24万5,000円、歳出合計が6,300万円となっております。

本会計につきましては以上でございます。

次は、171ページの議案第122号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について説明申し上げます。

本会計予算は、歳入歳出予算の総額を1,188万2,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」によって説明申し上げます。

歳入の1款繰入金が142万9,000円、2款財産収入存目1,000円、3款諸収入1,045万円、4款寄附金存目1,000円、5款繰越金同じく1,000円、歳入合計が1,188万2,000円でございます。

歳出の1款育英資金貸付金1,188万円、2款基金積立金が存目1,000円、3款諸支出金同じく1,000円、歳出合計1,188万2,000円となっております。

本会計は以上でございます。

次は、183ページをお開き願います。

議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

第2条では、平成17年度の業務予定量を定めております。

給水戸数4,017戸、年間総給水量130万トン、1日平均給水量3,560トン。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を2億2,683万9,000円と定めるものでございます。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額のうち収入を2,025万円に、また支出を1億2,605万1,000円に定めるものでございます。なお、収支の不足額1億5,080万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金などで補てんするものでございます。

次、184ページになりますが、第5条では、石綿セメント管更新事業費として1,500万円の企業債を予定するものでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を2,000万円に定めるものであります。

第7条では、予定支出の各項目の金額の流用を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、また第9条では、棚卸資産購入限度額を定めるものであります。

以上、平成17年度の一般会計、そして特別会計、上水道事業会計を合わせ、11会計の予算の概要についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、木原君。

〔1 番 木原秀男君 登壇〕

1 番（木原秀男君） 平成17年度の一般会計、特別会計が案として上程されたわけですが、単純な疑問として、素朴な質問として、教育費が上がっておりますよね、5億3,600万、今年。去年は5億2,000万、その前が5億4,000万というふうな数字なんですけれども、教育費は上がっていて、そうすると、学力低下というふうなものは、単純に考えて、学力は上がっているのかというふうなことです。

それからもう一つ、医療費もこれ、どんどん上がっております。医療費が上がっているということは、やはり健康な人が多いのかなんというふうな気がしますけれども、一応上がっている原因をお尋ねします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 椎野優偉君 登壇〕

税務町民課長（椎野優偉君） ただいまの1番、木原議員のご質問の中で、医療費が上がっている原因ということでございますが、国保特別会計の中で見ますと、一般被保険者の高齢化によって医療費が増加になってきているということでございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） ご質問にお答えしたいと思います。

17年度予算につきましては、昨年度より上がっているということでございますけれども、第1小学校の体育館の費用も今回計上させていただきましたので、若干上がっているというふうに思います。

学力との関係ということでございますが、学力の低下については少し話が長くなりますので、一般質問でも出ておりますので、そのときにご答弁を申し上げたいと、このように思います。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成17年度鏡石町各会計予算については、質疑までとし、会議規則第36条の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することに決しました。
お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の選任については、議長において指名することに決しました。

平成17年度各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、木原秀男君、2番、渡辺定己君、3番、今駒隆幸君、4番、根本重郎君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、今泉文克君、8番、仲沼義春君、10番、小貫良巳君、11番、藤島一郎君、12番、円谷寛君、13番、円谷寅三郎君、14番、森尾吉郎君の13名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前11時36分

開議 午前11時58分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成17年度各会計予算審査特別委員会の委員長に大河原正雄君、同副委員長に今駒隆幸君が選任されました。

請願・陳情について

議長（菊地栄助君） 日程第15、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時59分

平成17年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成17年3月4日(金)午前10時開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 報告第32号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第2 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第94号 | 岩瀬地方視聴覚教育協議会の廃止について |
| 日程第4 | 議案第95号 | 郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第5 | 議案第96号 | 須賀川地方保健環境組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方保健環境組合規約の変更について |
| 日程第6 | 議案第97号 | 須賀川地方広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方広域消防組合規約の変更について |
| 日程第7 | 議案第98号 | 公立岩瀬病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び公立岩瀬病院組合規約の変更について |
| 日程第8 | 議案第99号 | 岩瀬地方介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第100号 | 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第101号 | 鏡石町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第102号 | 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第103号 | 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第104号 | 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第105号 | 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第106号 | 町道路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第107号 | 平成16年度鏡石町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第17 | 議案第108号 | 平成16年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第18 | 議案第109号 | 平成16年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第19 | 議案第110号 | 平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |

日程第 2 0 議案第 1 1 1 号 平成 1 6 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 1 議案第 1 1 2 号 平成 1 6 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 木 原 秀 男 君 | 2 番 | 渡 辺 定 己 君 |
| 3 番 | 今 駒 隆 幸 君 | 4 番 | 根 本 重 郎 君 |
| 5 番 | 大河原 正 雄 君 | 6 番 | 柳 沼 俊 行 君 |
| 7 番 | 今 泉 文 克 君 | 8 番 | 仲 沼 義 春 君 |
| 9 番 | 菊 地 栄 助 君 | 1 0 番 | 小 貫 良 巳 君 |
| 1 1 番 | 藤 島 一 郎 君 | 1 2 番 | 円 谷 寛 君 |
| 1 3 番 | 円 谷 寅三郎 君 | 1 4 番 | 森 尾 吉 郎 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------------|-----------|----------------------------------|-------------|
| 町 長 | 木 賊 政 雄 君 | 助 役 | 正 木 正 秋 君 |
| 収 入 役 | 大河原 直 博 君 | 総務課参事兼 課 長 | 円 谷 光 行 君 |
| 税務町民課長 | 椎 野 優 偉 君 | 健康福祉課長 | 遠 藤 栄 作 君 |
| 産 業 課 長 | 角 田 勝 君 | 都 市 建 設 課 長 参 事 兼 課 長 | 新 井 清 司 君 |
| 上下水道課長 | 黒 津 政 美 君 | 教 育 長 | 斎 田 一 男 君 |
| 教 育 課 長 | 今 泉 保 行 君 | 出 納 室 長 | 八 巻 司 君 |
| 教 育 委 員 会 長 委 員 | 稲 田 耕 筰 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 | 横 田 茂 一 郎 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 代 理 職 務 者 | 円 谷 正 一 君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 面 川 武 | 主 任 主 査 | 大河原 久美子 |
|-------------|-------|---------|---------|

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第 2 条による欠席の届け出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事は、議事日程第 2 号により運営いたします。

報告第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第 1、報告第 32 号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第 32 号を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第 32 号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

専決第 30 号 専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市町村長の専決処分の事項について、次のとおり平成 17 年 2 月 1 日に専決処分したものでございます。

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、田村地方の 5 町村の合併による田村市の誕生、そして長沼町、岩瀬村の市町村合併により組合の加入、脱退による一部改正であります。

下の方に、その一部改正につきまして別表第 2 の 1 の項構成団体の欄中には、「田村市」を加えることの一部改正であります。

よって、以降の規定についてはすべて「田村市」を加えるということで改めるものであります。

附則、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後、福島県市町村総合事務組合規約は、平成 17 年 3 月 1 日から施行するものであります。

以上、説明申し上げました。

ご審議をいただき、承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第32号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

諮問第2号の上程、説明、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔諮問第2号を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程いたしました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の任期は3年となっております。このたび現委員であります大和田正男氏が今年5月31日をもって任期満了となることから、今回新たに真島鉄夫氏を委員に推進したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

真島鉄夫氏は、県立岩瀬農業高等学校を卒業後、農業経営に励みながら地域振興のため行政区長、農業委員会委員、社会体育指導員などを務められました。また、昨年11月末まで消防団長として長年の間団員の統率をとるとともに、町民の生命と財産を守る消防活動に徹し、

今日の消防の発展に尽力されました。人柄は、誠実にして責任感が強く、地域住民の信望が厚く、人権問題にも強い関心を持たれております。

人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様方のご意見を賜りたくお願い申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

本案に対する意見は、1名を適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は推薦することに決しました。

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、議案第94号 岩瀬地方視聴覚教育協議会の廃止についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第94号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第94号 岩瀬地方視聴覚教育協議会の廃止について、提案の理由をご説明申し上げます。

岩瀬地方視聴覚教育協議会は昭和44年に設置され、岩瀬管内市町村の負担金により運営されてまいりました。視聴覚教育の多様化、高度化、利用者数の減少、合併に伴う構成市町村の変更などを踏まえ、当協議会で検討した結果、所期の目的が達成されたので、同協議会を廃止することとしたところであります。

地方自治法第252条の6の規定に基づき、平成17年3月31日限り、岩瀬地方視聴覚教育協議会を廃止するものとするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第94号 岩瀬地方視聴覚教育協議会の廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第95号 郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第95号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第95号 郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

このたびの田村地方の5町村の合併により田村市が誕生し、それと長沼町、岩瀬村の須賀川市への合併による同組合規約を変更することについて協議があったので、これに応じるため議決を求めるものであります。

なお、この規約改正は5ページの第1条と6ページの2条に分かれております。第1条は、3月1日で田村市誕生による議員定数の改正であります。第2条の表中、組合を組織する市

町村は「須賀川市」を「須賀川市 田村市」を加えるものであります。次の5町村について削るものでございます。

5条第1項中は議員の定数の規定でありまして、「46人」を「43人」に改めるものであります。

次のページ、第5条第2項中「次の各号に」の各号を削り、「次に」に改め、同条第1項中、これは市町村の長の職にある者の規定における追加です。「及び須賀川市」を「須賀川市及び田村市」を加えるものであります。

同項4条中の「8人」を「10人」に、これは郡山市の議員人数の規定であります。同項に次の「6号」、1号を加えるというのは、「6」を加えるということです。田村市の議会において、当該議員のうちから選挙された4人というふうになります。

7条中の規定は組合議員の補充であります。第5条第2項、第4項及び第5号を先ほどの「6」を加えるための条文の整理であります。

第11条第1項、この規定は副管理者の設置であり、「1人」を「2人」に改める。

同条第2項及び第3項については、須賀川市の次に「田村市」を加える。そして同条第1項に次の1項を加える。その1項は、4、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者の指定する順序により職務を代理する。

15条の第1項については、「の各号」を削除し、「次に」と改めるものであります。

第2条は、4月1日に長沼町、岩瀬村が須賀川市に合併するための議員定数の改正であります。第2条を「田村市 長沼町 鏡石町 岩瀬村 天栄村」を「田村市 鏡石町 天栄村」に改めるものであります。

第5条中は議員の定数であります。第5条中「43人」を「41人」に改めるという内容であります。同項の表、須賀川市の項中、これは全体での議員定数で、これは須賀川市の全体議員定数で「4人」を「6人」に改めると。同表、長沼町及び岩瀬村の項を削り、同条の2項第5号中「2人」を「4人」に改めるというふうになります。

附則で、施行期日でありますが、1、この規約中第1条の規定は福島県知事の許可のあった日から、第2条の規定及び第4項から第6項までの規定は4月1日からということになります。

2の第1条の規定による改正は、3月31日から適用されるということになります。

次のページの経過措置を申し上げます。

3をまとめて申し上げますと、この規定は平成16年度の負担金は3月1日の田村市となっても5町村の分は3月31日分まで同額として行うという規定であります。

4については、田村市となっても負担金の均等割は、町村の合算していた割合とするという内容であります。

5は、須賀川市が負担すべき負担金の負担割合は、4月1日以降も2町村の均等割を合算して得た額とするという内容であります。

6の規定については、田村市及び須賀川市以外の市町村については、当分の間、従前のおりということです。

以上、提案理由を説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第95号 郡山地方広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号～議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第5、議案第96号 須賀川地方保健環境組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方保健環境組合規約の変更についてから日程第7、議案第98号 公立岩瀬病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び公立岩瀬病院組合規約の変更についての3件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号 須賀川地方保健環境組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方保健環境組合規約の変更についてから、議案第98号 公立岩瀬病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び公立岩瀬病院組合規約の変更についての3件を一括議題と

することに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第96号議案～第98号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま一括上程されました議案第96号から98号までの3議案について説明いたします。

一括提案の理由につきましては、長沼町、岩瀬村が平成17年4月1日に須賀川市と合併となるため、須賀川地方の市町村で構成されている3組織から脱退することになるため、議員定数及び負担金等の改正であります。

それでは、議案第96号 須賀川地方保健環境組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方保健環境組合同約の変更については、ただいま変更理由を申し上げましたので、その規約の一部改正について説明申し上げます。

中段に第2条がございます。規定は、組合を組織する市町村でありまして、この2町村を削るものであります。

第5条の第1項中は組合議員の定数で、「13人」を「11人」に改めるものであります。

別表第2第3条第3号及び第4号の事務の項中とあります。これは経費の負担でございます。「80%」、これは須賀川市の分であります。を「88%」に、「20%」、これは鏡石町、天栄村の人口割で「20%」を「12%」に改めるものであります。

附則、この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の須賀川地方保健環境組合の規定は、平成17年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第97号 須賀川地方広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方広域消防組合同約の変更についてであります。先ほどの提案理由と同じ内容であります。その規約の一部改正の説明をいたします。

中ほどに第2条中、これは組合を組織する2町村、この2町村を削るものであります。

第5条は議員定数であり、「24人」を「22人」に、「須賀川市5人」を「須賀川市7人」に改め、「長沼町2人」及び「岩瀬村2人」を削るものであります。

なお、附則については前議案の附則と同じであります。

次に、議案第98号 公立岩瀬病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び公立岩瀬病院組合同約の変更についても提案理由は同じでございます。その一部改正について申し上げます。

中ほどに第2条、組合を組織する町村2町村を削るものであります。

第6条中、議員の定数「17人」を「13人」に改め、「長沼町2人」及び「岩瀬村2人」を削るものであります。

14条の2の規定は出資金であります。須賀川市は「100分の84.822」を「須賀川市100分の89.613」に改め、「長沼町100分の2.344」及び「岩瀬村100分の2.447」を削るものであります。

附則、1については前条議案の附則と同じです。

2、この規約の施行の日前に長沼町及び岩瀬村議会においてそれぞれ選出された議員は、新規約第6条の規定にかかわらず、当該議員の残任期間に限り在任すると、今までどおりという解釈になります。

以上、3議案を一括提案説明いたしました。

ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第96号 須賀川地方保健環境組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方保健環境組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 須賀川地方広域消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び須賀川地方広域消防組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 公立岩瀬病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び公立岩瀬病

院組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第99号 岩瀬地方介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第99号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第99号 岩瀬地方介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の設置規約の改正につきましては、須賀川市、長沼町、岩瀬村の合併に伴い規約を改正するものです。

改正条項につきましては、第1条中の共同設置する町村から「長沼町、岩瀬村」を削る。そして、第5条第1項中ではありますが、審査会の組織人数、現在、3合議体を編成しまして審査会を運営しておりますが、各合議体1名を減じて運営をするということで、「18名」を「15名」に改めるものです。

附則として、この規約は平成17年4月1日から施行する。

以上、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷ですが、今の介護認定審査会の規約改正でございますが、

今まで4町村でこの介護認定審査会を設置してきたわけです。これが2町村になる。いわゆる町村の数が半分に減るわけですが、この中で3人しか減らさないということですね。そうしますと、かなりの各町村の負担額がふえるのではないかというふうに危惧するわけですが、この辺の予算との絡みで、どのくらいの増となるのか説明いただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番、円谷議員のご質問にお答え申し上げます。

今回4町村から2町村になりまして、負担金がどのくらいふえるのかということでございますが、17年度当初予算、これから審議するわけなんです、そういう中で、今回鏡石町においては60万5,000円ほど対前年度ふえます。天栄村が43万3,000円ということで、合わせまして103万8,000円ということになります。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

12番。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷ですが、関連で質問させていただきますが、そうしますと、この18人を15人に減らすということなんですけれども、これだけの財政難の中でまた負担がふえていくということは、大変我々の方にとって大きな負担になるわけです。予算に対して非常に厳しい中でこのこういう増加については、もう少し真剣に対策を考えていかなければならないのではないかと。15人という数についてですけれども、もっとこれを減らすという方法はとれないのかどうかお尋ねしたいわけです。

以上です。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番、円谷議員の質問でございますけれども、数をもっと減らせないかというご質問でございますが、現在、1合議体、5名編成で3合議体ですから15名です。今回の改正によりまして、それぞれ1名として今回、4月から4名体制で行うということでございます。それで18年に介護保険がさらに改正予定されております。そういう中で、大変審査会の内容も充実しなければならないという、これから法の改正になりますとそういうことがございますので、これ以上、4名以下にすることは今のところできない状況でありますので、この4名ということで、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） 課長、4名ですか、5名ではないのですか。

健康福祉課長（遠藤栄作君） 現在5名で、18名になっているのですが、実際は15名で運

営しているということです。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑ありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） ちょっと今の数字、11ページに出ている数字と、それから今、課長の言った説明がちょっと食い違うような気がするんですけども、15人にするとはいまですね。今、現に15名でやっていることなんですね。そうすると、実質的には今度12名でやるということになるわけですか。ちょっとその辺をもう一回。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） お答え申し上げます。

現在18名となっているのは18名以内、今回15名以内ということになります。それで、実際運営しているのは15名ということです。以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第99号 岩瀬地方介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少及び岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第9、議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第100号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 椎野優偉君 登壇〕

税務町民課長（椎野優偉君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、不動産登記法が全部改正されたことに伴いまして、固定資産税に係る条項条文の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、13ページの条文でご説明申し上げます。

まず、第54条第2項及び第5項につきましては、固定資産税の納税義務者を規定している条文でございますけれども、その条文を改正するものでございます。

第72条第1項につきましては、土地並びに家屋の表示登記及び滅失登記等について、登記の申請義務のある者がその申請をしなかったために固定資産税に不足税額が生じた場合の徴収について定めた規定の条項を改正するものでございます。

附則といたしましては、公布の日から施行し、適用は平成17年3月7日からとするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第100号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第10、議案第101号 鏡石町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第101号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第101号 鏡石町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの選挙委員の定数改正につきましては、町の行財政改革により組織見直しを行っている中で、農業委員会におきましても自ら組織のスリム化と効率性を考え、定数検討委員会を設置し過去4回にわたりまして検討してきた結果、委員の定数を6名減するという結論に達したことによるものであります。

改正条例の内容につきまして説明を申し上げます。

15ページになります。

鏡石町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例。

鏡石町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年鏡石町条例第6号）の一部を次のように改正する。

本文中「16人」を「10人」に改める。

附則といたしまして、改正条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用すると規定するものであります。

以上、説明を申し上げます。

ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 4番の根本でありますけれども、今、事務局の説明の中で4回ほど委員会の会議があったということなんですけれども、それについて、今確かに農業を取り巻く環境というのは非常に難しい面があると思います。そして、農業委員の役割というもの、やはり今までより以上にきちんとしなければならないというような面もあるかと思うのですけ

れども、逆にこういうふうな公選で選ばれる方というのは、一番農家に密着しているわけ
ありますので、ここまで16人が10名まで減らすということは、それなりのいろいろな意見
があったと思うのですけれども、差し支えなければ、その途中経過等を示していただきたい。

あと、法定数、公選委員以外で議会もありますけれども、まだ決まっていないこともあり
ます。また、ある意味で強制的に委員会に入ってくる方もおりますけれども、それらを含め
て何人であって、それらを加味しながら公選の人数を10人としたのかどうかをお聞きしたい。
以上であります。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 4番、根本議員の質問にお答えいたします。

検討委員会の経過を示してほしいということでございますが、内容につきましては、近隣
町村あるいは近隣市町村あるいは類似規模の団体、そういう団体等の委員の状況、あるいは
事務処理状況ということと比較しながら検討したということでございます。

定数の決定に当たりましては、選任委員も含めてということで総合的に勘案して16名を
10名に減するというふうに至ったということでございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 議会の場合ですと、議員の法定数があります。その条例によって鏡石
町は何人と決めることができるのですけれども、これもやはり公選プラス学識とかいろいろ
と言われている方から含まれる上限というのは何人かあって、例えばそれを差し引いて16名
を10名にしたのかというふうなことを聞きたかったわけですけれども、条例によっていろ
ろと公選の委員は変えられることはわかっていますけれども、その10名になった経過が公選
以外の人の人数、上限があって、それを差し引いた中で10名にしたのかというふうなことを
お聞きしたかったのであります。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 4番、根本議員のご質問にお答えいたします。

法定数につきましては、選任委員と選挙員ということでございますが、選挙員については
10名、選任委員につきましては団体推薦委員ということで7名ございまして、それらを総合
して、合計で17名の枠があるわけですが、そのうち選挙委員を10名にしたというようなこ
とでございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） ただいまの農業委員の定数の問題ですけれども、町の財政難の中で財政改革をやらなければならないということも一つあるでしょうし、さらにこの間、農家戸数が大幅に減少しているということもございます。ただ、今、根本議員も質問したんですけれども、いわゆる選任委員ですか、そういう説明が課長、ちょっと不十分だと思うんですよ。何か今までは6名だったのが今度7名にふえているんです。そこはもう少し丁寧に説明をしていただかないと、やはり議決するに当たって正しい判断ができないと思いますので、このいわゆる学識経験者とか言われる部分の選任委員が6名から7名にふえているわけです。だからここをもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 12番、円谷議員のご質問にお答えいたします。

選挙員については10名ということございまして、そのほかの選任委員についてでございますが、団体推薦委員ということで、従来どおり農業協同組合から1名、農業共済組合から1名、土地改良区から新たに1名ということでございますが、これにつきましては、近年農地整備事業等一体的に農地流動化の調整を行うなど、構造政策を推進する上で土地改良区といたしますのは加えることが非常に有効であるというような視点で、1名という枠が設けられたということでございます。そのほか、従来どおり議会推薦ということで、従来ですと5人であったのが4名に引き下げられたというような内容でございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） ただいまの説明の中で、要するに行政改革の一環で、今まで公選16名を10名にするという内容でございます。しかし、今聞いておりますと、選任がJA、共済、そして今回新たに法改正により土地改良区から1名が加わると。しかし、議会の方では今まで5名以内、その中で3名を推薦してきたわけでありまして。そして、その目的である行政改革に特に取り組むべき議会がなぜ1名ふえたのか、その辺の説明をお願いします。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 6番、柳沼議員のご質問にお答えいたします。

議会推薦の件につきましては、従来ですと5名以内という規定でございました。これが農業委員会法の改正に伴いまして4人以内に引き下げられたということでございます。

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午前10時48分

開議 午前10時48分

議長（菊地栄助君） 開議します。

6番、柳沼君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今まで議会では5名以内で法律上なっているという、自治法の中で5名以内となっていると、そして議会からは3名出していたわけでありまして。本来ならば5名出しても、それは差し支えなかった。そして今度法改正により4名以内となったと。それはそれで十分に理解しているわけです。

当初の目的である行政改革の一環として行うという内容を頭に置いて、そして委員会の方に定数の削減を協議してほしいということで提案され、そして時代の流れでそのようにするというで委員会で合議され、そして10名にされたと、今説明があったわけでありまして。それはそれで本当に農業委員の方も自分の心骨を削るということでは、やはり町の将来の農業を考えながら決断したと思うわけでありまして。当然議会もすべきだと思うわけでありまして。なぜ4名以内を4名にするのかということなんです。

要するに、選任委員が7名になるわけです。今まで5人だったわけです。それを2名ふやしているんです。それは、1名は土地改良区からこれは法律上やむを得ず入れなければならない。しかし、議会も本来ならば、4名以内であるならば今までの3名にするか、あるいは2名にするかというくらいまで考えるべきであろうと私は思うわけでありまして。そういう意味からどうですかと、どういう内容ですかということでございます。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 6番、柳沼議員のご質問にお答えいたします。

今回の定数委員の見直しにつきましては、選挙委員についてのみ見直しを行うことといたしまして、10名に適正定数を決めたというものでございまして、4名の枠内につきましては、議会の方から農業委員として選出していただくということで、議会内部のことでありまして、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午前10時52分

開議 午前10時52分

議長（菊地栄助君） 開議します。

14番、森尾君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） ただいま農業委員会の定数の減について、いろいろと意見が食い違っているシーンがあります。そういう関係から産業課長、現在までは一般選挙によって16名、そして学識というものにおいて5名で、総計21名で委員というものは成り立っていた。今回、それで初めて産業課長が一般選挙の方をマイナスにするんだと、こういうふうにおっしゃった。最初からそう言えば、皆さん理解します。全体の中からこういうふうには10名になるというから、みんな混沌としているわけね。

そういう関係から、今回土地改良区の方からそれが入るんだと申し上げているから、その土地改良区においては、今、矢吹原土地改良区の理事長は鏡石の町長になっているという関係から、それぞれ各町村には理事、そして総代という方がいて、割合に土地改良区のメンバーは多くなっている。大体、矢吹原土地改良区というものは鏡石がウエートを占めて運営しているような内容ですね。その中において、理事の中から選ぶものか、あるいは総代というものから選ぶものかどうかが、これではっきりしてもらいたい。

それから、産業課長は学識と議会から出ている者は推薦と言うけれども、この推薦という言葉は、これは議会としてはまずい話であって、議会は学識経験というイメージをとってある。ただし、農業委員会の歴代の会長たちが、議会の方から選挙者を1人押さえておいて、それで選挙を無競争にするために推薦する立場をとってくれないかというような立場があった関係から、学識という名前がすっかり推薦に変わっている。やはり議会は今農協の理事、共済組合の理事、そして今度は入る土地改良区の理事、これは学識、そして議会も学識経験者と、特別に学識だから優秀かなと言えば、それほどでもない。普通ではあるんだけど、学識経験という名前、推薦ではないということを、これはきちっとしてもらいたい。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 14番、森尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、改良区からだれが選ばれるのかというようなご質問であったかと思うのですが、これにつきましては、理事ということで規定されてございます。

また、選任委員の呼び方についてでございますが、農業委員会法の中では、団体推薦委員というような表現をしておりますので、私は法律にのっとった形で表現したということでご

ざいます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第101号 鏡石町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第11、議案第102号 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第102号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第102号 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、企業進出に伴い操業奨励金の交付を一定割合で進出企業に交付していたものを町財源確保の重要性に軸を置きながら、なおかつ他の工業団地を持つ市町村に負けない魅力と恩典を残すという観点から、一定割合の減額をいたすものでございます。

改正条例内容につきまして説明を申し上げます。

17ページになります。

鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例。

鏡石町企業誘致条例（平成7年鏡石町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2 操業奨励金の項中「100分の80」を「100分の70」に、「100分の60」を「100分の50」に、「100分の40」を「100分の30」に改めるものとさせていただきます。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行するものでありまして、この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づいて交付されている奨励金及び平成16年12月31日までに投下された新たな固定資本総額に対する奨励金については、従前の例によると規定するものとさせていただきます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、森尾君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 議案第102号についてであります。今回、いろいろな社会情勢の中からこのように問題が低下してくる。そういう関係において、本町も企業を誘致するに当たって、これは特別委員会をつくって福島県が企業誘致条例というものは福島県においては第28番目に設置した誘致条例であります。これにおいては、特別委員会は喜多方市に勉強に行かれ、そして帰ってきていろいろな議論をなされ、討論いたしました。そして固定資産税の資本の総額に係る問題については、やはり誘致条例をつくって、そして会社を関東、関西から全面的に東部工業団地、あるいは北部工業団地、そして南部第1工業団地等もそのときはまだできていませんでしたけれども、そこに誘致する企業に対しては、それなりに固定資産税等のその総額に対するところの奨励金を与えましょうというのがねらいでつくったわけがあります。

今回、それを3段階に分けて10%がマイナスになるということになっているわけでありまして、そこでお尋ねしたいことは、平成17年度の新年度予算においては、3社についての奨励金を与えることになっております。今後、誘致条例、現在までに何社、そして今後このマイナス10%になった奨励金が、今後どの何社に残っているかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思っております。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 14番、森尾議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、奨励金の該当する会社でございますが、平成17年度におきましても4社ということ

でございます。

それと、新しい奨励金の歩合についてはというご意見でございますが、先ほど改正条例の中でご説明を申し上げましたが、16年12月31日まで投下された新たな固定資本に対してということでございますので、その後企業誘致は行っておりますが、進出企業はありませんので、何社ということはお答えできません。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第102号 鏡石町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第103号、議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第12、議案第103号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第104号 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第103号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第104号 鏡石町公民館条例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第103号議案、第104号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました議案第103号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第104号 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの2つの条例改正は、近年の冷房設備の整備に伴います冷房料の追加と類似施設の使用料の整合性を図るために行うものでございます。

まず初めに、議案第103号の鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例（昭和55年鏡石町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表備考の欄中ですが、使用料の項目の「暖房」を「冷暖房」に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第104号 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

鏡石町公民館条例（昭和43年鏡石町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2でございりますが、これは公民館使用料の項であります。その備考を次のように改めるものでございます。

1、冷暖房を使用する場合、燃料費として1時間当たり100円を徴する。2、ガス代として調理台1台につき1時間当たり210円を徴すると改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成17年4月1日から施行するものであります。

以上、一括上程されました議案第103号並びに議案第104号についてのご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第103号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 鏡石町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第14、議案第105号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第105号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第105号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

次のページをお開き願います。

改正理由につきましては、昨年10月14日に旭町コミュニティセンターを着工し、今年3月10日に完成されます。よって、第2条、名称及び位置、旭町コミュニティセンター、鏡石町旭町440番地9を加えるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明申し上げます。

審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第105号 鏡石町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第15、議案第106号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第106号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 新井清司君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（新井清司君） ただいま上程されました議案第106号 町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により町道路線を認定するものでございます。

認定路線につきましては、25ページになります。

路線名、起点、終点、延長、幅員の順で申し上げます。

笠石506号線、笠石原町686番1、笠石原町702番3、延長が174.0メートル、幅員が7.8メートルから16.3メートル。次に、笠石507号線、豊郷中238番から豊郷中178番1、延長が157メートル、幅員が7.5メートルから9.5メートル。笠石508号線、旭町22番から旭町6番1、延長が225.0メートル、幅員が4メートルから8メートル。次に、鏡田509号線、南高久田73番から鹿島41番、延長が852メートル、幅員12.5メートルから29メートルの以上の4

路線を認定するものでございます。

審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第106号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第16、議案第107号 平成16年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第107号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいま上程されました議案第107号 平成16年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

このたびの補正につきましては、年度末における予算の整理、調整が主でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ46億9,067万6,000円といたすものでございます。

第2条では、30ページの第2表、債務負担行為補正のとおり、新たに平成16年度農業経営基盤強化資金利子補給事業を追加し、また、既定の特別養護老人ホーム天栄ホーム建設事業については、独立行政法人医療機構からの融資の手續の関係上、期間を変更するものでご

ざいます。

第3条では、第3表、地方債補正のとおり、町道整備事業債の限度額を変更するものでございます。

詳細につきましては、33ページからの事項別明細によりましてご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（正木正秋君） 以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、森尾君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 平成16年度一般会計の補正予算（第5号）でありまして、今回は非常に、16年度においては災害の多い年でございます。そういう関係から、今回の補正予算は整理、調整予算と、こういうふうにならなっているわけでありまして、そういう関係から町政においても、本町が災害に対するところの努力、そして県当局あるいは国当局の査定というものにあって、約満額的な予算が入ったわけでありまして、特に本町においても、高久田行政区においては整備不良のため災害が全体の60%の予算がうちの方に入っているということに対して、この席上より、この満額的な予算は100%でございます。そういう関係で、私からお世話になったという言葉差し上げておきたいと、このように考えているものであります。

そういう関係から、歳入において37ページ等でございますように、この災害予算、特に高久田の未整備地区においては、すばらしいU字溝関係、1,800掛ける1,500イコール400メートル弱と。それから、1,200掛ける1,200の約800という、大きな予算がうちの方に完成を見るわけでありまして、特に、未整備地区においてのあのU字溝はすばらしいものが、国だからああいうすばらしいU字溝が入るのかなと、このように考えております。

そういう関係から、非常に業者も2番手の業者によって、今この天候不順あるいは天候によって進まなければならない期日も来ているようであります。そういう関係から、期日というのは多少ずれるのではないかというような心配もしているようでありますけれども、その点においては、工期というものは、あくまでも16年度の3月30日だ、あるいは3月25日という期日にしているものかどうか。これは大分業者が心配している。そういう関係から、この点についてどう面倒を見ていただけるかどうか、この点をお伺いしておきたいと思っております。

それと、災害だからあのようにすばらしいU字溝が入るわけでありませぬけれども、本町のこの予算においては、高久田一貫線の付近におかれるところの中堀においては予算がつかないと、予算はもう見ていないというような状況にある関係から、このように災害に遭って、あのような立派なものが入るわけでありませぬけれども、これを期待するわけにはまいりませぬ。そういう関係において、高久田一貫線もあと2年においては完成するかなと、このようになっております。そういう関係において、この災害についているところの上限延長、これをどう考えているかという点、この点を整理予算ではございますけれども、お伺いしておきたいと思ひます。

それから歳出の方において、40ページにありますけれども、この路線バス、教育委員会の方から17年度以降、成田線の方において廃止をしたいんだというようなことをちょっと聞かされておりますけれども、この成田付近、神田線というものはあくまでも子供さんが乗っているために第3種で運行しているわけでありませぬ。そういう関係において、これをいずれの時期に、本当にこの路線バスに対するとこのこれを本当に廃止するものかどうかという問題、町の方においても今2,000万円という尊い金を福島交通の方に負担しているわけでありませぬから、できるだけ廃止するなら廃止をし、そして行政上の運用に違ふ方に使うというようなことになれば、これは幸いだなと思ひますけれども、これを本当に17年度以降廃止するものかどうか。特に成田の皆さんは厳しいから、成田の皆さんにいつ、何もせつかく今運行しているものを廃止するんだという、そういう言葉は成田の皆さんからは出ないとも限らない、この点においてはよく話し合いをして、廃止するならするというようなはっきりした線を打ち出してもらいたいと思ひます。

それから、55ページから56ページにかけて教育関係であります。語学指導に対するとこの鏡石町は管内きつての、管内よりいち早く語学指導青年招致運動、そういう事業を起こして、鏡石町は第1小学校、そして中学校にそれぞれの別々に先生を受けているわけでありませぬ。そういう関係から、語学の方もかなりそういうふうに指導的にウエートを占めていかなと思ひますけれども、幸い岩瀬管内とか須賀川市あるいは岩瀬管内を含めてのところの中学校等の英語に対するとこの弁論大会とか、あるいはそういったいろいろな英語を交えたところの大会がございませぬけれども、残念ながら私も新聞は見ているわけでありませぬけれども、鏡石中というような、その成績が載っていない。これは、今これだけお金をかけていながら、子供さんたちがそれなりにやっているかなと思ひますけれども、その指導の成果というものはどうなっているか。この点をお伺いしておきたいと思ひます。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 14番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、路線バスのことでございますけれども、路線バスの廃止云々とは関係なく、旧2小児童のバスの補助を廃止の方向で話し合いを持ちたいということを計画しております。

それから、英語教育の成果ということでご質問がございました。確かに英語の弁論大会では、鏡石中学校からまだ上位入賞者が出ていないということで私も心配をしております。これも、英語の先生にもご努力いただいて入賞に近づけたいというふうに思っております。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 新井清司君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（新井清司君） 14番、森尾議員さんのご質問にお答えいたします。

工期につきましては、一応2月28日になっております。ただ悪天候のために若干おくれておりますので、これらにつきましては、今後現場の状況を見た中で調整をしていきたいと考えております。

それから、災害復旧事業の前後についてでありますけれども、これらにつきましては、災害復旧事業は原因が起きたときのものでの採択を受けておりますので、今後、その前後については今後災害が発生すれば事業は進められることとなりますけれども、町単独事業としての今のところの考えは持っておりません。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14番、森尾君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 教育長、補助を廃止していきたいということは、特に成田の場合は第3種として5人以上毎日子供さんが乗ってくれている関係から、この福島交通も須賀川発成田工業団地の入り口まで、神田までは行かないで、そういうふうになっている。補助を外すということに対しては、この第3種の点は廃止になると、こういうふうに私たちは考えるわけでありましてけれども、補助なら補助をきちっと外す。そうすれば、今度は総務課の方で、もう成田の子供さんたちは乗らないよと、そうなれば、逆に福島交通において、須賀川発成田行き、東部工業団地入り口までというものは、これはカットしてもいいかなと、これで考えるんですけれども、これはあくまでも補助を廃止するということで、これは確かめておきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、語学指導におけるところの成果というもの、これは非常に1小と2小で2人に対して1,000万円からの金をかけておる。そういう関係において、今までに5,000万円、6,000万円の上、金がかかっているわけだ。そういう関係から、鏡石中学校においては、女子の陸上においてはすばらしい成果を持って皆さんにたまげられている。だけれども、これ

はずばらしい、その点においては、金をかけている語学の方がそういった成果があらわれていないということに対しては、それなりに私たちはどのような指導をしているのかと、私は申し上げませんよ。だからそういうふうに、これだけのお金をかけていながら、昨日の問題ではなくても、質問している金をかけているなら成績が上がるというのは当然のことです。そういう関係から、やはりこの点において、金をかけたらかけたように子供さんたちも努力をしていることはわかりますけれども、こういった問題において、やはり鏡中のこういう大会においての上位入賞というものはあってしかるべきではないかなと、それは生徒に期待するしかないんですけれども、その点において、特に語学指導においているところのその指導の成果をますます発揮できるように、教育長、この点については今後どう指導に当たっていくか、この点を伺っておきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 14番議員のご質問にお答えを申し上げます。

路線バス、確かに第2小学校の子供が乗らないと廃止の方向になるかもしれないということとは承知しております。したがって、補助を廃止することと路線バスが廃止になること、これについては、総務課の方ともよく協議をしながら、対応していきたいというふうに考えております。

それから、費用対効果の問題で、外国青年を招致しながら成績が上がっていないというようなおたがいでございますが、なお中学校にその旨お話を申し上げて、努力をしてもらうようにお話をしたいと思います。

議長（菊地栄助君） ほかに。

7番、今泉君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま補正につきまして説明をいただきました。前の14番議員の方から、私が聞きたい内容等についても具体的な質問がされましたので理解する部分もあるのですが、実は私もただいまの40ページの総務費の地方路線バス、これなんです、これらにつきましては、当初から路線が決まっておりますし、そしてそれに基づいて予算化をして、維持負担金というものが出されていると思います。それがこの年度末に来て、何でこのように450万円という大きい金額がここで新たにこんなふうに追加してきたのか、その内容についてお尋ねさせていただきます。

あと、2点目は46ページの3款民生費の保育所の部分でございますが、ここで償還金利息及び割引料、保育所運営費の返還金ということで、新たに7万4,000円ほど追加になっているわけでございますが、これらの借入れ額とか、それらについて内容があるようでしたら、

これにもう少し説明をいただきたいと思います。

あと3点目は、同じく56ページの語学指導外国青年招致事業費のこの委託料の部分でございます。ここで新たに63万円ほど減額になってきたところなんですが、これはどんなふうな理由でこういうふうに減額になったのか。その辺をもう少し細かくご説明いただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番、今泉文克議員の質問にお答えします。

40ページの19の地方路線バス維持負担金の増額につきまして申し上げます。どうして今、この時期に増額かという根拠について申し上げますと、毎年、14年度の実績により予算を編成してきております。その背景には、やはり実績、5.6人以上乗車ということがあれば、その割合で負担金が変わってくるというようなことも背景にございまして、このように上程するものであります。補正前は1,643万1,000円で、トータル2,094万8,000円となります。

以上です。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番、今泉議員のご質問にお答え申し上げます。

46ページの保育所の運営費の返還金でございますけれども、これにつきましては15年度分の国庫負担金の確定ということでの返還金でございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 7番、今泉議員のご質問にご答弁申し上げます。

56ページの語学指導助手の委託料の件でございますけれども、この委託業務につきましては、毎年入札を実行しておりまして、その設定額に対して落札した価格が低うございまして、その請け差というようなことで減額補正をさせていただいたところでございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑ありませんか。

6番、柳沼君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今回の補正について、2点ほどお聞きしたいと思います。

今回、地方交付税が9,200万円入って、繰入金に6,500万円、そして3,000万円積み立てるという、すごくうれしい話であります。

そんな中で、地方特例交付金が400万円下がったと。これは当初見積もり、どんなことがここで起きたのかなと。これは住民補てん債との絡みもあるのでしょうかけれども、どんな理由でこういうふうに減額になったのかというのが1点。

もう一つは、44ページの精神障害者居宅生活支援事業補助金、これが今回償還金、利子及び割引料金、支援費制度事業ということで262万9,000円、どんな制度で、これはどういう償還金なのか、伺っておきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番、柳沼俊行議員の質問にお答えします。

33ページの地方交付税の増が前年対比約8.4%増になっております。それもあわせて地方特別交付税の減額はなぜかということをお知らせ申し上げますと、予想よりも町民税が減額したため減収減というふうになります。算出額の15%を減税しているため、そのような減になりましたのでお願いします。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 6番、柳沼議員のご質問にお答え申し上げます。

44ページでございますけれども、1つは精神障害者の委託料でございますが、これにつきましては精神障害者の方、1名でございますけれども、緊急に入所の必要ができました。そういうことでの委託料でございます。

もう1点、その下の償還金の関係で、支援費の返還金、これについては、先ほど助役の方から説明申し上げましたように、15年度の国庫負担金の確定による精算ということでの、こちらからの支払いということになります。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼君の再質問を認めます。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今、総務課長の話だと減収したと。これは逆ではないですか。要するに住民税が多く集まったというか、そういう関係でこれだけ補正になったのかなと思ったんですけれども、この辺は逆ではないですか。ちょっとその辺を伺っておきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 柳沼議員の再質問にお答えします。

私も当初そのような解釈をしたのですが、担当者に再度確認しましたらばこういうことで

す。町民税の減収が全体の中で15%減税している。その中で、その対象となるものが少ないということで、15%課税している中での町民税が減になったということで減収減。減収減ということは、掛けるとその分が収入が少なくなるというふうにご理解していただきたいと思えます。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼君の再々質問を認めます。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） そうすると、逆に住民税の減税補てん債は増額になるのではないですか。どうもその辺がちょっとわからないのですけれども、その点をお聞きします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいまの柳沼議員の再々質問にお答えします。

37ページに減税補てん債の減少額が280万円ございます。これは11年度から税制改正が行われて、その15%のうちの4分の1を補てんするという形で、その形で同じく4分の1該当なので税額が減少されるということです。

議長（菊地栄助君） ほかに。

1番、木原君。

〔1番 木原秀男君 登壇〕

1番（木原秀男君） 1番、木原でございます。

61ページの教育費、保健体育費の中の施設管理費です。減額561万円、その内容はちょっと先ほど説明したとは思うのですけれども、もう一度、この大きな561万円の減額の説明をお願いします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 1番、木原議員のご質問にお答えしたいと思います。

560万円減額の内容でございますが、62ページにありますけれども、このたび経常経費としての光熱水費、さらには町民プールの業務委託の請け差等の減額によりまして、今回560万円の減額となったところでございます。

主なものにつきましては、特に光熱水費ですが、各施設の節減、節水等に努めた結果の減額ということでございました。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 1番、木原君。

〔1番 木原秀男君 登壇〕

1番（木原秀男君） 1番、木原秀男です。再質問いたします。

ただいまのこの光熱費、委託料の件ですけれども、これは最初から、どうなのでしょう、見積書とかそういうふうなものをとって、そういうふうな数字を出しているとは思いますが、どうしても、こういうふうな大きな数字の違いになった原因をちょっとよろしく説明願います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 1番、木原議員のご質問にお答えしたいと思います。

当初、積算する段階につきましては、ある程度の使用料等を概算で計算しまして、前年の実績等を踏まえまして予算積算するわけでございます。その中で実際に使われた段階で、例えば使用者数等に変動があったときには、やはり増減するものなのかなというふうに思っております。また、電気料につきましては、算出がこれまで東北電力の基本料がある時期のマックスといいますが、最高値を基本としてその基本料金が設定されているというふうなこともありまして、そうしますと、その最高値を下げることによって、その基本料金も下がるというようなこともありまして、それらについて工夫をした経過もございまして、そのようなことでの今回の減額というふうなことになっているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 1番、木原秀男君。

〔1番 木原秀男君 登壇〕

1番（木原秀男君） 再々質問させていただきます。

この光熱費もこういうふうに80万円の大きな減額というふうになっておりまして、これは水道を使っているのか、井戸水を使っているのかというふうなことなんですが、当初は井戸水の予定ではなかったのかなというふうに思うんですけれども、そのところをちょっと説明願います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 1番、木原議員のご質問にお答えします。

この光熱水費の中で、町民プールにつきましては井戸水利用を併用しております。項目的に経常経費の光熱費につきましては、構造改善センターの光熱水費ということでありまして、施設によってそれぞれ予算措置しておりますが、ただいまのご質問のプールにつきましては

井戸水と併用しているというところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

3番、今駒隆幸君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 58ページをお願いします。

教育振興費の中の備品購入費の教科書改定に伴う教師用教科書なんですけれども、590万円ほど計上されているのですが、こういうものは町で持つものなんですか。それとも今後、国とか県から補助があるものなんですか。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 3番、今駒議員のご質問にお答えいたします。

教科書につきましては、今ご質問ありましたけれども、児童用の教科書につきましては国庫、国のいわゆる費用負担であります。今回につきましては、それを教える先生方の指導書であります。指導書につきましては各学科ごとに指導書があります。さらには先生がそれぞれお持ちになります。その指導書につきましては、いわゆる自治体負担というようなことになっております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 若干お尋ねをいたします。

61ページ、10款教育費の中の社会教育費、図書館費、これは240万円ほど減額になっていきますね。この委託料、清掃業務委託料が159万5,000円のものになっているんですね。これは、本来清掃費というのは幾らかかっているんですか。この159万円も になったということは、幾ら減って最後幾らになったのか、これをちょっと聞きたいということと、もう一つ、その下の10款教育費の中の保健体育費の中で、さっきも出たんですけども、62ページの説明欄で委託料、町民プール関係委託料が、これもマイナス250万円になっているんですね。250万円の減額した内訳、いろいろあるでしょう、委託料の中にも監視業務だとか、あるいは危機管理とかいろいろあるんですね。その内訳をちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、次のページ、63から64ページの農業災害復旧費、我々素人から見ると、この減額補助分が2,775万4,000円の減額なんです。これは我々の常識をちょっと超える巨額

の金額になるわけですが、なぜこのようなものが生じたのか、ちょっと説明をいただきたい
と思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 新井清司君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（新井清司君） 12番、円谷寛議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧事業につきましては、当初、大体復旧予定箇所のメーター単価で一応概算で事務
の方で積算して予算化しています。その後、農林省、大蔵省の方の役人によります査定があ
ります。今回のこの2,771万5,000円の減額というのは、その農林省の方の査定での減額、
それからあと請け差の減額、これを合わせて今回の減額をしたということです。

以上です。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番、円谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、図書館費の清掃業務委託でございますけれども、当初予算205万円ほど計上してお
ります。これは設計を組んだ段階での契約であります。結果、45万円ほどの落札減がござい
ました。といいますのは、業者さんが競争の結果、このような金額で落札されたというこ
とで減額になったところであります。

続きまして、町民プールの委託料の関係ですが、施設管理業務の方で170万円、さらに機
械の保守点検の方で80万円というようなことで減額になっております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第107号 平成16年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、午後1時まで昼食を挟み休議といたします。

休議 午後 零時10分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第17、議案第108号 平成16年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第108号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 椎野優偉君 登壇〕

税務町民課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第108号 平成16年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,410万円とするものでございます。

詳細につきましては、73ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（椎野優偉君） 以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第108号 平成16年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決い

たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第18、議案第109号 平成16年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第109号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第109号 平成16年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

このたびの補正の内容につきましては、平成16年度償還金返還に伴う一般会計からの繰り入れが主な内容でありまして、既定の歳入歳出の総額から1億4,984万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2,826万8,000円とするものであります。

詳細内容につきましては、83ページ、事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長（角田 勝君） 以上、説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第109号 平成16年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決い

たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第19、議案第110号 平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第110号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま上程されました議案第110号 平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,986万7,000円とするものでございまして、平成16年度予算の整理が主な内容でございます。

補正の内容につきましては、91ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第110号 平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第20、議案第111号 平成16年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第111号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第111号 平成16年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ384万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,104万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、99ページからの事項別明細書によりご説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第111号 平成16年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第21、議案第112号 平成16年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第112号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま上程されました議案第112号 平成16年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成16年度上水道事業会計の決算に向けての予算整理が主な内容でございます。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、既決予定額の総額から収入支出それぞれ576万5,000円を減額し、収入支出の総額をそれぞれ2億2,083万3,000円とするものでございます。

また、第3条、資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,500万円、当年度分損益勘定留保資金1,005万4,000円を過年度分損益勘定留保資金5,552万4,000円に改めまして、資本的支出の既決予定額から1,953万円を減額し、資本的支出の総額を1億4,682万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、105ページからの事項別明細書により説明させていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第112号 平成16年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日から3月14日まで10日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月14日までの10日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時30分

平成17年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成17年3月15日(火)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 平成17年度鏡石町各会計予算について
 予算審査特別委員長報告
日程第 3 請願・陳情について
 各常任委員長報告
日程第 4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

- 追加日程第5 意見書案第27号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書(案)
追加日程第6 意見書案第28号 混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書(案)
追加日程第7 意見書案第29号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書(案)
追加日程第8 意見書案第30号 福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書(案)
追加日程第9 意見書案第31号 利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書(案)

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 木原秀男君 | 2番 | 渡辺定己君 |
| 3番 | 今駒隆幸君 | 4番 | 根本重郎君 |
| 5番 | 大河原正雄君 | 6番 | 柳沼俊行君 |
| 7番 | 今泉文克君 | 8番 | 仲沼義春君 |
| 9番 | 菊地栄助君 | 10番 | 小貫良巳君 |
| 11番 | 藤島一郎君 | 12番 | 円谷寛君 |
| 13番 | 円谷寅三郎君 | 14番 | 森尾吉郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-----------|----------------|-----------|
| 町長 | 木 賊 政 雄 君 | 助 役 | 正 木 正 秋 君 |
| 収入役 | 大河原 直 博 君 | 総務課参事兼 課長 | 円 谷 光 行 君 |
| 税務町民課長 | 椎 野 優 偉 君 | 健康福祉課長 | 遠 藤 栄 作 君 |
| 産業課長 | 角 田 勝 君 | 都市建設課 参事兼課長 | 新 井 清 司 君 |
| 上下水道課長 | 黒 津 政 美 君 | 教 育 長 | 齋 田 一 男 君 |
| 教育課長 | 今 泉 保 行 君 | 出 納 室 長 | 八 卷 司 君 |
| 教育委員会 委員長 | 稲 田 耕 笱 君 | 選挙管理 委員会委員長 | 曾 根 巧 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|------|---------|
| 議会事務局 局長 | 面 川 武 | 主任主査 | 大河原 久美子 |
|-------------|-------|------|---------|

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

木原秀男君

議長（菊地栄助君） 初めに、1番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

1番、木原君。

〔1番 木原秀男君 登壇〕

1番（木原秀男君） 皆さん、おはようございます。1番議員、木原秀男でございます。

春一番、平成17年3月定例会の一般質問の一番くじを引かせていただきました。ラッキーと感謝しておりますでございます。

質問に先立ちまして、所信の一端を述べさせていただきます。

暦の上ではとうに春なのですが、3月4日の大雪は関東以北の人たちの交通手段に多大な迷惑をかけておりました雪でございます。気象庁の発表によりますと、もう既に関東地方では春一番の風が吹いたとの発表がありましたが、今年の冬は殊のほか厳しい冬でありまして、次から次へと、いつになったら春の訪れが来るのやら待ち遠しいシーズンであります。

春一番とは、厳密な定義はないそうですが、そもそも立春は毎年2月4日と決まっているわけですが、そのころに最初に吹く強い南寄りの風をいうのだそうであります。関東地方には、今年は例年より3週間くらい遅く春一番の風が吹いたそうであります。この春一番の風は、昔から漁師の方々の言い伝えで、船底一枚は地獄であるとのならわし、風習から、春一番は突風であり、時には船をひっくり返すほどの恐ろしい風でもあるそうでございます。

また、春にはいろいろな顔がございますが、花でいえば梅の花、そして菜の花、鳥でいえばウグイス、ホオジロ、春は古くから文学や音楽の題材にも登場してまいりました。文部省唱歌の「春の小川」など、枚挙にいとまがありませんが、しかし、「春のうららの隅田川」

は、残念ながら1998年に文部省唱歌から姿を消しております。逆に、春といえば別離の季節でもあるそうでございます。また、人生の門出でもあります。あらゆる学校の卒業式や会社の転勤、そして退職、4月に入りますと、入学式や就職など人生の新たなるスタートの時期でもあります。

今朝ほどのラジオを聞いておりますと、桜の花は342種類くらいあるそうですが、源流は、原種と言いますか、12本くらいだそうでございます。交配、交配でこういうふうな342くらいの種類になっているというふうなことは大変びっくりしました。

質問に入ります。

1つ、犯罪ワーストワンの反省と今後の対策についてでございます。

我が町の昨年の犯罪発生率は新聞紙上で十分にご承知のとおりと思いますが、町の部ではワーストワンと大変不名誉なタイトルをつけられた町でございます。人口1,000人当たり換算した数字でございますが、自転車盗難と車上ねらいがワーストワンで、特に自転車盗難は5,051件、時間帯としては午前7時から8時台が24.8%と最も多く、車上ねらいは3,524件と、場所別では自宅・アパートの駐車場が多く79.5%となっております。戸口別では無施錠34.1%、かぎ穴破壊21.3%の順であります。万引きは当町は順位には入っていませんでしたが、ちなみに1位は安達町、2位は白河市、3位は西郷村と、いずれも4号線上の市町村が続いております。発生場所としては、やはりスーパー、量販店など、いずれも若い方や無職者がともに21%と高い比率を示しております。

また、2月18日に発表されました去年の1年間で発生した人身事故関係ですが、これも町の部では下位の方ではございますが、やはり上位の方にある部分のものは入っております。飲酒運転と速度違反のワーストワンは長沼町で、2位が鏡石町が続いております。そして、人身事故を起こした運転者の居住地のワースト順位は、町の部では長沼町、2位、塩川町、3位、鏡石町と、やはりここにも鏡石町が入っております。

中学校駅伝のように、よいことで評判になるのであれば素晴らしいことですが、悪い方でナンバーワンはいただけないものであります。こんな犯罪の多い町とは、私も思ってもおりませんでした。住みよい町、住んでみたい町と誇りに思っている町民は、果たしてどのように感じたことでしょうか。何かの間違いであったのではないかと今でも思っております。

ところが、昨年の発表された犯罪発生率を振り返ってみますと、その兆候があったわけでございます。空き巣の事犯に鏡石町は町の部で第3位に入っております。いろいろ原因、言いわけはあると思いますが、あらゆる面で自主防衛意識、危機管理意識が欠けていたことは間違いありません。犯罪を抑止するためには自主防衛が一番大事であります。しかしながら、やはり地域ぐるみの協力や警察の協力も最も大切ではないかと思っております。中で

も自主防衛のための地域ぐるみの活動の展開、そして、お互いの声かけ運動などは地味なようではありますが、非常に効き目のある活動と伺っております。

警察力は何といっても犯罪防止策のナンバーワンでありまして、不審者は確かに警察官の制服やパトカーを見ただけでおののき、犯罪抑止力になっていることは事実であります。そこで、交番があるとないとでは大変大きな違いがございますが、鏡石町の交番は駅からは見えにくく、肝心のお巡りさんは、警察官はいないときが多いという定評がございます。

3月8日に発生した強盗や、また振り込め詐欺など、警察官の手薄な時間帯とか家庭の状況など、まことに事細かい調べを尽くしてから犯行に及ぶということだそうでございます。ましてや町の交通の便がよいことは、県内でも、また、関東地方を入れた地方でも便利さにかけては素晴らしいものがございます。ただ、犯罪に関しては、そういうふうな交通状況のよいところが逆にとられて、そういうふうな交通状況も踏まえた上での自主防衛のための地域ぐるみの活動を展開しなければならないのではないかと思います。

警察官にも無理は言えない部分があります。福島県の県警は3,000人と、福島県の人口は200万人でございますから、それで割れば警察官の1人当たりの負担率は666人と非常に1人当たりの負担率は多いということを知っております。そして、我が町の人口1万2,700人です。3人の警察官がおりますので、割れば負担率は4,233人と非常に1人の警察官に対する負担率は高いものとなっております。

新年度以降は県警の増員は図るそうですが、果たして町の交番、人員はもとの4人体制に戻すのは甚だ難しいというふうな状況にあるそうでございます。やはり町の安全対策は自主防衛ということで地域ぐるみ、町民がすべて一人一人心がけなければならない問題だということでもあります。

犯罪は、暗いところで発生しております。事務所荒らし、車上ねらい、空き巣、強盗・窃盗、これらは全体の半数以上が暗いところで犯行に及んでおるそうでございます。夜間でも町を明るくする街灯や防犯灯の設置などは、もちろん一戸一灯運動とまではいなくても、社会活動の範囲が広がっている現代では、ある程度明るくする必要はあると思います。特に、中学生の部活等の活動は夜遅くまで頑張っておりますので、親や先生方にも安心させる意味で通学路には明るく、そして、足元を照らしてやりたいものと思っております。

交通事故を未然に防ぐためには、急カーブの場所や、そして、コーナーミラーの必要な場所もかなりあるということを知っておりますが、そういうふうなところは警鐘板や、また、子供たちの遊ぶあちらこちらの駅への注意書きとして警鐘板などはチェックする必要があるにあって思っております。

自転車盗難には、主に学生や若者が絡まっておると言われております。学校の生活指導は欠かせないものでありますので、倫理やモラルの指導、教育、徹底はもちろんのこと、各校

との関係プレーも大切にしていきたいと思えます。

社会状況の流れを見ますと、現状の景気回復もままならない状態でありまして、若者を取り巻く環境は依然として厳しいものがございませう。それに国際交流の名をかりて留学とか称して来日し、外国人の盗難、犯罪、窃盗・強盗など目に余るものがございませう。人口をふやせばよいというものでもないと思えます。すべて中身の問題でございませう。

質問いたします。

1つ、緊急防犯対策会議が開催されておりましたが、会議の内容はどのようなものであったかお尋ね申し上げます。2つ、ワーストワンである自転車盗難、車上ねらいの原因はどこにあると思われるのかお尋ねします。3つ、街路灯、防犯灯の設置場所の点検、見直しを図る必要はないかでございます。4つ、交番、警察官の増員（1人）はどうしても実現していただきたいものでございませう。5つ目、自転車盗難等犯罪について、近隣高校との防犯対策連絡会議は実施されているのかでございます。

次に、教育行政についてでございます。

朝令暮改とは、朝に命令または政令を下して、夕方それを新たに替えることというのださうでございます。反対語としては、朝改暮変という四字熟語もございませう。「ゆとり教育」とは、時の文部省は受験競争の過熱や知識偏重の詰め込み教育に対する反省から1996年に中教審が学校完全週5日制の導入と教科の学習内容の3割削減の答申を、これに基づいて新学習指導要領は、自ら学び考える「生きる力」を身につけるため、課題型、発見型の総合的な学習の時間を新設し、小・中学校では2002年度から、高校では2003年度から実施されてまいりました。

「自ら学び、自ら考える力を養う」という華々しいキャッチフレーズのもとに導入されたこの新学習指導要領の中身は、3年間の実施という短期間に見直されるということは、学校教育の現場を預かる先生方にとっては混乱を招く原因の一つとなっていると私は思っております。今まで何の会議を何年間もかかって準備した時間のむだを、ここで露呈したわけでございます。総合的な学習時間としての体験を重視した学習を現場に取り入れてからわずかな期間ではありますが、教育現場においては設備や資料、あるいは指導者などが不足している中で、半ば強制的にスタートさせられたというふうな感じもしないわけではございませう。そこには教職員だけではなく、保護者や地域の方々の並々ならぬ努力があったにもかかわらず、ようやく軌道に乗りかけてきたところで、方向転換ということは、余りにも短絡過ぎるのではないかと思っております。

学力低下の原因とおぼしきものが出たのは、去年の12月7日発表の2003年度の15歳男女の子供を対象に実施されました国際学習到達度調査ではないかと思われませう。前回2000年度の調査では、日本の子供たちは読解力第8位が14位と、1位だった数学的応用力は6位に

転落し、ともに大幅に順位を下げております。そして、小学4年生と中学2年生の学力低下も甚だしいものがあると示されているそうであります。

授業時間3割削減の中で、読解力の低下や国語・算数・理科の基礎教科の学力低下は、例えば小学校の約3割が太陽の沈む方向を知らなかったり、漢字を読み違えたりと、お父さん、お母さんにとっては、将来への不安を募らせる大きな不安材料を提供しておるそうでございます。

そして、生きるための体験重視の総合的な学習の時間も「生きる力」をつけるはずが、学校現場からは授業時間3割削減の中で応用問題を学習する余裕がなくなったとか、理科の観察や実験する時間がないと声を出したり、総合的な学習が少なくなったというふうな、そして、遊びの時間がふえているというふうに指摘されておりますそうでございます。

その対策としては、学校側では従来の3学期制を2学期制にして時間をやりくりしたり、また、夏休みには夏休みの短縮に踏み出す学校もあり、部活動の影響など長期休暇や放課後のあり方を問い直した学校もあるというふうに報道されております。

それに拍車をかけたのが、昨年の読売新聞社が実施した教育に関する全国世論調査であります。今の学校教育に対する不満が45%と最も多く、子供の学力低下について不安を感じるのが81%と、これも多く、学力の低下の原因は何かとの質問に対しては、「ゲームや漫画などの誘惑の増加」が半分以上の53%と第1位で、「授業時間の削減」が50%と第2位となっております。ゆとり教育の評価としては、「評価しない」が72%と、「評価する」が22%と、4人に1人が評価しておりません。その他の問題の調査としては、教師の問題でございますが、わいせつ、事件を起こす教師の増加や教え方の下手な先生の増加、子供を好きでない先生方の増加など、教師に対する国民の厳しい視線が一段と注がれております。これらが、ゆとり教育の継続的不安な要素で今回の朝令暮改になったのではないかと思われまます。ここで質問いたします。

1つ、授業時間がふえることにより学力は確実に上がると考えられますか、お尋ねします。2つ、ゆとり教育の変更予定に関して、教育長は教育現場と意見交換したことがあると思いますが、その内容などあればよろしくお願ひします。なぜ学力低下が進んでいるか。検証したことがございますと思ひますので、その内容を教えていただきたいと思ひます。4つ目、教員の資質向上はどのように考えているのか。5つ目、詐偽犯罪について、学校としてはどのような指導をしているか。

以上、第1回の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 1番、木原秀男議員のご質問にお答えいたします。

1の犯罪の対策について、昨年末に福島県警が発表した県内市町村別犯罪発生率、県内ワーストワンと大変不名誉な記録となってしまったことは、ご質問のとおりであります。町といたしましては、このことを厳しく受けとめ、須賀川警察署から犯罪発生状況について詳しく説明を受ける一方、年末に急遽チラシを発行し、啓発を図るとともに、その後の対策を協議いたしました。

ご質問の 緊急防犯対策会議の内容についてですが、対策会議は1月24日に防犯指導隊、地域安全活動推進の皆さんにお集まりいただき、犯罪発生状況説明と具体的な防犯対策について協議したところであります。活動の主な内容は、毎月1回の定例会の開催、班編成による週1回以上のパトロール実施、毎月10日を「防犯の日」と定めての活動となっているところでございます。

それから、 の交番の人員の増加のお尋ねでございますが、先にお答えいたしました緊急防犯会議の中でも「交番の不在が目立つ」との意見が出されております。警察署へ今までも人員の配置について要望してきたところでございますが、今後も強く働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございますが、そのほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 1番、木原議員の質問にお答えいたします。

犯罪の対策についての 、 、 について申し上げます。

の自転車盗難と車上ねらいの原因は何かとお尋ねですが、盗難防止のためのかぎのかげ忘れや貴重品を車内に置くといった所有者自身の防犯意識の欠如が主な原因ではないかと考えております。かぎをかけても盗難に遭うといった事例も見受けられますが、これは確信犯であり、警察と協議の上、監視の目を強めるなど防犯対策を講じたいと考えております。

次に、 街路灯、防犯灯の設置場所の見直し点検を図る必要はないかについてのお尋ねですが、街路灯は町商工会が主体となって設置を進めているもので、夜間の安全・安心な町づくりと商店街のイメージアップのために、さらに効果的な設置を進めてまいりたいと考えております。また、防犯灯については、児童・生徒の通学の安全確保を最優先に各行政区の申請により設置を行っております。

お尋ねの設置場所の見直し点検については、各行政区を初め防犯関係団体においてお願いしてありますが、地域環境の変化とともに効果的でない場所もあると思われるので、さらに調査をしたいと思っております。

の自転車盗難等の防犯について、近隣地域高校との防犯対策会議は実施されているのかとお尋ねですが、須賀川地区防犯協会には高校も参加しております。その中で協議を行っていますが、区域外の高校を含めた協議は町防犯協会としては行っておりません。

以上、答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 1番、木原秀男議員のご質問にお答えします。

教育行政について5点ほどございますので、答弁を申し上げます。

まず、授業時数がふえれば学力は上がるかというようなご質問でございますが、学校教育では知育・徳育・体育の授業を通して、調和のとれた人材育成を目指しております。学力はいろいろありますが、知識とか理解ということに限定をすれば、授業時数がふえれば数値は上がるというふうに考えております。

また、なぜ学力低下が進んでいるかということですが、今ご質問の中にもございましたように、幾つか報道がなされた中で学力が低下しているというふうに言われております。平成13年度実施の教育課程の実施状況調査とか、あと平成14年度の同じく教育課程実施状況調査、あるいは国際教育到達度評価学会の国際数学・理科教育調査、あるいはOECDによる生徒の学習到達度調査、平成15年度の学校教育に関する意識調査、それから、大学生に実施された小・中・高レベルの基礎的数学問題の正答率の調査、こういったものを総合的にして学力が低下したと言われておりますが、学力が低下していないという意見もあるわけがあります。

そんな中で、実際心配されておりますのは、家庭学習の時間の減少とか読書時間の減少、あるいは数学とか理科嫌いの増加傾向、これらが実際にありますので、これらの対応は急務であるというふうに考えております。

それから、国の方針について教育現場との意見交換はあるかということでございますが、県教委、あるいは市町村教委、公立学校、これらは文部科学省が定めました学習指導要領の範囲内で教育を進めるということになっておりますので、国の方針についての現段階での意見交換、そういったものはございません。

それから、教員の研修計画についてでございますが、教育を支える基本は、何といたっても先生方でございます。先生方の研修は、先生方は当然地方公務員ですから地方公務員法に縛られるわけですが、それにも増してもう一本法律がございまして、教育公務員特例法という法律がございまして、その法律では研修がきちんと義務づけられておりまして、体系的には基本研修、あるいは職能研修、専門研修があるわけですがけれども、一番身近なところでは基本研修というのがございます。新採用教員は1年間研修を受けることになっておりまして、実

は平成16年度鏡石町には3人の新採用教員がおります。今、研修報告が上がってきておりますが、それを見ますと、まず校外研修ということで産業課等にお世話になって町内の産業の視察とか、あるいは主婦の店での体験1日、あやめ祭りの1日、あるいは特老の方でも1日お世話になって研修を受けました。校内研修も95時間受けまして、その間、新採用については研修補充教員が配当になります。その先生が研修の間には授業を受け持つということになっておりまして、トータル的には240時間前後、日にちにしますと30日前後の研修を16年度は受けました。

そのほか経験者研修1、経験者研修2、経験者研修3というのがございます。1というのは、経験5年程度、2は10年程度、3は20年程度ということになりますが、今回16年度も鏡石には4名の経験者、2の研修者がおりまして、この方々の研修報告を見ますと、大体200時間前後、これも教育センターの研修とか特老で2日間のボランティア活動、こういったものも組み込まれておりまして、大体200時間前後の研修を行ったところであります。

これからも信頼される先生づくりということで、研修には県教委と地教委と協力をしながら進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

それから、詐偽的犯罪について学校ではどのような指導ということでございますが、これまでに子供が巻き込まれた詐偽事件というのは発生しておりませんが、これからどうということになるかわかりません。今ITを利用した詐偽ということも大変心配されることではありますが、町では児童・生徒のインターネット利用におけるガイドラインというのを県で作成しておりまして、それらに基づいて小学校用、中学校用ございます。それに基づいて指導を行っているという状況でございます。

以上、答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 1番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔1番 木原秀男君 登壇〕

1番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

教育行政の件ですが、各般なぜ学力低下が進んでいるかについてでございますが、ゆとり教育が緩み教育の方向に向かいますと、子供の学力低下を憂い得る親が8割を占めて、まず国民的な心配事になってきております。学力低下については、地方に任せておいては到底今後学力の向上は望めまいというふうな国の考え方も見えております。政治的な思惑も感じられないわけでもございません。戦後60年の学校教育の弊害が積み重ねられ、政府も学力低下や同時に教師の質の向上策にも取り組んできつつあります。

学力低下の原因は、第1に、やはり仰せのとおりゲームや漫画などの誘惑が増加しているというふうなことでございます。そして、授業時間の削減、教科書内容の削減、このようなベストスリーの学力低下の原因を取りざたしておられる方もおられます。時代の背景としてはオ

リンピックの昭和39年、1964年ころのテレビの普及と同時に、ファミコンやゲームソフトの発売、そしてレンタルビデオの急拡大・発展等、このような子供を取り巻く社会の急激な生活習慣の変化により、睡眠時間の急速な減少を来しておるとも言われております。パソコンや携帯、電話の普及が拍車をかけ、ますます子供たちは算数・国語、読み書きそろばんなどへの教育から大きく遠ざかることになるわけでございます。

元気を失った子供たちは、1990年代のゆとりの教育の時代に突入し、「自ら学び、自ら考える」をうたい文句に華々しくデビューしたわけであります教育方針が、元気を失った子供たちには到底受け入れられないゆとり教育ではなかったかと思えます。

ところが、学力低下の原因は、こういうふうな今言った遊び、ゲームとかそういうふうなものばかりではなくて、真の学力低下の意味は睡眠不足にあるという方もおられます。この方は、広島県尾道市の小学校の校長先生でございますが、陰山英男先生という方でございます。この方は「百ます計算」など最初から始まって、最初から百ます計算方法の学習を始めて、知る人ぞ知るというふうにその地方では知られる方なようでございます。生徒の学校生活、家庭においての生活習慣などがすべてであり、その生活習慣が身につけていない家庭に問題があるということで、ゆとり教育がすべて悪いというふうなことは決して先ほど教育長もおっしゃったとおり、こういうふうな個性のある豊かな先生も、情熱のある先生もおられるというふうなことでございます。

町の子供たちは、この勉強に関して将来どういうふうな勉強をしたらいいのかというふうなことは、子供たち自身は考えているかお知らせ願いたいと思えます。

それから、同じ教育行政の 番、詐偽犯罪についての学校としてどのように指導しているかについてでございます。

国民経済の健全な不安定さを物語る寒々しい事件が次から次へと起こっております。架空請求やおれおれ詐偽、悪質な訪問販売、善良な消費者に対する被害は後を絶ちません。それには消費者自身が賢くならなければならないと思っております。わかっているながら自分だけは大丈夫だと思って、まんまとひっかかるのが今の振り込め詐偽でございます。消費者自身が賢くならなければならない。いざとなれば我を忘れる。これが人間の習性でございますので、それには学校や行政の対策も必要かと思われまます。

とかく学校教育というものは、受験のみに没頭しておる風潮があると思えます。ほとんどの生徒は、そうした教育を受けずに悪徳商法のはびこる社会にほうり出されることになるわけでございますので、行政や学校にもある程度の指導責任はあるのではないかと思われまます。それに対してどのように指導しているか、よろしくお尋ね申し上げます。

これで、2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 1番議員の再質問にお答えをします。

なぜ学力低下が進んでいるのかということで、いろいろご質問の中に重要な言葉がありました。そのとおりであるというふうに思っております。

どうすれば学力が向上するかということで、いろいろ考えますときに、子供たちに将来の夢をどういうふうにして持ってもらおうかということではないかというふうに思っております。今、大人も夢が少ない。そうすると、当然子供にも夢がない。夢がないので、なぜ勉強するのか。なぜ学習をしなければいけないのかということがよくわからない。人の話を取り上げてあれですが、民俗学者の柳田国男さんという方の本にもありますが、彼は自分で小さいときに、どうして勉強するのかわからなかったと。いろいろ考えたら、お父さん、お母さんを喜ばすために勉強するんだという結論に達して安心をしたという逸話がありますが、何でもいい、とにかく夢があればそれに向かって進むということになるのではないかなというふうに思っております。このいわゆる学習意欲の欠如、これが大きな障害になっているのかというふうに思いますので、先生方にもそうした夢を持ってもらおうような教育。そのためには先生方がまず意欲的でないとだめだということを申し上げて、間接的に子供たちにもそうした方向に進んでいただければなというふうに思っているところであります。

次に、詐偽的犯罪の再質問でございますが、賢い消費者になるための教育、これは大変重要であるというふうに考えております。消費者の教育ということについても、折に触れてその重要性を認識しながら指導していただくように、再度お願いをしたいというふうに考えております。

議長（菊地栄助君） 1番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

木原君。

〔1番 木原秀男君 登壇〕

1番（木原秀男君） 教育行政についてでございますけれども、教育長すばらしい答弁をいただきましたことを感謝します。そのとおりです。夢なんです。子供たちも大人も、私も、特に子供は大きな夢を持っておりますから、今、柳田国男さんの話もいただきましたけれども、一番は親だそうです。親の喜ぶ顔を見たいというふうなことで子供は一生懸命目標を持って、夢を持って頑張っているんです。その夢を与えるのが大人であり、学校の先生であり、周りではないかと思っております。

今後とも、その子供たちにも大きな夢を持たせるような教育方針で頑張っていたいただきたいと思います。答弁は要りません。

議長（菊地栄助君） 1番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

円谷 寛 君

議長（菊地栄助君） 次に、12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 第8回定例会の一般質問、2人目のご指名をいただきました、12番議員の円谷寛でございます。

今年は戦後60年ということで、一つの大きな区切りとして、さまざまな取り組みが行われているようでございます。あの第2次大戦というものを改めてみんなで考えよう、風化をできるだけ食い止めよう、こういう取り組みを世界のあちこちで行っているようでございます。

その1つが、アウシュビッツ強制収容所の解放60周年記念式典だったというように思います。1945年1月27日、ソ連軍はポーランドのアウシュビッツ強制収容所の解放を行ったわけでございますけれども、その内容が明らかにされるにつれ、世界中に大きな衝撃が伝わっていったのでございます。皆人々は我が目と耳を疑ったのでございます。この収容所だけでも400万人という人が殺されたと言われております。

私は、20年前に出版をされました写真集「アウシュビッツの記録」というものを時々見ております。本当に人間はここまで残虐なことができるのかというような思いに駆られるのでございます。白河市の白坂というところには、この人類最大の罪悪であるこのアウシュビッツ収容所の記録というものを人々の胸に少しでも知ってもらいたいという、そういう思いを込めてアウシュビッツ記念館というものがつくられ、大変厳しい財政の中でこの館を人々の善意に支えられながら運営をしているようでございます。まだ本格的な施設にはなっておりませんが、これから募金を集めて、この本館を立派なものをつくっていきたいということで、皆努力をしているようでございます。我々もこのような人々の努力を大切にしていきたいものだというふうに思っています。

私も先日見学をさせてもらいましたが、昔、国鉄が売却をした貨車などに並んだこの展示品の一つ一つが、本当にこれが人間のやることなのかという思いに駆られて胸がいっぱいになるわけでございます。ヒトラーの率いるナチスドイツ軍は、このような収容所を各地につくって、全体で1,800万人を収容したと言われております。そのうち1,100万人が亡くなったと言われており、そのうち最大の収容所がこのアウシュビッツ収容所だったということでございます。400万人という途方もない多くの人々が、何ら人間として否定されるべき生き方をしてこなかった人々が、このヒトラーによって殺されていったということを我々は忘れてはならないのではないかとこのように思っています。

また、3月10日には、東京大空襲60周年を記念する集いが東京を中心に行われてまいり

ました。この空襲でほとんどの家族、いわゆる家族6人を失ったと言われていた故人の林家三平さんの奥さんであります、現在は数多くの著作をしてエッセイストとしても有名な海老名香葉子さんも、これは絶対忘れてほしくない日だということで、仲間とともに2つのモニュメントを建設したということが報道されております。たくさん人口の密集した軍事施設もない木造住宅に対して、アメリカ軍は334機ものB29で大量の何万トンと言われる焼夷弾をこの地域に投下をして、この東京の下町は一瞬にして火の海と化し、10万人、多い人の推計では12万人とまで言われているんです。これだけの人々が数時間の間に亡くなっていったわけでございます。

そして、今や少なくなった体験者の1人は、先日テレビでこう述べておりました。「こんなにひどい火の海を見て、日本の権力者は戦争を何でやめないのかなというふうに思って憤りを覚えた」というふうに語っています。その選択をしなかったために、その後、全国各地に空襲が起きました。この近くでも郡山などに激しい空襲が行われたわけでございます。その後、沖縄のあの惨状、さらには広島・長崎の原爆へとつながっていったわけでございます。私は指導者の責任というものは非常に重いということを痛感するところでございます。

毎日のテレビや新聞は、ライブドアによるニッポン放送の買収というものを大々的に取り上げております。この32歳のノーネクタイの青年実業家が、日本の大企業を振り回している。そして、その振り回された資本家が、「金だけで何でも解決しようとすることは」などと説教を垂れるということは、まさに私に言わせれば笑止千万と言わなければなりません。もともと資本主義というものはそういうものではなかったのか。一体彼らは封建主義の方がよかったとでも言いたいのでありましょか。彼ら自身がその資本主義の中で、おいしい実を味わってきたのではないのか。彼らの今の言っている発言は、まさに私に言わせればアナクロニズム以外の何物でもないというふうに思うのであります。

ジャーナリストは、特に評論家と称する人たちは、このフジサンケイグループに大変お世話になってお金を稼がせてもらっている人々でございます。そのためか、だれもこのいわゆるマスコミは社会の公器だなどときれいごとを言っておりますけれども、このフジサンケイグループというものが果たしている役割というものは、果たして本当に社会の公器として日本人の知的水準を上げるために役に立てるのかということ、これまた大問題でございます。視聴率さえ上がればいいんだということで、先ほどもちょっと木原議員の質問にありましたけれども、テレビの低俗化、こういうものをどんどん行って、視聴率を上げるためだったらどんなことでもやる。破廉恥なような番組をどんどんと作り出してきたのがフジテレビではなかったのか。

さらには、戦争は正しかったと言わんばかりの戦争賛美、さらには、人権問題を取り扱っているそういう団体や個人に対する誹謗、中傷、さらには、福祉の切り捨てというものを強

く主張するサンケイ新聞、これらの流れを受けて、さらに発展してきたのが戦後教育を根本から否定をする、いわゆる扶桑社を中心とする新しい教科書づくりではないのかというふうに思うんです。どれをとっても、戦後あの悲惨な戦争の体験において、我々が目指した新しい日本、平和な日本、そしてだれもが人として尊重される民主主義の日本、こういうものを否定している姿しか我々には見えてこないのであります。

ライブドアであろうと、外国の資本であろうと、このフジサンケイグループの今やっていることに比べたならば、少しはましなものができるのではないかと考えるのは私以外にも結構多いのではないかと考えていますけれども、そのマスコミで、フジサンケイグループで食っている評論家は、何もそのことを言おうとしないのでございます。

もう一つ、最近の出来事で象徴的な事件は、いわゆる堤義明のコクドの株不正事件であります。別名を「堤王国の崩壊」などという見出しでマスコミは報道しておりますけれども、1987年、今から18年前、ちょうど私と藤島一郎議員が初めて町会議員にさせてもらった年が1987年です。この年に、世界的な経済誌である日本語版も出しておりますけれども、「Forbes」という雑誌は、堤義明という男は世界一の資産王だということを発表しているのであります。その後、この人はたくさんの資産がありながら日本の長者番付には全く載ってこないんです。長者番付というのは、別名は高額納税者リストです。この中に載ってこないんです。なぜこんな資産家が、すごい生活をしている人が長者番付にも載らない。さらには、企業も法人税を払わないのかということは、本当にみんな不思議とすることがございましたが、日本のマスコミは余り本気になって取り上げることをしてきませんでした。

先日、赤旗の日曜版に暴露されておりましたけれども、「法人税がゼロの年も自民党に献金」ということで、大きな見出しで赤旗の日曜版は報道しておりました。この10年間でコクドは1億円も自民党の正式な団体である国民政治協会に献金をしているんです。しかし、この間、法人税がゼロという年がたくさんあった。しかし、これは表の献金でございまして、これは氷山の一角でございまして。

ある雑誌では、堤義明という男は選挙になると、自民党の政治家50人から100人くらいの人に100万円の束になった札束を幾束ずつも新聞紙にくるんで配って歩いている。こういうことを書いている週刊誌などもございます。こういうことが許されたというのは、この政治家に対するお金の出し方、こういうものがこういう状態をつくってきたのだというふうに思うんです。2001年度のコクドの営業収益は1,000億円、しかし、法人税はゼロ、こういうことも赤旗に報道されております。こんなからくりが許されたというのは、自民党に対する政治献金がきいている。だから、そこに全くメスを入れなかったと言われても、自民党はどういうふうに反論するのでございましょうか。

自民党は、この批判の多い企業献金をなくすためだということで、国民1人当たり250円

の政党助成金を出すような仕組みをつくってまいりました。しかし、政党支部は除くというそういう例外規定がございまして、そのために自民党は今、政治家の数よりも多いほどの支部をつくって6,000から7,000とも言われるようなたくさんの支部をつくって、ここに寄附を集中させているわけでございます。これでは、まさに国民をだましてたくさんの税金から政党助成金を出させながらも、片方では依然変わらない金券のお金を集めている、そういう政治をやっているというのがはっきりしてきたわけございまして、こういう事実が日本の政治を腐敗させているということをしかりと見ていく必要があるのではないかと思うのです。

私どもは、世界かつて世界一の資産家にあった男が、今70歳になって司直の手にかかって拘置所に入れられ、今後、長い刑事被告人として裁判を受ける生活をしていくことになったわけでございますけれども、この人の人生を考えると、人間の幸せというのは一体何なのかと、そういうことを痛感するわけでございます。

私は、先日、NHKのラジオ「深夜便」というものを、いつもこれは私、朝早く目が覚めると聞いているわけでございますけれども、その最後には4時5分からの「心の時代」という「深夜便」最後の番組があるわけでございます。これは2夜連続での、しかもそれは再放送でございましたけれども、題名は「父の桎梏を超えて」というものだったというふうに記憶しております。登場者は辻井喬という作家、また詩人でございました。この人は、だれであろう、知る人ぞ知る、かつて西武の流通王として名を馳せた堤義明の異母系の堤清二氏でございます。彼は戦争末期に旧制高校にあって、教師が昨日まで「忠君愛国、鬼畜米英」ということを生徒にたたき込みながら、敗戦と同時に手のひらを返したように民主主義を言って、今までの発言に対して全く責任をとらないことに対して、非常に義憤を覚えて、校長排斥運動を行った。そのときに副実行委員長として闘ったという経験を持っているそうでございます。

その経験が買われて、大学に行っても当時共産党の先鋭組織であって、大変大きな学生に影響力を持っておりました共産青年同盟に誘われて加盟をしたのだそうですが、しかし、当時共産党を支配していた徳田球一に反対する反主流派のグループだったので、やがてそこを除名されて、当時衆議院議長だった父、康次郎の秘書になったそうでございます。

その後、結核を病み、そして治ってからは母の兄弟がやっている西武デパートに就職をしたのだそうでございます。そこへ行けと言われたときの条件が非常におもしろい。それは何と、労働組合をつくらせると、それならば行くと、こういうのが要求だったというのですから、何ともおもしろい話ではないかというふうに思うんです。それはなぜかということ、やはり堤康次郎が非常に独裁的に非民主的に会社を運営している。こういうことではこれからはやっていけないんだということを彼は痛感をして、その民主化の一つとしてやはり労働組合

というものは必要なのではないかと、そういうことを彼は言って、そして、西武デパートに行ってデパートに労働組合をつくらせるということが話されておりました。

一方、父の康次郎は、この清二を見て、この赤にかぶれたこの男では自分の築いてきた財産を守れないんだ、資産は守れないだろうということで、その異母系の義明を後継者に指名をして、まだ学生だった義明に兄弟の見ていた前で土下座をして、畳に顔をこすりつけて、「どうかこの堤家を継いでくれ」ということを頼んだということを兄弟が証言しておりました。康次郎は、家憲として自分の資産を守る方法を義明に伝授をして、義明はそれを忠実に守ってきて、その結果がこの結末だったわけでありませう。

一方の清二は、ペンネーム辻井喬として数多くの小説や詩集を書いてたくさんの文学賞をもらって、そして、渋谷に出店をしたパルコが最初は大変に人気が高かったんですけども、町を汚してしまった、汚くしてしまった、このことに大変心を痛めて、早くやめたいということで考えてきたんですけども、なかなかやめられない。一緒にやっている仲間のことも考えてやめられなかったということを述べておられましたけれども、この同じ2人の兄弟の姿を見て、人間の幸せというのは一体何なのかということ、非常に痛感をさせられた出来事でした。

それでは、通告書に従いまして質問に入りたいと思います。

1つは、京都議定書発効に伴うCO₂削減対策についてでございます。

2月16日、京都議定書が発効し、日本は90年と比べて6%のCO₂削減の公約をしているわけですが、その後90年当時と比べて2003年には8%もふえてしまった。つまり合計14%の削減を図る必要があるということで、県も99年に地球温暖化防止対策地域推進計画をつくって対応してきたんですけども、相馬火力発電所のなどの増設とか、あるいはOA機器の普及により、逆に大幅な増になってしまっているのが現状でございます。

町も地球環境を守るという立場から、この問題に真剣に取り組むべきと考えるわけですが、町当局のこの問題に対する取り組み状況というものをお尋ねしたいわけでございます。

2点目は、町はこの課題に取り組むために推進計画を策定すべきと考えるけれども、その考えがあるのかどうかということでございます。

3点目は、町は率先して光熱費を節減するために各施設ごとに光熱費の節減対策を図り、その節減した成果を次年度予算に各箇所ごとに自由に使える枠として還元してはどうか。単純に前年だけということではいきますと、何か波が出てきそうな気もしますので、3年平均した実績、そういうものに対して削減したらその何十%かはその施設で自由に使えるお金にしましょう、こういうような施策を講じてはどうかということでございます。

大きな項目の2点目は、駅東土地区画整理事業の推進についてという問題でございます。

これは、去年のお正月を思い出していただきたい。年賀交歓会で町長は、高らかに東開発計画のメイン工事を今年は実施するというので、高らかに宣言されました。当時、出席をしていたある代議士は、大変この自信に満ちた格調の高い町長の決意だったということをしてその後あいさつで述べておられました。そして、その後どうなったかと申しますと、急速にしばみ出してしまったと。財政の悪化により、いわゆる区画整理事業が休止をするということは、町の第3次基本計画、さらには第3次総合開発計画で、この事業を町の一番主要な事業として今まで町は、議会は決めてきたわけですが、これが休止をするということになれば、大変なことになるだろうというふうに我々は考えるわけですが。

我々は、どうしてもこの事業は全力で取り組まなければならないと考えるのですけれども、町長のこの事業に対する決意をまず伺いたいと思うのでございます。

いわゆる事業費を捻出するためには、今までの不急不要と思われる事業をカットしてでも、やはりこの事業は完成すべきではないのか。こういうふうに私は考えるわけですが。そのためにはどういうことがあるのか。私は、ちゃんと考えて、以下の3つは当面財源対策として町が独自にできる事業ではないのかというふうに思うんです。

1つは、温水プールの休止ということはいかがでしょうか。年間7,000万円もかけて8割の利用者が町外の人が利用しているんです。こういう施設をやる余裕があるんだったらば、私は駅東開発をやるべきではないのか、こういうふうに思うわけですが。

さらに2点目は、予算審議の中でも明らかになってまいりました集会所の建設でございます。今ある笠石の北町集会所から歩いて3分かそこらのところに、あるいは早足の人だったら1分くらいしかかからないかと思うようなところに、また集会所をつくらうとしているんですね。こういうことが私は許されるか。基本的な事業を投げやりにして100メートルも離れていないところに集会所をつくる、そういう見識が私は全然わからないんです。これは、やはりやめるべきだというふうに私は思うわけですが。

3点目は、特別給与報酬の大幅カット、こういうものを検討すべきではないかと思うんです。例えば、浅川の町長は、「これからの世の中は合併をしないでやっていくとするならば、町長、助役、収入役、教育長も議員も報酬なんかゼロでやるしかない。それだけ財政が厳しくなる」と言っているんです、浅川町長は。自分も32万円の給料でやっているんですよ、町長が、浅川の町長は。毎日の新聞を見ているけれども、どこの町村も大幅カットですね。玉川の村長さんも3割カットということでこの間新聞に出ていました。ほとんどの自治体が、合併をしないでやっていくところは20%、30%のカットは当たり前なんです。まして議員なんてもう、これは私は費用弁償くらいにして1日出たら1万円も出せば、あとは無報酬でもいいのではないかと。そのくらいまでやはりこの財政の状況を考えれば、我々は決意しなくてはならない。我々はそういう財政悪くなるような予算を毎年毎年認めてきてしまったんで

す。それは誤りだったんですけれども、それをやってしまったんですから、その責任は議員にもあるんです。ですから、私は報酬なんかなくしても、やはりこの事業を進めるくらいな決意がなければならぬのではないかとこのように考えているわけです。その辺についての見解をお尋ねいたします。

3点目は、大型ショッピングセンター出店による既存商店活性化対策ということで述べておりましたが、このイオンの出店というものは、町の商業地図を塗りかえる大きな出来事だということに思うんです。このショッピングセンターは、ほかの出店と違いまして、町が工業団地を造成して売れなかったからということ、町が積極的に誘致した施設なんです。ほかは企業者が勝手に土地を買収して、法律の規制をクリアすれば出店ができるんです。そういう形で出店した店とは違うんです。町が主導権を持って、ここの土地が売れないから出店してくれということによって来てもらった施設です。これは大変な責任が私は町にあるということに思うんです。これで既存の商店がつぶれるようなことがあったら、やはりこれは町の責任は免れない。こういうことをもう少し強く認識をしながら、この商店街を活性化してつぶれないようにするための施策を我々は講じなければならないのではないかとこのように思うんです。

いろいろあると思うんですけれども、1つは、やはり地元で、地産地消でなくても地元の商店を生かすためのいわゆる地域振興券のようなものを、やはり町はいろいろな商品や記念品に使って、そして地元の商店街を何とか活性化させるような努力をすべきではないか、そのほかもっともいろいろ考えていかなければならないと思いますが、この辺に対する町当局の見解をお尋ねいたします。

4点目は町民プールの運営改善についてということを出しておきました。

先ほどの駅東土地地区画整理事業との関連でも述べましたけれども、プールの経費というものは毎月500万ずつのお金を利用者の8割が町外だという施設に、本当につぎ込んでいいのかということをおは問いたいです。500万というのは大金ですよ。毎月ですよ。こういうものを垂れ流しているんです。矢吹は半分でやっているんです。職員2人入れているという、2人の人件費を入れて4,000万でやっているんですよ、矢吹は。商工会や老人センターに派遣する用意があるんだとしたら、そういう人たちで直営で町でやればいいんじゃないですか。シルバーセンターの人を使ってやればいいんじゃないですか。そうすれば半分でできるんです、矢吹のように。私、見てましたけれども、監視員の報酬というものは、非常に鏡石は予算を多くもらっていますけれども、私も何回も行っていきますけれども、鏡石のプールだって2人以上監視員いたことはありません。本当に矢吹も2人は常時います。それで、矢吹は朝10時からやっているんです、平日でも。鏡石は午後からしかやらない。それなのに何で矢吹の倍かかるのか。施設が大きいからでは通用しません。大きかったら流れるプール

のモーターをとめたり、ウォータースライダーの水をとめればいいんです。そしてあそこは、申し込みがあったときとか、あるいは多客時の夏休み期間とか、そういうときに限って使えばいいんです。そういうことをやっても矢吹と同じような4,000万台の維持管理費にしなくてはならない。それだけ町の財政が厳しいということを考えていただきたいと思うんです。

具体的な問題が出ております。ウォータースライダーはふだんほとんど使われていない。私は、特に夜から行くからでしょうけれども、水はどんどん落ちているんですけども、ほとんど人はいません。監視員もいませんよ、ウォータースライダーには。これをやはり夏休み限定くらいにして努めるべきではないか。さっきの言った地球温暖化にも貢献する。あの流れるプールも問題です。なぜ水を流さなくちゃだめなのかわからない。みんな流れに従って歩いているんですね。流れに従って歩くんだったら、水を流して何の意味があるんですか。これは流れに逆らってこそ筋肉トレーニングになるんです。みんな流れに流されて、ストレッチになるというんだったら、矢吹のように台でも入れて浅くすれば大またに歩けますから、これはストレッチになります。だけれども、流れに従って歩いて何の運動になる、足しになるんですか。これに巨大な電力を使っているんですよ。これはやはり私は流れるプールとめべきと。町の教室のときには流れるプールとめますね。今度ウオーク教室とかなんかありますから、水位はとまりますなんて張り紙してありましたよ。そういう体操の教室のときには流れをとめるんですよ。だから、意味がないんです、あれは。大きな電力を使ってやる意味がないんです。これはとめて電力と経費の節約を図るべきだというふうに私は考えるんですけれども、その辺に対する見解をお伺いしたいわけです。

5番目、一番大きな問題です。町財政の改善のために我々は何をすべきかということ、ぜひみんなで考えたいんです。議員の皆さんも本当に考えていただきたいんですね。町が大変な財政難の状況にあるということは、皆さんもようやくわかってきたかと思うんです。私は前にこの問題を取り上げたら、町長はこう言いました。「財政再建策」と言ったら、「財政再建というのはつぶれたところと言うんだ。うちはつぶれませんよ」と、しかし、借金はいくらもある。150億もあるんですよ。それを年々年々返していかなければならないのはもうわかっているんです。破綻するのが目に見えていたから私は言ったんです。それを、そういう形で開き直ってきたんですね。その結果、ますます財政を悪くしたんです。この責任はやはり感じてもらわなければ、議会もそういう予算を組んできたということについては、やはり少なくとも賛成をした議員は反省をしてもらわなくてはならないということで、次のような解決策をやるべきではないかということです。

まず、さっきも申し上げましたけれども、特別職の給与や報酬は大幅にカットをすべきではないかと思うんです。これは、ほかと比べて高過ぎます。町長の退職金だって4年間やっ

で一千八百数十万、1,900万近くもらえるんですよ。4年間ですよ。これはちょっと高過ぎます。こういうものを含めてやはり財政難にした責任を痛感するんだったらば、もっとこれは減らすべきであるというふうに思うんです。議員の報酬もやはり大幅に減らすべきだ。この財政の支出自体を考えれば、私はそれをあえて大変ですよ、金はだれでもあればいい、我々だって生活は大変です。でも、やはりこの町の財政を何とかしなくてはならないと思ったならば、それをあえて甘受する必要があるのではないか。そうでなければ私は議員をやって、町民のためにやりますなんていうのは、本当だったのかと私は問いたいです。

それで、さらに2つ目の議員特権と思われるような支出の大幅カットすべきだ、研修旅費、もっと削るべきだ。少なくとも、どんなに見ても我々が議員になった当初よりもふえている部分くらいは、明日にでも減らすべきだと。議員全体の研修は、我々が議員になったころは形は3泊4日で確かに行っていましたけれども、町の経費は2泊3日分で行っていました。1泊分は自分たちで出そうということで行っていました。少なくとも私はこの辺に戻すべきだというふうに考えているんです。

さらには、政務調査会の補助金というのを、私の議員になったときはなかったんです。これは後から加えたんです。ですから、右肩上がりで税収がふえたときはそれもよかったですでしょう。でも今ここに厳しくなって、それを改めて廃止をしなくてはならないのではないかと私は言っているんです。町の金が、補助が入っているお金で議員は毎月高額の報酬をもらいながら、そういうお金を冠婚葬祭とか委員会に使うというような今の状況は、やはり改善をすべきであるというふうに思うんです。政務調査会補助金はやはりカットすべきであると思うんです。

さらには、3番目、前から私は言っています。町長公用車は廃止すべきだ。町長は自分でも車を運転できますし、町内にはタクシーの業者もあります。必要なときはタクシーを使えばいいんです。あるいは職員を使って、各課ごとの別な公用車がいっぱいあるわけですから、そういうものを使って町長専用の公用車なんていうのは廃止すべきだ。

さらには、4点目は町長交際費、こういうものもやはりこの非常事態を考えれば大幅にカットをすべきではないのかということをおは第1回目の質問で提供したいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

2番の駅東土地区画整理事業のお尋ねでございますが、駅東第1土地区画整理事業につきましては、今年度まで町の主要事業に位置づけられております。町といたしましては、面整

備工事に向けて事務作業を進めてきたところでございます。しかしながら、地方交付税の削減を初めとした国の三位一体改革、地方自治体の財政に大きな負担を強いることになり、本町もその例外ではなく、本事業を取り巻く状況は極めて厳しいこととなってまいりました。このような状況の中で、財政的な理由から本事業の休止という苦渋の選択を強いられたわけであり、この選択は、厳しい状況の中から現実を踏まえた上で町の将来を考えた結果でありますので、厳しい現況を切り開いていく堅実な路線であると考えております。

次に、2の推進についてでございますが、事業の再開に向けて努力するのは当然のことでございます。国の財源移譲、あるいは三位一体改革がまだ不透明な状況にあります。こうしたことから、本事業につきましては事業の内容を再検討するとともに、より精度の高い財政計画のもとに地権者の皆様のご意見なども伺いながら、この事業について慎重に考えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3番の事業費の捻出についてでございますが、それぞれの事業にはそれぞれの目的がございます。そういったことで、そのような考えは毛頭持っておりません。

次に、5番の町財政の改善のため何をなすべきか、いろいろなご意見があるということで、ご意見として承っておきたいと、このように考えているところでございます。

ほかの質問については、担当課長等から答弁をいたさせます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番、円谷寛議員のご質問にお答え申し上げます。

大きな1番の京都議定書発効に伴う二酸化炭素削減対策でございます。1)の2月16日に発効された京都議定書と地球温暖化対策推進法に基づく町の取り組みと、そして、2)の町の推進計画策定への考えについて申し上げます。

地球温暖化防止に係る実行計画につきましては、全国市町村の約3分の1で策定されていますが、本町におきましては、まだ策定されておりません。平成11年4月に施行されました地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体が自ら実行計画の策定、点検、公表などを行うものとされており、この計画は、地方公共団体の事務事業に伴いまして排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、国全体における実質的な排出抑制により、地球温暖化防止の効果に寄与するというものであります。

本町におけるこの実行計画の策定につきましては、今回の議定書発効と地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、策定について検討してまいりたいと思っております。

次に、3)の町の事務事業における光熱費等の節減対策についてであります。

町の事務事業におきましても節減を図るために、現在昼休みの節電、適切な冷暖房の管理、事務機器、OA機器の管理、さらには毎週水曜日のノー残業デーの実施等に取り組んでいる

ところでありますが、実施計画の検討とあわせまして、さらなる節減に努め、節減による財源確保と地球温暖化対策の推進に努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 12番、円谷寛議員の3番、大型ショッピングセンター出店による既存商店活性化対策についての質問にご答弁いたしたいと思っております。

まず、答弁する前になんですが、先ほど議員は、町がイオンを積極的に誘致したと、こういうふうに言われましたが、これは前にも数度申し上げましたとおり、イオンからの積極的なアプローチを受けたものでありますことをご承知おきいただきたいと、そんなふうにかえたいと思っております。

答弁でございますが、町の活性化は町民だれしもの強い願いでありまして、商業の方々もそうした思いを持っているとことと存じております。活性化の要素というのは、そこに人が集い、活気が生まれることであることは衆目の見るところと思っております。近隣の市町村においても人口流入の要因として、地の利や交通の優位性をうたい、または住みよさや生活の利便性、あるいは公共施設、教育機関の立地やレジャー施設の有無などをPRしております。そうした数ある要素の中でも、大型商業施設の立地というものは大きなインパクトがあると考えております。

（1）のショッピングセンターを誘致した責任と対策とのことでございますが、事業は自己の創意と工夫により行うことを基本と考えておりますが、事業拡張や経営規模を拡大される方で資金融通をお考えの方には、各種の制度資金が用意されておりますとともに、昨年に引き続き活用に伴う利子補給を行うこととしております。また、駅周辺の空き店舗を活用されて事業を開始される方につきましては、家賃の一部補助も考えております。

（2）の地域振興券の件につきましては、商工会が昨年より独自に行っている商品券発行事業を支援しておりますが、今後も継続して支援をしていきたいと考えておりますので、町独自の考えは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番、円谷寛議員の質問にご答弁を申し上げます。

大きな4番の町民プールについてでございますが、プールの経費の抜本的な改善についてであります。

町民プールの運営につきましては、平成11年7月の開館以来、運営方法や経費削減につき

まして検討し、可能なものから実施してきたところでございます。

今後もさらなる経費の削減と使用料の増収方法について検討し、実施してまいりたいと考えております。

具体的な改善案としてのご提案ですけれども、ウオータースライダーの利用についてでございますが、ウオータースライダーの利用は主に子供たちであり、稼働につきましては、ご提言のように児童・生徒の長期休業中以外は原則的に稼働しておりませんが、休業中以外でも利用申し込みがあったときに稼働させるようにしているところでございます。

次に、流れるプールの使用についてでございますけれども、流水プールは体に負荷が少なく、歩行訓練や筋力トレーニング、そしてダイエットなどに大きな効果があり、人気の高い施設であります。水流につきましては、利用目的に合わせまして、2基のモーターの運転を1基にしたり、全機をとめたりしながら利用者の要望にこたえているところでございます。

なお、消費電力は2基のモーターを年間運転した場合、約4,500キロワットとなるところでございます。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

非常に町長が誠意のない答弁に終始をしています。そういう財政対策を毛頭考えていないなんて答弁は、非常に私は、私個人でなくてこれは議会全体を冒瀆していると思うんですね。この財政難を全く反省をしないなんていう町長の考え方、これでは百年河清をまつにひとしくて、いい対策なんてできませんよ。これは必死になって財源を確保して、この事業をやるんだという、そういう視点がなかったらできません。そして、これは今までの単なる投資と違うんですよ。あそこを区画整理をやって町が買った土地をまとめないと、どうしようもない。高い金利を払ってあの土地を買って持っているんですけども、何の利用価値もない。周辺に迷惑をかけて雨が降れば土砂が田んぼに流れたり、草が生いれば周りに迷惑をかけたりにして、全く町が周辺の地権者に対して迷惑をかけているわけです。こういうことを解消するためには、一日も早くこの工事をやるしかないんです。それを何かどこにも考えられない。本当にプールの答弁もあったんですけども、こういう不急不要と言いますか、そういう事業をやっていく余裕が町はあるのか。だったら、この地権者に言わせれば、もっともっとこの事業を本気になってやってもらいたんだという思いが町民の中にあると思うんですよ。

やはりこういう経過も考えていかなければ、長田前町長が選挙の年に町長の再選で出ると言っていたんです。それを「やめた」と言うから、「どうしたんですか」と私は聞いたんです。そうしたら、「ここで選挙をやってしまったらば、駅東開発はあっち派だ、こっち派

だと割れてしまって、事業が進まなくなるんだ。だから、私はここで選挙をやって町を二分することはできません」ということを断言していたんです。それを、その気持ちを含めて考えれば、私はこれはなおざりにできない事業であるというふうに思うんです。町は、本当にみんな、「あの土を盛った土地は何なんだ」と私は聞かれますけれども、「あれは役場の庁舎のために買った土地なんだ」ということで説明はしておりますけれども、この整理をしない限りは、区画整理をしない限りはこの土地は全く生きてこないんですね。だから、これは是が非でもやらないと町の恥ですね。

町長は合併に反対をしていますが、これはやはりここに来て、財政がこの前の説明では、こんな事業をやったら町が財政破綻どころではなくて空中分解するんだということで町長は開き直っていました。しかし、そんなに町の財政が空中分解するほど悪いんだったらば、私はなぜ合併しなかったのか不思議なんです。合併をすれば、期限内でやったら合併特例債でこの事業はできたかもしれないですね。

これから地方自治体の財源は厳しくなるというのは、100人が100人否定できないと思うんです。ですから、合併をこれほど多くの町村で取り組んでいるんです。合併をして市町村の数は間もなく2,000を切るだろうと言われております。3,000余りある自治体が2,000を切るだろうと言われております。隣の須賀川も岩瀬村、長沼と合併をします。来月1日からです。既に田村市は3月1日に誕生いたしました。なぜ自分たちの　だれだって自分のたちの町名には愛着を持っているんです。それを合併をせざるを得なかったというのは、やはりそれだけ財政の将来を見据えたからだ。町長は、この判断は大変私は傲慢で誤った方向ではなかったのか。これほど厳しくなる。町が空中分解しますよなんて議会に説明をしている。それほど厳しいんだったらば、私は合併はやむを得なかったのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうことに対して全く責任を感じないで、人ごとのように国は交付税が減りましたから当たり前みたいな答弁されたんでは、やはり町民は納得しません。特に、あの駅東地区の地権者は納得しないと思うんですね。ですから、やはりこれはもっと真剣にまじめに考えていただきたい、こういうことを口を酸っぱくなるほど私は言いたいわけです。

それから、大型ショッピングセンター、角田課長ね、これは町が誘致したんではないなんて言わないでくださいよ。町が土地を貸すんですから、町が貸さなかったらこれは来れなかったんですから、町が土地を売れなかったから、やったんですよ。商工会の役員と議員で話をしました。そうしたら、こういうふうに言っていました。「商工会の幹部に聞いても、全くまだまだわからない。何も聞かないんだと言っているながら、ある日手のひらを返したように、もう決まったからこれは何を言ってもだめですよと言われた」と言うんです。そういう形の中で決めていいのか。私はこれは商工会長が、やはり町に文句が言えない人だったからこういうことになったんだと思うんです。本当に商工業者の立場で町に文句言う人だった

らば、こういうことにならない。町の仕事をもらっている指名業者ですからね、これであんた、やったらこの町長さん短気だから、指名外されちまう。会社にかかわる。そういう弱みを利用しながら、あなたたちはこういうショッピングセンターなんていうものを誘致をしたということ、課長は町が誘致していないって、町が土地を貸しているということは、これは誘致したんだから、積極的にね、そういうことをして、今、開き直っていないで、もう少し真摯にこの問題は考えていただきたい。

プールについては、いわゆるダイエットにいいなんていうのは流れているからいいわけではないんですね。流れていない方がダイエットにいいんです。それから、深くて困るんなら水を浅くすれば、あの負荷は軽くなるんです。だから、水を流さなくても浅くすればいいんです。そうすれば余計な電力を消費をしないで済むわけですから、もう少しこのやはり7,000万を超える費用というのは、大変やはり大きいと思うんですよ。こういうものがあつたらば、やはり駅東開発、あるいはプールの金はみんな流れいってしまう金だけれども、駅東のものは開発して終われば売って戻ってくる、町がにぎやかになる、そういう町づくりの基本的な仕事ですから、これをやるためにだったらば、やはり私はプールなんかを休業するとか、あるいはやるにしても老人センターや商工会に行っている職員をそこに持ってきて、シルバーセンターでも使えばかなり安い値段でもっともっと充実した運営ができるのではないかと思うんで、その辺をもう一回検討してもらうようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷寛議員の再質問にお答えいたします。

まず、いろいろなお質問がありますが、個人的なそういうことを本会議で発言するというのは、いかがなものかと、まず冒頭に申し上げておきたいと思います。

駅東についてでございますが、不急不要事業ということでお尋ねでございますけれども、今までこの事業についてはいろいろと着手するときに検討してきたということで、先ほどもお答え申し上げてきたところでございます。それで、先般の協議会の席上にも、この事業費の計画をお示ししましてご説明をしたところでございます。この事業を一たん着手しますと、やはり60億の事業費も必要とするということでございます。そのうち町が毎年この事業に出さなくてはならないというシミュレーションの中では、370区画をこの事業で保留地ということで生み出した中で事業費を生み出すということになっておりますけれども、泉崎村の住宅団地197戸、まだ通勤手当300万とかいろいろやっておりますが、90戸しか売っておりま

せんという新聞がありました。

したがって、この駅東を370戸の保留地を仮に半分しか売れないということに仮定をした町の負担を考えたときに、ピーク時には1年間に5億1,500万くらいのお金をここに費やさなくてはならない。その次は3億5,000万、その次は4億、次も4億、そして次が4億7,000万、その次が4億5,000万、こういうふうに毎年4億も5億も一般会計から出せるかということをご説明をいたしました。

ちなみに一般会計の4億という予算は、今年度の17年度の予算の土木費の総額に匹敵しますし、5億は教育費の総額、このプールや学校や全部含めた教育費の総額に匹敵する。それらを全部やめて毎年一般会計から出さなくてはならない。どういう計算からしても、やはり成り立ち得ないと。仮に370戸が全部売れたとするならば、1億とか一番出す土地で2億でございますから、これについてはある程度先も考えられるのかなと思いますけれども、今の経済情勢、住宅情勢の中では極めてこの370戸については私は厳しいと判断をしたわけがあります。したがって、合併云々とか、あるいは町の恥とか、そういうことはこの事業とは何らリンクさせていないというふうに私はここで申し上げておきたいと思います。

それから、イオンの出店について産業課長についてのお尋ねでございますが、私からお答えさせていただきます。

このイオンについては、ぜひ鏡石に出店したいということで、当時の企画課課長、あるいは担当の方に何度も参りました。私に会ってくれないかということでございましたが、私はそういう考えはないのでお会いしませんということで、かなり断ってまいりました。しかし、イオンさんからのたびたびの要請がございまして、いろいろ検討した結果、これならば町もじゃ、ここに誘致してみようということになったわけございまして、決して町が積極的にイオンに働きかけたということは全然ございません。イオンの方が町に積極的に、それこそいろいろな調査の結果から、ぜひ町に進出させてくださいということでやったわけございまして、それを受け入れたということでございますから、間違いのないようにご理解をいただきたいと思います。

それから、プールについても私の方からお答えさせていただきますが、プールをやめるとか流水プールをとめるとか、このプールの目玉は流水プールなんです。そういう目玉をとめろという意見については、私は毛頭考えていないということでもございますし、集会所の建設も地元から長年の間要望があった、それをようやくこの予算に実現しようということでございますから、それらの考えも一時凍結ということも考えていないということをご報告したわけでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔 12番 円谷 寛君 登壇 〕

12番(円谷 寛君) 時間がないので端的に申し上げますけれども、町長はこれの事業の失敗に対して何ら責任を感じていない。今まで駅東をやるやると言ってきたのは執行の側なんです。それをこんな財政を並べていますけれども、こんなのは10年も前からわかっていたんです。この予算審査の中でも出ましたけれども、わかっているんです。税金なんか去年より今年はふえているんですからね。そうしてできなくなったというのは、先の見通しができなかったということになるんです。そのことに対する何の反省もないんです。自分の賃金を減らすという条例も出してないんですよ。ほかの町村長は3割、4割ですよ。町長、これは町長辞職に匹敵する大きな執行の誤りではなかったんですか。これを全くわからない、開き直っている町長は、全く私は言語道断だと言わざるを得ないんですね。プールの目玉が流れた。あの流れているプールに体育的にどのような効果があるのかということも考えないで、むだな金を使っている。集会所……

議長(菊地栄助君) 以上で、円谷寛君の執行の答弁を求めます。

町長。

〔「反省がないんだよ、反省が」の声あり〕

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長(木賊政雄君) 再々質問にお答えいたします。

反省とか、そういうことではなくて、この事業を計画したときと現在は経済社会情勢がまるで一変してしまったと。鏡石町だけでなく日本も、あるいは全国津々浦々の自治体も、まさしくそういう今、波に置かれているということで私たちは受けとめているところでございます。そういったことでございますから、何ぼ、あなたとここで議論してもかみ合うわけではないんです。

〔「反省がない」の声あり〕

議長(菊地栄助君) 静粛に。

〔「全然反省していないでしょう」の声あり〕

町長(木賊政雄君) あなたと議論してもかみ合うわけではないんです。ですから、何度聞かれても同じ答えしかありません。

以上でございます。

〔「かみ合うことはないと言うの」「議長、注意しろ」の声あり〕

議長(菊地栄助君) 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

今 泉 文 克 君

議長(菊地栄助君) 次に、7番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

7番、今泉君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 7番、今泉文克であります。

ただいまは大先輩、円谷寛議員の熱弁の質問の後で私の質問がかすんでしまいそうでございますが、しかし、春3月、昨年からの異常気象、そして中越、あるいは外国のスマトラ沖地震と内外的に暗い話題が多く、この年明けは1月からも近年にない降雪が続いている今日でございます。また、国内ではフジテレビとライブドアがニッポン放送株券確保のためのニュースが多く放送されておりまして、これは旧来の体質に時代の流れが表面に大きく出てきたことであろうというふうに強く感じたところでございます。

身近には、去る11日に町立鏡石中学校より148名が卒業され、新たな出発をされたことと、鏡石2小が福島県エコライフ実践校優秀校として表彰されましたことをお祝いし、一般質問に入らせていただきます。

1番目は、保育所、幼稚園の入所、入園改善についてでございます。

春3月は年度末で多くの行事があり、小学校、中学校の卒業、幼稚園、保育所の卒園があり、子供たちの人生の一区切りがあります。新たな希望を持って子供たちが成長していることが感じられます。少子・高齢化といえども、4月からの幼稚園、保育所の入園には非常に不安もあるところでございます。保育所は増員に次ぐ増員、平成10年は98名、11年が115名、15年が140名としてきたところでございます。昨年は、分園化で新たに35名の追加をし175名で保育所の対応をしておるところでございます。しかし、今年はその待機児の解消はされておらず、今も続いている状況にあります。その反面、町内の町立、私立幼稚園、4幼稚園は定員未達成という相反する状態が10年以上続いている今日でございます。

町内幼稚園、保育所状況であります。この内容については、平成15年12月議会一般質問にて執行の考えを聞かせていただきましたが、その後の進捗状況はどのように変わったのか。また、それらを平成17年度の政策では具現化をどのように図っているのかをお伺いさせていただきます。

そして、この子供たちの成長期の大切な時期であります。家庭においても安心して通わせたい幼稚園、保育所の過去5年間の入所、入園児の推移状況はどのようなのかも重ねてお尋ねいたします。

2つ目は、国・県は幼保一元化の方向で進んでおりますが、幼稚園、保育所入園対象人数が今後の対策の基礎となると思われまます。鏡石町の年度別乳幼児出生数というのが今後大きく幼稚園の入園、保育所入園、そして続くことは今後の小学校の問題にも関連してくると思っております。このことによりまして、町内の年度別乳幼児の出生人数は何名であるのかをお伺いさせていただきます。

この出生児が小学校入学になりますと、鏡石の第1小学校、第2小学校の学校の規模を決定する学校教育につながってくるところでございます。1小学区と2小学区別の人数は何名くらいにこの出生児がなっているのかを、幼稚園と重ねて質問させていただきます。

大きい2点目は、ただいま円谷寛議員が質問したところでございますが、非常に時間が不足で不完全であったのかというふうにも思います。私は、大型ショッピングセンター進出に伴う商店街の振興策について、同じような質問内容になるかと思いますが、お尋ねさせていただきます。

昨年11月9日にはサンアイ跡地にショッピングセンターいちい、そして、今年町が開発しました南部第1工業団地に日本最大の小売業でありますイオンが7月6日オープンを目指して工事に着手しているところでございます。相次ぐ大型ショッピングセンターの出店が続く、町商業界は大転換期になります。これは、平成の黒船襲来に全くなるのではないかと商業者には感じられると思います。長年にわたって培ってきた鏡石町の商店街、これが今、波にのまれようとしている状況でございます。

そんな中、今日、町としては地元町民であり産業としての商業活性化と商業者、個店の振興策は大変重要であります。平成17年度事業において、それらも考えられているかと思いますが、商業振興策については3月3日の定例会初日、町長説明要旨でも1行も触れておられませんでした。これは、非常に大型ショッピングセンターイオン出店対応の政策がここには見えてきていないというふうに私は感じざるを得ませんでした。

よって、17年度の実業にはどこの部分でどんなふうに反映させるのか。先ほどの答弁の中にも一部ありましたが、新たなる施策としての商業振興が見えてこなかった。例年と同じような施策が出ているということは、ショッピングセンターイオンの出店にかかわろうとかかわるまいと、以前と同じ商業政策であったのかなというふうに感じられるところでございます。

2つ目は、イオンショッピングセンターの来客するところの駅前商店街への回帰と言いますか、回遊と言いますか、この集客策が見られていないというところが感じられます。鏡石ブランド農業と地産地消での朝市の改善として、大きな3点目でも質問をさせていただいているところでございますが、このイオンに来るお客さん、それから、いちいの客をどんなふうに旧来の町内の商店に回遊させ、そして、ショッピングに結びつけるかというふうなことがあってもしかるべきではないかというふうにも思われます。

3点目は、大型店対策として商工会との協議が大変重要であると思います。一部には、商業者、商工会との見解のずれを我々も感じておるところでございます。町は、早くからこの件については商工会に話をした。商工会については、いや、それは聞いていないというふうな声も当初のときにはかなり聞かれておりました。そういうときにこそ、この大型ショッピ

ングセンターの進出に対する商工会の協議が私は大変重要であろうというふうに思われます。この商工会との、平成16年5月以降の商工会との意見調整等の協議はどのように実施されたのか。回数や内容等についてお尋ねいたします。

それから、昨年3月3日、ちょうど1年前になりますが、新たに商工会内部に設置されました町づくり委員会の活動というものが新聞にも報道されておりました。これらの位置づけ、そして委員会の活動、内部協議内容等の状況はどうであったのか、重ねてお伺いさせていただきます。

それから、このショッピングセンターの進出は、商店街の方々の生活を大きく左右する部分でございます。商工会という大きな代表する組織との対話も大事かと思うんですが、一番は直接的な対象者であります商業者と、それから、皆様方の意見をどんなふう集約されるようなことを町としては進めてこられたのか。もし、あったとすれば、それらの内容どのようなことであったのかをお伺いさせていただきます。

大きい3点目は、農業の高齢化や耕作放棄地の増加など、弱体が進む農業を改革するために、私は鏡石ブランド農業と地産地消を推進すべきであるというふうに思います。今、農業はBSEから事を発し、残留農薬問題、農産物輸入の拡大、産地偽装の発生等、農産物を栽培することよりも消費者の食品としての重要性が高まっており、食の安全と信頼が重要視されております。県下の農業町である鏡石町の農業政策に確立されているのかどうか、どのような改革で進めているのかをお尋ねさせていただきます。

また、今年は今後10年程度の農政の指針となる農業基本計画の見直しの年であり、その計画は生産性の高い意欲と能力のある農家を支援し、農業構造改革を促す政策転換が柱であります。よって、地域再生計画や構造改革特区等の事業も検討した町農業政策は考えられないかをお尋ねさせていただきます。

2つ目は、鏡石町は、多くの農産物が生産されておりますが、外に向けた鏡石ブランドの確立はあるのかということでございます。本当に鏡石をイメージする産品が少ない。しかし、農産品を考えるとすばらしい産品があることに気がつきます。これらを世に出す政策が見られないかということでございます。そのため消費地での展示会出展や鏡石産品を利用する利用店認定等を進める考えはないかということでございます。また、町は公共施設の食材の推進によって地産地消の拡大は進められないかということをお伺いさせていただきます。

3つ目は、先ほども商業振興でも触れましたが、役場前において開催されております朝市の改革としまして、これの会場を駅前広場に移設し、季節によっては朝市でなくて夕市として、そして、駅前商店街の客の誘導とともに商業とタイアップした事業は考えられないかというふうなことでございます。会場を役場から駅前に移すということは、買い物に来たお客

が駅前を回遊すると、商店街を回遊するということにつながります。また、朝市から夕市は朝早くよりも夕方の時間帯の方が多くの方が買い物に行ける、あるいは普通のショッピングの店もあいているから、そこで買い物もできるというふうにつながるといって、そして、なおかつ農産物だけではなくて商業者の商店街とのタイアップがあって、点である朝市でなくて面で行える夕市に改善していくことが、一つの産業振興に結びつく方策ではないかというふうに考えられますので、以上、大きな点3点をお伺いさせていただきます、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） ここで議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時02分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

7番、今泉文克君の一般質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、今泉文克議員の質問にお答えいたします。

3番の鏡石ブランド農業と地産地消についてのお尋ねの中でお答えを申し上げたいと思います。

平成15年度東北農政局による農業生産所得調査によれば、我が町の農家1戸当たりの農業生産所得は241万1,000円と推計され、県下では第2位にあります。昨今の農業情勢は、米の制度改革を初めとして農家自らの創意と工夫により経営を行うことという自己責任型農業に変わりつつあり、行政の役割が意欲ある農家を支援していく制度改革へと進んでおり、町として今後の地域農業をどう確立していくかなどへの対応が求められると考えております。

お尋ねの食の消費者への信頼感の確立につきましては、堆肥等による土づくりを基本として、化学肥料と農薬の使用低減を図った作物栽培を行う、いわゆるエコファーマーへの誘導を農協とともに進めているところであります。

構造改革特区の件につきましては、国の一部地域にのみ規制緩和をしていた特区を、今通常国会で農地法改正案にあわせて緩和することを盛り込むということが伝えられていますので、推移を見守っていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございますが、そのほかの質問等につきましては、担当課長等の方からお答えをいただきます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 7番、今泉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

保育所、幼稚園の入所、入園の改善ということでご質問がございました。この件については、15年の12月第3回定例会の一般質問でも同じような質問をいただいておりますが、幼稚園と保育所のあり方について、鋭意関係課と協議を進めております。しかし、具体的な案には現在至っていないのが現状であります。

課題としては、町立幼稚園と保育所の設置目的の違い。それから、町立幼稚園と私立幼稚園の設置目的の違い、あるいは通園区域の違い。それから、保育所、町立幼稚園それぞれの保護者負担の問題。それから、保護者の要望とその対応のあり方。また、少子化の中で、さらに予算縮小という現状の中で今後の幼稚園運営をどうするかという運営のあり方などをどう整理し、基本方針をつくるか、大きな課題なので慎重に検討してなるべく早く方針を出したいと、このように考えております。

また、過去5年間の各園の入所、入園の推移状況ということでございますが、数字的なことでございますので、数字を読み上げてまいりたいと思います。

まず、11年度、12年度、13年度、14年度、15年度、16年度と横に読んでまいります。鏡石幼稚園92、86、87、108、105、84、成田幼稚園が25、26、18、24、26、22、保育所が122、125、126、128、153、171、いずれも4月1日現在でございます。

それから、幼保一元化の方向であるが、町内の年度別出生児ということでございますが、これも数字的なことでございますので、横に読み上げてまいりたいと思います。11年度、12年度、13年度、14年度、15年度、16年度の順に読み上げます。148、147、139、135、123、120。

それから、1小学区、2小学区の人数のおただしでございましたが、今後の入学時の予測ということで申し上げたいと思います。これは、17、18、19、20、21、22の順で申し上げます。1小が100、106、101、93、98、100でございます。そうしますと、全校児童ですが、第1小学校、17年度から横に読みますと、631、649、657、657、634、611。第2小学校の新入学児の予測でございますが、これも17、18、19というふうに申し上げます。30、33、29、32、30、22。そうしますと、第2小学校の全児童数でございますが、17年度から横に読み上げますと、196、190、186、184、191、186というような予測をしているところであります。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 7番、今泉文克議員の2番の大型ショッピングセンター進出に伴う商店街振興策についてご答弁申し上げます。

先ほど地域活性化の要因として、大型商業施設も有効性があるということを申し上げたところでありますが、一方では既存商店が立ち行かないというご指摘もあるわけですが、この件につきましては、過去の一般質問の答弁で、既に大型商業施設は近隣に数え切れないほどあり、多くの町民がそうした施設へ行っていることや、対策として商工会では魅力と個性ある店づくりのために経営講習会、経営相談事業を行っているということも説明いたしました。町としても事業拡張に伴う融資の利子補給事業を行っていることも説明してきたところでございます。

1の17年度事業につきましては、継続事業として利子補給事業と、先ほど答弁いたしました新たな事業としての空き店舗家賃補助事業を考えているところでございます。

2につきましては、日常生活の中で経営者自らの創意と工夫により、集客できる店づくりを心がけていただくことが望ましいことですが、本町に大型店が出店することを契機に、一層商店の皆様にご努力いただくことを願っております。

回遊策につきましては、イオンへ訪れる町内外の方々に対して、町内の店の商店マップのようなものを作成して置いてもらうことや、町のイベント開催時には商店街の誘導策として大型店への集客の多い週末や時間帯にPRをすることや、駅前商店につきましては、特色ある店づくりを商工会と連携して考えていただくことなどを考えているところでございます。

なお、商工会との協議でございますが、昨年12月10日付で商工会長より提出された平成17年度事業に対する補助事業という要望が出されまして、それらを総合的に検討したところ、先ほど申し上げましたが、空き店舗対策事業を設けたというところでございます。

3につきましては、商工会から出されておりました要望等を検討した結果を、先ほど説明いたしました新規事業であります空き店舗対策事業として設けたところでございます。

また、商工会所管のまちづくり委員会につきましては、昨年1回、サンアイ跡地の件で開催されましたが、以来開催されておりませんので、詳しくは所管の商工会へお尋ねをいただきたいと、そのように存じます。

続きまして、3の鏡石ブランド農業と地産地消についてのご質問の2番と3番でございますが、2番につきましては、町生産の農産物のブランド化という展示会展出につきましては、町では県やFTVで開催している農産物即売会などにおいて積極的にPRを行っておりますが、なお、機会あるごとにJAも支援と協力をお願いしながら、町の農産物が多くの方々に認知されブランド化へ結びつくよう、多方面から検討を加えていきたいと考えているところでございます。

また、公共食材の件でございますが、学校給食においては米の地産地消利用実績はありますが、その他につきましては、できるものは導入したいと考えておるところでございます。

3の朝市の件につきましては、現在、出店されている方々との協議の中で、しばらくの間

現行のまま継続したいという強い意見が大勢を占めておりますが、なおご意見の多様な開催方法も駅前商店街の活性化に進展する要素が多分に考えられますので、朝市友の会の方々と、あるいは商工会と協議をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午後 1時12分

開議 午後 1時13分

議長（菊地栄助君） 会議を開きます。

7番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） シャベる前からタイムが動いていますが、随分サービスのいい事務局長の配慮でございます。ありがとうございます。

ただいま答弁をいただいたところでございます。

まず、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、15年12月の一般質問のときにおきまして、幼稚園と入園のものについては答弁いただきましたように、ほぼ同じ内容の質問をさせていただきました。ということは、非常に幼稚園、保育所行政の難しさということで、この本質問においては私個人が質問しているのではなくて町内において多くの声が聞かれるところでございます。改善に改善を図っているところだとは思いますが、その改善策がどうも町民の要望に十分、財政的なこともあると思うんですが、こたえることができないことが大きいことなのかもしれないと思います。本議会においても、私のほかにも2番、渡辺議員からも通告してあると思います。これは、非常に私は大事な部分かなというふうに思っておりますので、同じような質問で執行としましては何を言っているんだ。また同じことというように考えられるかもしれないんですが、一つ一つご認識をいただいてご討議賜りたいというふうに思っております。

まずは、保育所費の大幅増加があります。平成11年は1億4,900万ほどの保育所、幼稚園の総運営費でございました。しかし、今回の17年度予算では1億8,400万ということで、3,500万ほど増加しております。これは、対比123%、11年対比でございます。一般会計では7%の位置を占める運営費でございます。これは、町が運営することによって、これほど多くの1億8,000万の経費が必要になるということは、これはやむを得ないかもしれないんですが、これらの改善をしていかないと入所児童の解消やら、あるいは幼稚園の対応等においては改善策が私は見えてきていないと。従来ですと、かなり国庫補助等もあったと思うんですが、現在は我が町負担が町単独の負担分として1億4,200万ほどの額に教育費と幼稚園

と保育所の運営費でございます。これ2つ、3園分足しますと、町一般会計から1億4,200万ほど出しております。非常にこれは152%もこの6年間の中でふえてきているところでございます。しかし、その割には今のところ保育事情の待機児童の解消にもなっていないし、あるいは幼稚園の入園者の不足の解消ということにはつながっていないんです、今のところ。幼稚園なんかにおいては、平成11年は117名おりました。なおかつ園庭を整備したり県内に4カ所しかないすばらしい芝生を張ったりしながらやったにもかかわらず、17年は逆に101名とまた減っているというふうなことは、この辺の対応との予算との関係が非常に私は大きな問題になってくるかと思えます。待機児の解消と、それから、幼稚園の就園率を上げるための対策も必要かと思うんですが、このように町予算の中でかけていくということに対しての対応は、ある程度方向づけをするなり何らかをしてかないと、大変町財政には大きなウエートを占めてくるのではないかというふうに危惧しているところでございます。そういうふうなことを踏まえながら、この改善施策としては全然持っていないのか、あるいは何かあるのかということをお尋ねしているところでございます。

それから、あとなぜこんなふうに町は幼稚園、保育所に対してこれほど多くの金をかけざるを得ない。これは町立だから仕方ないのかもしれないんですが、しかし、これを私立に置きかえていった場合には、私立の場合には我が町からは700万ほどの金しか奨励費として使っておりません、幼稚園として。しかし、ここに通う児童数は町立は101名で、私立幼稚園154名逆におるということです。そうすると、大変な同じ町民として、同じ幼児が幼稚園で習う場としての町での負担の差があり過ぎると、これは前も申し上げましたが、これはもっともっと議論しなくてはならない部分かもしれないんですが、なぜこのままこれを改善ならないのかというふうなことが非常に疑問に思いますから、この町立と私立の差がこのまま今後とも続くのかどうか、重ねてお伺いさせていただきます。

なぜかと言いますと、鏡石は私立幼稚園があるんです。これが中山間地の私立幼稚園がなくて町立、あるいは村立で運営する幼稚園がどうしても必要であるというふうになれば、これはやむを得ないかもしれないんですが、私学振興ということで幸いにしまして2園あるわけでございます。この2園をいかに繁栄させるかということが地域の産業振興と教育充実につながってくるものというふうに私は考えられます。もっともっと私学振興を図って、私学が定員を満たさないような園が起きないように助成していくのが私は町の一つの使命であろうというふうにも感じられます。そういう意味で、栄光幼稚園、岡の内幼稚園の定員が足りない部分に対しては、やはり入園するような町としての配慮が私は必要であろうというふうに思います。幼稚園と保育所の公費格差はかなり私はあると思います。そういう意味で、同じ町民であるからには、等しくその恩恵を受けるような行政の施策が必要であるというふうに思っております。

続きまして、ショッピングセンターでございますが、空き店舗の方がかなり出るというふうなことも予測されたんですか、17年度においては2店ほどここに活用する助成を出したということになります。総額で100万ほど計上されておったようでございます。それは、ただ単に空き店舗ができたからそこに店を出せば、あと補助金を出せば済むということではなくて、その空き店舗が永続的に事業を、あるいは商売をできるような環境づくりが伴っていないければ毎年毎年やっても効果は上がらないのではないかというふうに感じられるわけでございます。

それで、町商工会から、昨年6月30日付で町長の方に町南部工業団地内大型店誘致に伴う町支援策について要望書というものが出ているかと思えます。これらについての取り扱いと、その結果についてお尋ねさせていただきます。それらが、どうもこの施策の中で出てきていないような気がするところでございます。幾つかあるようでございますが、それについても重ねてお伺いさせていただきます。

あとそれから、新たな施策ではないが制度資金原資貸付事業ということで3,900万ほど予算化、昨年も、17年も続けて予算化しております。しかし、これは実質お伺いしますと108件で300万しか利用されないというふうな、先日の予算委員会の中でも説明をいただきました。3,900万計上して300万では10分の1にも満たないというふうな微量では、これは何が原因しているのか。やはり周知徹底が足りないのか、あるいは使えないような貸付事業なのか。せっかくこういう時代ですから、多くの業者の方々、商店街の方々、お借りたい人がいると思えます。しかし、これらが運用されないという部分については、同じく3,900万計上したところですが、昨年が300万ですから、これは10倍にふやすための施策がどこにあるのかどうか、ちょっと現状では見えておりません。それらをお尋ねさせていただきます。

あとそれから、駅前の集客施策の提案でございます。なかなか言葉ではいいやすいんですが、現実の問題としては難しいかもしれないです。しかし、一つ一つやらないとできない。私は、本町振興会が頑張っただけでこられたこともあります。我が町でYOSAKOIとオランダ祭りを9月に実施しております。このときにあれほど多くの町内外からそれらを求めてくる方々を見ますと、何らかの形で月別のイベントなんかも開催するような指導、あるいは施策も必要であろうというふうに感じます。一度にあれほど多くの方が集まらなくても、あの3分の1の方が本町商店街を回遊したり、あるいは町内を歩くということになれば、何らかの購買力が出たり、あるいは繁栄が起きるというふうに思います。

春のチューリップ祭りや、そのほかいろいろあるかと思えますが、先ほど空き店舗の利用ということでありましたが、むしろ空き店舗には須賀川とか、あるいは福島とかでもやっておりますが、中心地の空き店舗を公共的な設備の一環として借り上げて、そこで須賀川なんかでは社会福祉協議会が何か入って、福祉にかかわる、特に老人の車で歩けない方々の対応

なんかもできるようにかと思いますが、そういうところで町の施設を移設した中での行政サービスを行っております。そのような施設でもって空き店舗を使いながら、公民館で確かに開催しております文化祭とか、いろいろな作品発表展なんかも毎月何らかの形でやっていったらば、そこに人の流れが出たり、あるいは商売に結びつくものがあるのではないかというふうにも感じられるところでございます。

それから、鳥見山公園のイベントが行われます。非常に町で主催するあやめ祭りも大変な人が出て、にぎわいを見せております。しかし、そのほか鳥見山陸上競技場やら体育館なんか、そして、ましてや「すいすい」なんかとの利用者もおります。この方々を何らかの形で、やはり駅前の方に回遊する同時イベントの事業なんかも考えられるのではないかというふうに提案させていただきたいと思っております。

あと大きいのは、子供さんたちが集う行事をあの駅前でやるのが大きな魅力ではないかと思っております。子供の人数が200人だったらば、親がついてきて400人になり、じいちゃん、ばあちゃんがついてくると600人にもなります。やはり1つは、行事というのは波及性を持たせることも私は大事だと思いますから、家族が伴うような事業の展開も私は大事であろうというふうに思います。

先ほど触れましたが、商工会からの要望書があったのですが、ここの中にも朝市の多目的な開催ということで駅前を使ってと、先ほどのご答弁をいただいた中では、朝市は現会場でやってほしいという意見が多いということ。これはだれの意見なのかちょっと私もわからないんですが、そういうふうな話し合いをしたというふうにも聞いたこともちょっと今まではなかったものですから、これは意見というのはどの程度その意見があったのか、あるいは駅前で開催して、こういうふうな状況でやったらどうだというふうなことも提案をした中で、また現会場でやるというふうにしたのか。

私はここでお話ししたのは、基本的にはこの役場前の駐車場でやることもすばらしいことだと思います。しかし、それを駅前に持っていくことによって、先ほど言いましたが、人の流れが生じて、なおかつ農産物だけではなくて商店街の商店があいている時間にやることによって、商業者とのタイアップが図れる。なおかつ、あと夕市としてやることによって、朝早く来る、朝の時間帯の忙しいときに来るのではなくて、夕方ゆっくりと散策できる時間帯のときに行くと、これは冬場の場合にはなかなか難しいことかもしれないんですが、季節的に穏やかな季節になったらば、逆に夕方にやった方が多くの方が集える一つのイベントになってくるのではないかというふうにも思います。この駅前地区と利用したところの朝市から夕市等の変換も、私はもう積極的にやるべきではないかというふうにも考えております。

農業施策の点でございますが、まず食の安全と信頼ということを、先ほど堆肥主体のエコファーマーを目指すというふうなことで来たところでございますが、これらをやはりきちん

と明確化にしていかななくてはならないと思うんです。やはり食の安全というのは生産者だけが考えるのではなくて、これは組織としても考えなくてはならないです。トレーサビリティやら、あるいは堆肥センターも環境三法によってほぼでき上がりました。しかし、この運営について、これからが一つの課題となってきていると思います。そのときにこの食の安全、それを図るために堆肥センターの堆肥をどう運用するかとか、あるいは我が町では福島県一の農業所得を上げているすばらしい町でございますが、残念ながら、ただその加工施設がないということ。今、東京かがみいし会には、お土産にハト麦みそを使っていますか。これはハト麦というのは今、栽培している鏡石町内にあるのかどうか、逆に言えば。そしてなおかつ、商品として買うことができるのかどうか、そういうふうなありもしない、できもしないものをやはり鏡石の産品というふうな位置づけは、以前はやっていたんでしょ、それをそのまま継承しているということはどうかと思えます。まず加工施設がない。リンゴジュースをつくるにも須賀川とか天栄のジュース工場に頼む。みそなんかについても、よその町村のみそ加工場に頼む。漬物もしかり。あるいは牛乳なんかも岩瀬牧場があるかもしれないんですが、よそに頼む。それから、畜産工のハムとかそういうのも頼むというふうなことで、残念ながら付加価値を高めるための施設が我が町にはないということです。これは、我々農業者も自らがそれを求めない部分があるかも 強くやっけない部分が悪いのかもしないんですが、やはり施策として何らかの形で出していくべきだろうと。それをフローチャート化してちゃんとネットワークを強めて、連携のある農業振興を図るような施策を考えていただきたいというふうに思うところでございます。

またそれから、地産地消でございますが、これはできれば、できる部分から導入してほしい。特に、公共施設での鏡石の産品の利用、これが非常に私は少ないと思えます。今後、学校給食が民間委託に向けて歩むところでございますが、過般もJAすかがわ岩瀬から販売の学校給食に使う部分に要請書というのが出ておったようでございます。それらについても今後、我々は考えていかななくてはならないと思うんですが、学校給食での米、野菜、果実の年間利用額というのは幾らくらいになっておるんでしょうか。これは私が聞くまでもなく、とうに教育関係の方で把握して、そのうち我が町は町内から調達がどのくらいになっているかというのは把握されているかと思えます。それもお尋ねさせていただきたいと思えます。

あとそれから、鏡石ブランドということでございますが、非常に何もありません。米と言えば岩瀬の清流米、須賀川の「ぼたん姫」、あるいは稲田の稲田米、周りには立派な米があります。鏡石には残念ながらありません。じゃ、キュウリなのかと。キュウリといたって今どこでもつくれるような、鏡石のキュウリでなくてはならないというものもない。そのときにブランドとして、いち早くもっともっとこれは確立する必要があると思えます。先ほどのご答弁では、県の農産物即売会で県なんかでやられることがあったようでございますが、

これは消費地でやることに意義があると思います。産地で販売促進をしてみても、その効果は少ないと思います。確かに金がかかるかもしれないんですが、消費地でやることによって初めて鏡石のブランドというものがお客さんに伝わっていく。

私は、ある方から言われたんですが、鏡石の産品を使っている大きなホテルがございます。そこで、鏡石のブランドの農産物を使っていますというふうなことをお客さんに私どもはアピールしていきたいと。鏡石町としてもそのようにブランド化されたような認定店とか、使用していますというふうな登録店とか、そのようなお話で町として認定して我々にもお墨つきをつけていただけないかというふうなお話を賜っております。大変ありがたいことだと思ったんです。確かに認定することは難しいかもしれないんですが、鏡石町の野菜を私どもは使っているんですと。そして、皆さんに食糧として供給しているんですというふうな考え方のお店がたくさんあったら、非常に私はうれしいのではないかとこのように思います。それらがあることによって、多面的に鏡石の販売とか、あるいは農業生産に結びつく要素があると思いますから、これらについての有名店での認定、あるいは登録等の考えをお持ちかどうか重ねてお尋ねさせていただきます。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 7番、今泉文克議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、ショッピングセンター関係についてでございますから、商工会からの要望書についての取り扱いについて伺いたいというようなことでございますが、この要望書につきましては、先ほど申し上げましたとおり商工会長さんの名前で出てきたわけですが、そういった要望等を総合的に検討した結果、とりあえず駅前商店街づくりが先決であろうということで空き店舗の対策事業ということになったわけでございます。

次に、制度資金の活用についてでございますが、利用状況が少ないということでの原因は何かということでございますが、商工会の方が窓口になっておりまして、商工会といたしましては、経営相談とか、あるいは店の拡張とか規模拡大についてはいろいろ相談をされておりまして、そうした折での制度資金融資についてはお話をしているということは伺っておりますが、現実的には活用が少ないということであろうというふうに考えております。

次に、駅前の集客について公共施設の移設等、あるいは鳥見山でのイベントについてということでございますが、これにつきましては貴重なご意見として伺っておきたいというふうに考えております。

また、朝市関係ですが、朝市は朝市友の会が主体で運営を行っているというところでござ

いますが、これの駅前開催につきましては、何度か朝市友の会の方に、ぜひあそこでも日を改める、あるいは時間を変えてやっていただきたいと、開催していただきたいというお話をしてきたわけですが、友の会の方では、とりあえず役場の駐車場を基点にして当面はやっていきたいというような申し出でありますので、現在のところ駅前での開催はなかなか結びつかないというところでございます。

次に、農業施策についてであります。食の安全・安心を明確にした方がよいとのご意見でございますが、これにつきましては全くそのとおりでございます。現在、関係機関等とガイドラインについて考えていくというような考えを持っているところでございます。

あと地産地消についてなんです。できる部分から取りかかってはというようなことではございましたが、全くそのとおりでございます。米につきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。その他につきましては、現在どういったものが活用できるかということ調査しているというところでございます。

なお、学校給食の消費額につきましては、産業課の方では把握してございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

また、鏡石ブランドでございますが、何も無い状況であるということはおっしゃるとおりでございます。このブランドにつきましても、今後の検討課題としているところでございます。過日も農協の方とお話をさせていただいたということもございます。ご理解いただきたいとします。

また、認定店につきましては、今のところ具体的にはということは考えてございませんが、今後の課題としていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 7番、今泉議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ポイントは町立幼稚園の入園児の減少のこと、それから、保育所の待機児の解消のこと、それから、私学振興、いわゆる私立幼稚園の振興策ということだと思います。

まず、入園者の減少ということですが、少子化の時代でございます。絶対数は減少の一途でございます。そういう中で今、私立幼稚園は3歳児から教育をするという一つの特色を持ってやっております。町立幼稚園の方は4歳児からということでございます。そういう絶対数の少ない中で、幼児をどちらにどう誘導するかというのは、これはやはり保護者との兼ね合いもございますので、町立幼稚園で園児集めを積極的にやるということは現在のところやっていない状況であります。

また、保育所の待機児童の解消ということでいろいろ誘導策もやっているわけがあります。

が、これもなかなか思惑どおりにはっていないというのが現状でありまして、待機児童が依然として解消しないということでもあります。これらについては、やはり私立幼稚園の3歳児からの入園ということとも絡むのかなというふうにも思っておりますが、これらもまだ抜本的な方策というのは見出せないでいる状況であります。

それから、私学振興ということで、平成17年度は961万2,000円の費用を予算化を計上したところでございます。これは保護者の方に援助するということでありまして、この私学援助については、私立幼稚園の方とも以前話し合いをした経緯がございます。2つの方法がありまして、1つは、幼稚園そのものに補助金を交付するという方法、それから、もう一つは、保護者の方に援助して軽減を図るという方法があるわけであります。私立幼稚園の場合には、ご案内のように県から補助金が導入されております。町からも運営に対して補助金を交付するという事になれば、幼稚園の運営について、費用について明らかにしていただかなければならないということが前提にあります。そういうことで、幼稚園の方では保護者に援助をしていただければ保護者の負担を上げなくても済むということで、保護者負担を望んだ経緯がございます。その際に対象にならない人たち、これは所得ですけれども、対象にならない人たちにも町長の英断で補助対象外として次年度は90万予算化をいたしました。これは、国庫補助対象にはなっておりません。そういうふうにして保護者に援助して父兄負担の軽減を図って私学振興を図っているという状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 今泉議員からの学校給食の関係についてご答弁申し上げます。

学校給食費ですが、毎年動きますけれども、総額6,700万円が大体3校合わせたの給食費になっております。その中で主食というような区分がありまして、1,200から1,300万が主食費であります。ちなみに米につきまして申し上げますと、いわゆる米飯ということで、炊いた御飯で購入しております。その金額が約850万円となっております。野菜についてなんですけれども、野菜につきましてはデータとして持っておりませんで、それぞれの業者さんごとに野菜含めた、いわゆる一般物資も購入しておりまして、現時点では予算についてはその料金の区分はしていないところであります。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 7番、今泉議員の再質問の中で、保育料等の検討ということ

でのいわゆる15年12月の議会の質問の中で、いわゆるこの中では保育料の軽減は考えられないかということでの質問でございました。これに対します回答につきましては、近隣市町村のレベルを目途に改正を検討したいということでの回答をいたしました。

そういう中で、いわゆる国と町と周辺町村ということで若干申し上げますと、国のこれは最高基準額でございますけれども、3歳未満、あと3歳以上ということに関しましては、国においては6万1,000円から8万円、そして、3歳以上が5万8,000円から7万7,000円と、これに対しまして、鏡石町におきましては3歳未満が3万3,000円が最高でございます。そして、3歳以上が3万でございます。そして、須賀川市におきましては3歳未満が5万5,000円から5万7,000円、そして、3歳以上が3万6,000円。あと天栄村におきましては3歳未満が最高が2万4,000円から2万6,000円であります。そして、3歳以上が2万2,000円から2万4,000円と、こういう状況になってございます。そういう中で、前回の中でも近隣市町村のレベルを目途に改正を行いたいと。そして、これにつきましては、現在町内の財源確保検討会の中で検討を進めているという状況にあります。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克議員の一般質問はこれまでといたします。

根 本 重 郎 君

議長（菊地栄助君） 次に、4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 皆さん、こんにちは。4番の根本であります。

3月定例会、4番目に一般質問をさせていただきます。

さて、テレビやラジオ、新聞や週刊誌などを大変にぎわしておりますフジテレビとライブドアの闘い、株式とかを余り知らない人たちも気になって仕方がないことではないでしょうか。こちらが有利、あちらが有利などいろいろな評論家や弁護士の先生の方々の話を聞いていると、だんだんと問題が若者とおじさん、新しい考え方と古い考え方、革新と守旧などと、本来の筋からかけ離れて議論することをよく見かけるようであります。この問題は、両方が法律の判断にゆだねたわけでありますので、周りがどうのこうのと言ってもいかなものかと思っておりますが、関係なく見ているものにとっては非常におもしろいし、勉強に大いになります。果たして最後は、どういうことになるのか、非常に興味があるわけであります。

国は、少子化対策として企業に数値目標を掲げた新エンゼルプランを2005年から2009年度までの5年間で取り組むべき施策を上げました。

これらの要旨は、1、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、若年者の試行雇用から常用雇用の意向を2006年度までに80%とする。2、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、職場優先の風土を変え、男性も女性も個性と能力を発揮しながら子育てに力と時間を注ぐことができるようにする。育児休業制度を就業規則に規定する企業の割合を100%とする。2002年度で61.4%であるそうであります。3、「命の大切さ家庭の役割等についての理解」を深めていく。4、「子育ての新たな支え合いと連帯」、働いているいないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけの孤独な子育てを楽にしていく地域における子育て支援拠点を6,000カ所。2004年度では2,954カ所だそうであります。小児医療・母子保健医療体制の整備、夜間休日でも適切な医療を提供するため小児救急医療機関を404地域。2004年度で221地区だそうであります。子育てに安心・安全な住まいやまちづくり子育てバリアフリーマップを全市町村で作成。妊婦や子供が安心して住み、街に出ることができるようにするなどあります。

また、4月1日から施行される改正育児介護休業法では、パートや契約社員などの有期雇用者にも条件つきで休業を認める。保育園に入れられないなどの特別の事情がある場合、現在1年の育児休業期間を最長1年半に延長する。1人につき1回だった介護休業を複数回、通算93日までに改める。子供の看護休暇制度を創設する。少子化抑制を期する政府の子ども子育て応援プランは、5年後に育児休業制度を持つ企業を現在の6割強から全企業に広げ、10年後には女性8割、男性1割の休業取得を目指している。

問題は、休業の申し出を受けた企業の都合で契約の打ち切りなどにならないように行政の監督が必要と思われるわけであります。いろいろと少子化対策に対しての法的な整備は、だんだんとされてきているわけであります。

今、子供を持つ親ばかりではなく多くの人々に愛されている詩があります。アメリカの家庭教育学者ドロシー・ロー・ノルトさんの詩「子ども」という題であります。これは、皇太子様が45歳の誕生日の会見談の中で引用されてから、テレビ等でまたたく間に広まりました。皆さんもご存じかと思えます。時間をいただきまして、少し読んでみたいと思えます。

「批判ばかりされた 子どもは 非難することを おぼえる 殴られて大きくなった 子どもは 力にたよることを おぼえる 笑いものにされた 子どもは ものを言わずにいることを おぼえる 皮肉にさらされた 子どもは 鈍い良心の もちぬしとなる しかし、激励を受けた 子どもは 自信を おぼえる 寛容にであった 子どもは 忍耐を おぼえる 称賛をうけた 子どもは 評価することを おぼえる フェアプレーを経験した 子どもは 公正を おぼえる 友情を知る 子どもは 親切を おぼえる 安心を経験した 子どもは 信頼を おぼえる 可愛がられ 抱きしめられた 子どもは 世界中の愛情を感じとることを おぼえる」

この歌を知った子育て中の親や、これから親になる人たちは、非常に勇気づけられたというふうに思っております。少子・高齢化の対策というのは、やはり人の言った言葉で変わるというふうに思っておりました。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

前回にも質問をした部分がありますが、急速に時代が変化をしております。ご了承をいただきたいと思っております。

まず初めに、子供たちの安全についてであります。

全国的に不審者や声かけ事件が発生し、深刻な事態に発展している。子供たちを犯罪と事故等から守るためのいろいろと施策を講じなければならないと思っております。

そこで、以下のことについてお伺いいたします。

1、保育所、幼稚園、小・中学校、児童館などの子供たちの集まる場所の対策について以下の5項目をお伺いいたします。

- 1) 教職員の対応マニュアルはどのようになっているのか。
- 2) 防犯機器、あるいは機具などの設置は行われているのかどうか。
- 3) 保護者への協力はどのようにしているのか。
- 4) 地域への協力の体制はどのようになっているのか。
- 5) 一番大事な子供たちへの指導というものはどのようにされているのか。

大きい2番、インターネットや携帯電話によって子供が犯罪に巻き込まれるケースが全国的に急増しております。この犯罪に巻き込まれないため、どのような指導を学校ではしているのか。また、家庭での協力はどのようにお願いしているのか。

次に、子供たちの学びについてであります。

いわゆる「ゆとり教育」の問題が、全国的に是非が取りざたされておりますが、以下のことについてお伺いをいたします。

- 1、現在行われているいわゆるゆとり教育についてどう考えておりますか。
- 2番、いろいろな塾へ通っている子供たちが多いと思えますけれども、小・中学校それぞれ何名くらいいるのかどうか。
- 3、我が町でも環境教育をやっていると思えますが、現在どのような方法で行われているのか。
- 4、読書離れと言われる中、朝の読書等をやっている学校も多いわけですがけれども、1日子供たちはどのくらい読書をしていると思えますか。
- 5、テレビとゲーム、いろいろと是非の論争があるわけでありましてけれども、現状はどれくらい子供たちが見ていると、あるいはやっていると思えますか。
- 6、今、全国ばかりではなく県内でも2学期制を取り上げる学校があるわけでありまして

れども、2学期制と3学期制のそれぞれのメリット、デメリットがあるわけでありませうけれども、それらはどのようにとらえているか。

7、社会性を身につけるための「遊び」も大切な子供たちのある一面であります。「県子ども居場所づくり推進事業」があるわけでありませうけれども、県内でどのくらいの市町村が取り組んでいるのか、また、我が町での取り組み状況というものはどのようなものであるか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 4番、根本重郎議員のご質問にお答えします。

まず、子供たちを犯罪から守るということでのご質問がございました。教職員の対応マニュアルはということでございます。

痛ましい事件が発生したことを受けまして、いま一度危機管理体制を再点検し、さらにとり得る対策の強化を各学校に指示をしたところであります。

まず、各学校、幼稚園では、文部省で一般的な危機管理マニュアルというのを作成してございます。それを各学校、幼稚園では、自分たちの実態に即したマニュアルに直して年間計画の中で指導、あるいは訓練を実施しておりますけれども、今回の事件を受けまして、当面は集中した防犯訓練、防犯教室などを実施するように指示をしたところであります。

また、保育所、児童館も安全管理マニュアルというものをつくっております、これに基づきまして緊急事態の際の確認事項、あるいは職員間の行動の再確認をしたものを行ったところであります。

防犯機器、あるいは機具などの設置状況ということでございますが、学校内で緊急事態の発生の際は、火災報知機、それから校内放送というのを利用することにしてあります。また、今、校内にこういった機器類が必要なのか学校で検討していただいております。防犯ブザーの所有状況であります、小学生は約50%、433人、中学生は約6%、30人が所持をしているところであります。

保護者の協力体制ということでございますけれども、随時文書等をお願いをし、また、保護者会等利用して登下校の安全、あるいは危険箇所の連絡、不審者情報の提供などをお願いしているところであります。

地域の協力体制ということでございますけれども、町内の学校、幼稚園はどこからでも敷地に入れる状況であります。したがって、地域の皆さんの監視の目というのは欠かせないというふうに考えております。今回の事件を受けて保護者の皆さん、町民の皆さんに、な

お一層幼稚園、保育所、児童館、小・中学校の児童・生徒に関心を持ってほしいことを回覧
をお願いをいたしました。さらに、須賀川警察署長に対しまして、警察車両や制服警官での
パトロールの強化をお願いしたところであります。

子供への指導ということでございますけれども、これもまた危機管理マニュアルに基づき
まして、年間を通して登下校時の安全指導や学校内の緊急事態の際の行動などを指導してい
るところであります。

子供が犯罪に巻き込まれる携帯電話とかインターネットの件についてのご質問ございま
すけれども、前にもお話ししたかと思いますが、各学校のパソコンは福島県のうつくしま教
育ネットワークというところに接続をされております。したがって、学校内のパソコンは違
法行為とか違法薬物、あるいは有害サイトなどに接続することはできません。また、学校へ
の携帯電話の持ち込み、これは禁止をされております。こうしたことは保護者の方にもご理
解をいただかなければなりませんので、学年集会とかお願いの文書で周知をし、ご協力とご
理解を願っているところであります。

子供の学びについてのおたがしで、その中のゆとり教育ということでございます。少子・
高齢化の進展とか、経済水準の上昇、あるいは高学歴化、国際化、さらには高度情報化など
社会は大きく変動しておりまして、こうした社会を生きていくにはどんな教育が必要かが中
教審で審議され、その答申に基づいて平成14年度から学校教育が大きく変わりました。確か
な学力、豊かな人間性、健康や体力、いわゆる総合的に「生きる力」を身につけ子供たちを
育成しようということでありまして、この方針には間違いのないというふうに思っております。

また、塾へ通っている子供たちは小・中学校それぞれ何名かということでありまして。種別
ではピアノとか書道などの習い事、スイミングなどのスポーツ、あるいは学習塾などがあり
ます。また、複数の場所に通っている子供たちもおります。延べ人数で申し上げますと、第
1小学校が288名、45%、第2小学校が69名、35%、中学校が266名、58%という数字にな
っております。

次に、環境教育についてであります。環境教育は小・中学校とも毎年環境教育計画に基
づきまして、総合的な学習を中心に各教科を含めて実践をしております。16年度から県教委
から指定を受けまして、小学校、中学校、岩瀬農業高等学校が連携した福島式環境教育モデ
ル事業、これは福島県で1カ所ではありますが、それに取り組んでおります。これまで空き缶
リサイクル、落ち葉堆肥づくり、環境教育講座、水質調査、八ボタンの定植などの実践をし
たところでありまして、17年度も事業を継続したいというふうに考えております。

次に、読書離れということで、どのくらい本を読んでいるのかということでありまして、
小・中学校3校とも朝の読書活動を実施しております。これは、読書習慣の定着と落ち着いた
状態の中で学習に取り組む雰囲気づくりを実施したいということで、3校とも今、実践を

しておるところであります。その他の読書時間ではありますが、小学生が約1時間程度、中学生は30分程度、また冊数にして月に3冊から5冊、小・中学生の平均読書時間もうちでは約2時間程度という平均になっております。

また、テレビ・ゲームの時間ということではありますが、1時間程度のゲームの時間というのが20%、3時間以上という子供も約30%程度あります。テレビ鑑賞とゲームの時間は特に区別していないわけではありますが、中学生の時間は小学生より短いという傾向にあります。

次に、2学期制と3学期制のそれぞれのメリット、デメリットということですが、2学期制の効果としては、毎学期ごとの期末テストや期末懇談、あるいは始業式とか終業式、こうした行事が減ることが1つあります。それから、もう一つは、学習期間が長くなりますので、腰を据えた学習が可能になるということがあります。課題としては、長期間の指導、長期間の指導の結果の評価の問題があります。それから、教育課程や学校行事をどういうふうに見直すかということがあります。また、学習期間中に長期休業が入ってまいります。この長期休業をどう活用するか、どう見直すかということがあります。また、児童・生徒、保護者、地域の理解をどう求めるかということがあるというふうに言われております。

それから、居場所づくりの県の事業ということではありますが、県内の子ども居場所づくり事業は、本年度41市町村、63カ所で開設されております。当町はこれとは別に、これまで学校週5日制対応事業ということでアドベンチャークラブとか造形教室、子ども映画会などを開設してまいりましたけれども、17年度から子ども居場所づくり事業に移行できるように、事業の要件であります運営委員会の組織、あるいはコーディネーター、あるいは安全管理委員の配置などを考えまして、居場所づくりとして立ち上げていけたらというふうに考えております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

まず、子供たちの安全についてでありますけれども、各子供たちが集まる場所、マニュアルがあるのは当然であると思っております。なければ大変なことになるわけではありますが、その中で3月7日でしたか、総務文教常任委員会で1小の方に防犯の方の現地視察ということで全員で行って、校長先生、教頭先生との話をしてきました。幼稚園、保育所、小・中学校、児童館ですけれども、例をとりまして、1小の事例、あるいは2小の事例等を含めて、それらに対してどう思うかをお伺いしたいというふうに思っております。

その中で、1小の場合は、各校舎に入る門はすべて閉じて、南側、東側ですか、青少年ホームの方からの入り口があいていると。事務所があるということで、そこに来訪者があって

も対応できるのではないかなというようなこともありましたし、体育館の方からは子供たちが移動するので、そこは閉じていないと、あとは日中は閉じているというようなことでありました。

その中で、校舎に入った場合に、どうなんだということで聞きましたら、子供たちをすべて2階に上げると、避難させるのはやはり2階に上げた方がいいということで、2階にすべて上げるというふうなことでありました。各教室に防犯ベルというか、ブザーというか、その設置はどうなんですかとお聞きしましたら、それはないそうであります。やはり2小の方はインターホンが各教室から職員室等につながるようにはなっているというふうなことでありました。やはり事件が起きないのが一番いいわけでありませけれども、しかし、どこの学校、どこの施設でもすべてないと思って子供たちを教育、あるいは指導しているわけでありませ。しかし、現実にはあるわけでありませ。これから来年度の入学生がそれぞれに入りますと、またあるかもしれない。我が町であるかもしれないし、違うところであるかもしれないというふうな意味で、各教室のブザーかベルかは必要ではないかなというふうにも思っております。

それと、防犯機器等の対策では、やはり今は一番手っ取り早いのは多分火災報知機だと思っておりますけれども、教育長は火災報知機だと言いました。この火災報知機は各校にどれくらいあるのだから知らないんですけれども、各教室すべてにあるわけではないと思うんです。報知機のほかに、例えば銀行等の場合は防犯ベルがあって警察等につながるようになっておりますけれども、これは各学校最低1個はあってもいいのではないかなと、あるいは保育所、あるいは児童館等でもそうですけれども、これらはあるのか、あるいはなければ設置する考えはあるのか。

あと、防犯機器の中で1小の校長先生とのいろいろな話で出ましたけれども、なかなか機器は、機具とかはお金がかかってなかなか設置できないんだということで、今、全国的に売っていますネットランチャーと言いましたか、網が飛び出るものです。その設置も考えたんだけれども、1台2万円くらいして、1回練習とか、あるいは何か間違っちゃった場合には一回切りで使い切りになってしまうので、少しもったいないような気もするんだというふうな話もありましたけれども、いろいろと調べてみましたらば、今その販売元では確かに2万くらいはするそうであります。しかし、1回使って、例えば試験的に訓練等で使って、それを会社等に1回返却してもらえば再利用もするそうであります。調べましたらば、新しく買うほどはかからないんですけれども、1万2,000円くらいでできるそうであります。これは、2万は各学校に2つずつあったとしても、2万ですから、かなりの予算がかかるかと思うんですけれども、子供たちを逃がすのも大事だと思うんですけれども、やはり捕らえるのにはこういうふうな器具、さすまたとかいう器具もあるそうでありますけれども、それはやはり

1人だと相手にならないということで、一番今はネットランチャーというか、網が飛び出るあれが物すごく波及するというので、各学校、あるいは子供たちの出入りする施設には1個以上はあってもいいのではないかなと。これはつまり保険だと思っていいと思うんです。皆さん、車の保険、あるいは家の場合には家には火災保険を掛けていると思うんですけれども、やはりだれもあると思って、あるいは事故があると思って掛けているわけではない。もし万が一あった場合の相手に対する保障は大変だということで、すべて保険とかいろいろなものを掛けているわけでありますので、子供たちの保険と思えば安いものではないかなと、あるいはほかの予算をやりくりしてもこれは設置してもいいのではないかなというふうにも考えておりますので、できるかどうか。これらはやるとしても予算がないから5年、10年というわけにはいかない。例えば一、二年で設置をすると。1年で1個、2個、あるいはその次の年で1個、2個というように各学校に1個ずつでもいいからあってもいいのではないかなというふうにも考えますけれども、どうか。

あと、3、4、5と一緒に絡むんですけれども、12月の定例会のときにも子供110番の話をしました。例えば、この1小から旧道を通ってあそこのやすこくやさんの前の信号機まで、あそこに110番の家というのは何軒ありますか。前に110番の家の方を集めて1回会議を開いてはどうかという話をしたんですけれども、その人たちが集まって話をするによって、その人たちがその人の隣、隣というふうに広げていくと、1小の校長先生も言っていましたけれども、もし通学、あるいは帰る途中で何かあって子供たちが避難するといった場合には、110番の家じゃなくて、すぐそばの家に行けと言っているそうであります。そうすると、110番の家がここから100メートルも離れたところにあったんでは、わざわざそこまでは行かないと。すぐ隣の一番近いうちに駆け込めというふうな子供たちへの指導をしているというふうに言っておりましたので、やはりそういうような意味からも、すべての家が110番の家になるようにしなければならぬというような意味から、前回、今ある110番の家は100軒くらいあるそうでありますけれども、その人らに集まってもらって、この輪を広げていったらどうだと、そういうような提案をしたわけでありますので、改めて今回それを伺いたいというふうに思っております。

インターネットの普通のパソコンや携帯電話によるいろいろな犯罪が多いわけでありますけれども、学校に持ってくるのは禁止はされているというさっき答弁ありましたけれども、学校では持っている子供はどのくらいいるか把握しているとは思いますが。特に小学生は余り持っていないかもしれないですけれども、中学生は多いかなと思うんですけれども、やはり携帯電話ばかりではなく家のパソコン　学校のパソコンはいろいろなものが入っているから外部にはアクセスできないという面があるんですけれども、家の場合はそういうふうになっている家庭というのは余りないのではないかなというふうに思います。自由に使える、ある

いは自分の部屋で使えるというふうなことが多いと思います。やはりそうではなくて、パソコンを使う場合には親の前で使うとかというふうな指導は、やはり学校で教えてもいいのではないかなと。それは家庭の問題には違いないんですけども、やはりいろいろなことが多くなる時代でありますので、そうすると、学校の役割が余りにも多くなるというふうな考えもありますけれども、しかし、学校とやはり地域と家庭というのは、ばらばらではだめでありまして、一貫性がものすごく強いわけでありまして、そういうような面での指導というのはやはり学校でやってもいいのではないかなというふうに思うんですけども、その辺をどういうふうに考えるか。

今ワンクリックでどこにでもいきますからね。架空請求はあるし、あるいはチェーンメールもあるし、あるいは出会い系のサイトでもどこでもつながりますから、やはりそれは適正なインターネットの接続の仕方等を子供たちに教えている学校もあるわけでありまして、やはり強く指導をしてもいいのではないかなというふうにも考えておりますので、その点は家庭へどうつないでいくかお聞きしたいと思います。

塾へ通っている子供、半分くらいずつおりますけれども、非常に多いなと思うんです。行き帰り親御さんが迎えに行くということはなかなか難しいなと思うんですけども、ちょっと先ほどに戻りますけれども、防犯という意味から、公用車に大きい防犯のステッカーを張ってやっている市町村もあります。あるいはパトカーと同じような色合いにして公用車を運営している市町村もあります。そういうようなことは考えていけるのかどうか。子供たちの安全、先ほど、警察署の方に行ってパトカーとか制服の警官の方に町を回ってもらえれば、主に犯罪は減るかと思うんですけども、そうではなくて、やはりそれも重要でありますけれども、地域と、あるいは行政でできることは行政でやはりやることはあるのではないかなというふうにも思いますので、それに対してはどう思うか。

あと、テレビとゲームでありますけれども、ゲームはこれもやはり学校と家庭が一緒になって考えないと難しいと思うんです。学校は家庭に話せば、家庭でゲームは何ぼやっというが、テレビどうせ見てようがいいというふうなあれではなくて、やはりテレビとゲームをある程度の時間に抑える、あるいは抑えさせるような指導をするというようなことも非常に大事ではないかなと思うんですけども、それらに対してはどう思いますか。

先ほどの午前中の副議長の質問の中にもありました広島の土堂小学校の先生の分ではないんですけども、勉強のレベルを上げるのには早寝・早起き、朝御飯をきちんと食べる。テレビは1日最高でも2時間以内と、この3つを守れば上がるというようなことが言われておりますので、それらに対してどう思うかお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 4番、根本議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校の危機管理に対する対応でございますけれども、第1小学校は緊急時は2階に児童を避難させます。これは階段は狭いので、そこを利用したいという考え方でございます。ネットランチャーやなんかのさすまたとかいろいろ出ましたけれども、とにかく緊急時には子供を守ることしか第1目的はないわけでありまして、ですから、どうやって子供を守るかということでありまして、防犯ベル等もいろいろ考えられますけれども、まず子供をどういうふうに安全に守るかということに主眼を置いて各学校ではマニュアルをつくっておりますので、その二次的なこととしてネットランチャーとか、さすまたとか今はそういったものもあれですけれども、モップとかほうきとか、あるいは机、イス、そういったものということもマニュアルの中ではございます。

ただ、一番心配なのは、そういう緊急事態に落ち着いて対応できるかということが一番私は心配をしているところであります。ですから、その訓練をする場合、緊急時に先生方が落ち着いてその子供の安全をどういうふうにするかということにやはり主眼を置いていただきたいなど。何でもないときのことであれば、それほど落ち着いてできると思うんですけども、緊急事態に対応するときにはやはり恐らく動揺もするでしょうし、そういう場面ではやはり火災報知機等でとにかく相手を驚かせる、あるいはひるませる、そうしたことも必要でありまして、その間に子供たちを避難させるということが大切ではないかなというふうに思っております。

それから、110番の家のことですが、学校では何かあれば、すぐに近くに助けを求めなさいということをご指導しております。110番の家まで行って何とかしろということはおっしゃっておりません。110番の家はあくまでも抑止力でありまして、110番の家をお願いしているのは、常時そこにいるところです。お店屋さんとか銀行とか、とにかく人がいるところをお願いをして110番の家のステッカーを張らせてもらっております。ですから、何かあればもう近くのうちに飛び込む、あるいは通りかかった人に助けを求めるといったことが大事でありまして、110番の家の方々を集めて云々ということは考えておりません。

それから、公用車の活用ということですが、これは検討中でございます。公用車に何かステッカーを張って、これも抑止力の一つではありますが、少しでもそうした事態が避けられればということで検討しております。

それから、携帯電話の所有でございますが、これは調査をしておりません。

それから、パソコンのガードでありますけれども、これも先ほどお話し申し上げましたように、保護者の皆さんにご理解をいただかなければ徹底いたしませんので、学年集会とかお

願い文書でご理解とご協力をお願いしているというところであります。

それから、ゲーム関係で学校で指導をとということではありますが、やはり家庭生活は家庭でぜひお願いしたいなというふうに思います。確かに学力との関係ということで、生活習慣がきちんとしている子供は学力が高いというのは、これは当然でありまして、それはもうやはり家庭にご理解をいただいて実践をしていただくということ以外にはないのではないかなど。そうしたことを各学校でPTAの集会とかそういうところを通じてお願いをするということで、保護者の方にもご理解を願っていききたいというふうに思っております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再々質問を許可します。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再々質問させていただきます。

くどいようでありますけれども、子供をさっき教育長は守るというふうなことを言いました。子供を守るのには、ありとあらゆる方法を講じなければならないと私は思っております。さっき言った器具の問題もそうであります。器具を持って相手に立ち向かうということもありますけれども、抑止力もあります。しかし、逆にそれがあることによって先生方、あるいは職員の方が、不審者が入ってきて大丈夫だという自分自身の備えにもなると、「備えあれば憂いなし」という言葉が、だれかが言ったような言葉でありますけれども、そういうようなことがあると思うんであります。だから、ありとあらゆる方法を講じなければならないと。我が町にこういうことが来ないということは、だれもが願うことであります。しかし、あつたらどうするということも考えていかなければならない。先ほども言いましたように保険だと思えます。子供が安全に安心して学校や、あるいは外で遊んでいける体制は、やはり行政が主導で全町民に危機管理を教えて、それでありとあらゆる方策をとっていかなければならないと、それが本当の安全・安心の町であるというふうにも考えておりますので、最後になりましたけれども、その1点再度お伺いいたします。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 確かに起こつたらどうするんだと言われると、私も答弁のしようがございません。どんなに万全な安全対策をとっても、これはなかなかこれですべてだということにはならないかと思えます。先ほども申し上げましたように、とにかく地域で学校を守るという、そういう啓発をこれからも続けてまいりたいと、こんなふうに考えております。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の一般質問はこれまでといたします。

渡 辺 定 己 君

議長（菊地栄助君） 次に、2番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

2番、渡辺定己君。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） こんにちは、2番、渡辺定己であります。

第8回鏡石町議会定例会に当たり、5番目に登壇させていただきました。大変ふなれでございます。皆様のご指導を賜りまして、通告に基づき3項目について一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいいたします。

さて、昨年、たび重なる台風の襲来、夏の猛暑、秋の長雨、そして、新潟中越地震と自然災害の多い年でした。中でも新潟中越地震は余震が続き、豪雪地帯の上、例年にない大雪の中、避難所生活をしている皆様の心を思いますと心が痛む思いです。今年に入っては、新潟中越地震の100倍強のエネルギーを持つマグニチュード9.0のスマトラ沖地震が発生し、その後3度にわたり津波が各国を襲い、日本観光客37名を含め沿岸諸国で30万強の死者、行方不明者及び物的被害が発生いたしました。2月には茨城県を震源とするマグニチュード5.2の地震が発生しました。これらの自然現象は、人類に対してどんな地球からの警告なんでしょうか。人間が行ってきた、たび重なる地下核実験、国同士の戦争、地球温暖化、数えたら切りがありません。人類はもう少し地球に対し思いやりと感謝の気持ちで接することが大事ではないでしょうか。

そのような中、地球温暖化に対処するための京都議定書が2月16日に発効しました。今後の取り組みを注視したいと思います。

それでは、通告に基づき質問に入らせていただきます。

まず、1つ目として、本町農産物の販売促進対策についてであります。

ご承知のとおり、本町は豊かな生産基盤に恵まれた稲作とキュウリ、イチゴ、リンゴなどの園芸作物、そして、大規模畜産経営によって農家1戸当たりの生産額は県下市町村のトップクラスに位置づけられるところであります。しかしながら、近年地域農業経営の大きな位置づけにあった稲作は米価の下落傾向にあるのを初め農産物の価格動向は大きく、経営が大変厳しい状況にあります。このため地域の特性を生かした独自の販売戦略と価格設定が、地域農業振興にとって極めて大きな課題であると考えます。

そこで質問ですが、本町農産物の販売促進対策として、
として、地域農産物のブランド化に向けた鏡石町生産米のネーミング。東京かがみいし会を通じた情報の発信。農産物の町営直売所の設置による地産地消促進対策について、町としてどのような考えがあるかお尋ねいたしたいと思います。

次に、2つ目として、農業労働力雇用調整システムについてであります。

平成15年度における本町農業生産額は約34億円であります。部門別に見てまいりますと、米が12億2,000万円、野菜が10億6,000万、畜産全体で11億5,000万等であります。米価の下落傾向に対し、キュウリ、イチゴなどの野菜部門に対する農家の期待が極めて大きいものがあります。しかし、野菜部門は収穫・出荷等を中心として多くの労力を要し、10アール当たり労働時間はキュウリが1,100時間、イチゴでは1,600時間と稲作労力の30倍から50倍を要しているのが現状であります。このため一部の農家においては、雇用労力やきゅうりん館の活用など一部対策を講じているところであります。

そこで質問ですが、今後農業担い手の高齢化や減少傾向に対応し、産地の維持増強や戸別農家の規模拡大を図るため、農業労働力の雇用調整システムの整備は早急な課題だと考えますが、町としてはどのような展望を持っておられるかお伺いしたいのであります。

次に、3つ目として、保育所待機者解消についてであります。

町では、保育所分所開設など、子育て支援環境の整備など充実を図っているところであります。

そこで質問ですが、今後の保育児の増加に伴う待機者解消に向け、幼稚園の定数不足とあわせて、として、4歳から5歳児の保育所より幼稚園への振りかえ。として、幼稚園園児の減少により、私立幼稚園への移籍を図り、幼稚園の保育所化についてお考えをお伺いしたいと思います。

ご答弁よろしくお願ひ申し上げ、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 2番、渡辺定己議員の質問にお答えいたします。

私から、保育所の待機者解消についてお答えを申し上げます。

保育所の待機児童の解消に向けた対策につきましては、これまで保育所の改修や分園の開設で定数を175名まで拡大して対応してまいりましたが、近年の子育て環境の変化による保育所への依存は、今後もますます高まるものと思われまます。ただいまは4歳から5歳児の保育所から幼稚園への振りかえ、あるいは幼稚園児の私立幼稚園への振りかえによる公立幼稚園の保育所化という対策案をお示しいただきました。両案とも待機児童解消に向けた対策として、一つの手段であると思われまます、保育所と幼稚園の関係の中で設置目的、保護者負担、財政的見地などを整理いたしまして、基本的な方針を示していきたいと、このように考えているところであります。

私からは以上でございますが、そのほかの質問につきましては、担当課長などからお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 2番、渡辺定己議員からのお尋ねに答弁いたします。

1の本町農産物の販売促進についてでございますが、先ほど今泉議員から、鏡石ブランド農業と地産地消についてというお尋ねがありました。農業を取り巻く環境は日増しに深刻の度合いを深めており、農業経営に及ぼす影響ははかり知れないものがあると考えております。

ご質問の 地域農産物のブランド化に向けた本町生産米のネーミングにつきましては、昨年度策定しました鏡石町地域水田農業ビジョンの中で売れる米づくりの推進として、米づくり部会の立ち上げを行い、その中から実施検討をすることにしておりますが、ブランドとして主張できる品質と規格の決定、あるいは販売数量の確保や販売ルートの開拓、それと流通段階での価格の設定など決定しなければならない幾つかの課題がありますが、秋ごろをめぐりにネーミングに向けた形づくりをしていきたいと考えております。

の東京かがみいし会等を通じた情報発信でございますが、昨年は東京かがみいし会、例年の真心贈り物宅配便の紹介と、新規格として野菜を初めとした少量多品種の詰め合わせのセット販売を試験的に導入しましたところ、10件程度の注文がありましたので、今年も町で生産された農産物について、できるだけ紹介をしていきたいと考えているところでございます。

の町営の農産物直売所建設につきましては、当分の間、既存の鏡田集落営農組合運営の直売所「あやめ」の利用について町民へ呼びかけることとし、町営直売所建設につきましては今後の検討としてまいりたいと思っております。

次に、2の農業労働雇用調整システムの整備についてご答弁申し上げます。

本町の農業所得につきましては、例年県下では上位の座にあります。このような不動の位置にあるのは、農家の方々のたゆまぬ努力とご労苦によるものと考えますとともに、関係機関のご指導のたまものと感謝しているところであります。

ご指摘の農業労働時間の件でございますが、蔬菜園芸の作物栽培が稲作以上にかかることにつきましては十分承知しており、町基幹産業の今後の維持発展を考えますと、農家の高齢化現象とともに後継者不足問題で懸念されるものであります。こうした課題に対しましては、農業技術による省力化や労働の合理化を促進していくことはもちろんのことですが、いかに労働力を安定的に供給するかという仕組みづくりも大切なことと考えているところであります。

つきましては、将来的な町農業の持続発展のために労働力の調整を協議する場、あるいは労働力を供給するシステムづくりの必要性について、今後、関係機関等と調査をしていく

いと考えているところであります。

以上です。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺定己君の再質問の発言を許します。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） 質問いたしました3項目について、再質問させていただきます。

1つ目として、本町農産物の販売促進についてであります。

として、本町生産米のブランドについては、平成15年の9月定例会のときも質問させていただきました。平成16年、17年の予算にも計上させておりますが、進展がなく現在まで来ている状況ではないでしょうか。須賀川市では、「ぼたん姫」とネーミングされたのはご承知のとおりですが、我が町は少しですけれども、おくれをとったぐあいになってしまったようです。

そこで質問ですが、農協でもこの件に関して動きがあるようですので、農家、農協、行政と三位一体で取り組んではいかがかと思いますが、町の考えをお伺いしたいのであります。

として、東京かがみいし会の情報発信についてですが、年々会員が少なくなっている状態ですが、他町村の例を申し上げますと、総会時に生産者グループが上京し、直接販売、ふるさと便の注文をとったり、会員との交流の場が広がり、当然会員の増加につながるということで一石二鳥だという話でございました。

そこで質問ですが、生産者の直接販売など具体的な方策について町の考えをお伺いしたいと思えます。

として、町営直売所の件です。他町村の例を見れば、青森県の板柳町においては、町単独で香港に直営店を出店するなど、国内の農産物をアジア諸国に輸出する取り組みは全国的に広がりを見せていますが、町単独の常設店舗を構えるのは全国でも珍しいとの板柳町長の話ですが、通年で取り扱う品目はリンゴジュース、ジャムのほかにサンフジ、王林など町自慢のリンゴを販売し、春からは野菜も販売の予定であり、年間1億円近い売り上げを二、三年後には達成したいとの意気込みでした。また、JA農産物直売所「はたけんぼ」では登録生産者会員は690名で、鏡石の生産者も多く含まれております。年間の売り上げでは6億790万円になっており、売り場効率で見ますと平米当たり120万になるそうです。

そこで質問ですが、今年オープン予定のイオン鏡石ショッピングセンターには、相当数の人々が集まるのが予想されるところであり、その人たちを見逃す方もなく、地産地消対策としてぜひとも直売所の建設を検討していただきたいと思えますが、くどいようですが、いかがでしょうか。

2つ目として、雇用調整システムの件ですが、今の経済事情を考えますと、取り組みは大変厳しい状況にあるところですが、だんだんには考えてはいかなければならないと思えます

ので、将来に向け、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目の保育所の件ですが、年々鏡石、成田幼稚園とも入園数が減少しております。先ほど来ご答弁にありましたが、鏡石幼稚園が84名、成田幼稚園が22名となっております。定員割れになっている状況にあります。保育所においては、乳児より4歳児以上で定員175名に対し176名が入所しているわけであり、今後の対応が迫られているのが実情です。

これらの点を親御さんの話を聞いたところ、保育所の方がいいという理由として、子供が保育所になれている。幼稚園に入れると、なれるまでが大変。また、友人関係も同じである。制服、かばんまで買ったばかりなのに買い直しをしなければならない。保育料もほかと比べると大分安いなどもあり、この辺もネックになっているわけであります。

そこで質問ですが、これらの町民の視点を考慮して改善策をとっていただき、また、制服、かばん等卒園した場合、次の園児が再利用できるようリサイクル的な利用方法で親御さんの経費削減を図り、この点も含めて検討してはと思いますが、いかがでしょうか。

ご答弁よろしくお願ひ申し上げ、再質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 2番、渡辺定己議員の再質問に答弁をいたします。

まず、農産物の販売促進ということでございますが、前の質問からすると進展がないというご指摘でございますが、そうした中で農家、農協と行政と一体でというご意見がございましたが、町としましては、それらを十分考えて現在慎重に検討しているというところでございます。

次に、東京かがみいし会に対しての生産者の直販について具体的な方法はあるのかというようなご質問でございますが、基本的には従来の方法を主体的に、さらに多方面にこういった販売が考えられるかということを検討しているというところでございます。

次に、直営店についてでございますが、直営店の建設についてということでございますが、これにつきましてはイオンのショッピングセンターに訪れる方々を対象に直営所の建設というご意見でございますが、この件につきましては、先ほど答弁しましたとおり、今後の検討課題としたいということでございます。

続きまして、雇用調整システムについてでございますが、これは渡辺議員のおっしゃるとおり将来に向けて検討の必要性は多分にあると、そんなふうと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 2番、渡辺定己議員の再質問にご答弁申し上げます。

保育所の関係でございますが、待機児童の関係と改善策ということでございますが、これにつきましては、町長が答弁したとおり、今後の幼稚園との関係におきましてのもろもろ検討しまして、整理しまして基本的な報告書を示していくということでございます。そういう中で、いわゆる例えば保育所から幼稚園に移る4歳、5歳児ということでの制服とか、かばんの関係でございますけれども、これは当然そういったものを含めてリサイクルできるような、移行できるような、そういった中身を含めて検討してまいりたいと思います。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺定己君の再々質問の発言を許します。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） 再々質問をさせていただきます。

今日の農業情勢は、前段で申し上げたとおり大変厳しく難しい諸問題が山積みになっている現状でございます。私たち農家側も努力はしますけれども、産業課長さん、今後の対応について一緒になって勉強していきませんか。どうでしょうか。

これで再々質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 角田 勝君 登壇〕

産業課長（角田 勝君） 2番、渡辺定己議員の再々質問に答弁をいたします。

今後の対応ということでございますが、おっしゃられたとおり貴重なご意見ということで、十分検討させていただくとともに、お願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺定己君の一般質問はこれまでといたします。

今 駒 隆 幸 君

議長（菊地栄助君） 次に、3番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

3番、今駒隆幸君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 3番、今駒です。皆さん、最後ですので、そろそろちょっと疲れてきたと思いますけれども、私もびしっと聞きますから、わかりやすく答弁をよろしく。

今の渡辺議員の最後の質問なんだけれども、これはすごい大切なことなんですね。なぜかという、私ら議会議員って、一般質問ではやはり言いつ放しになってしまうんだよね。それでやはりどういう形になって返ってくるかという、予算についていたりついていなかっ

たり、これは僕がやった、僕がやらないと一喜一憂する場合があります。ただ、やはり今後予算はすごく限られてくるわけですから、お互いに話し合うこと、そして、もし仮にできなかったら、なぜできないかという問題点を話し合うこと。そうしたら、議会は議員でやはり自分らも町民から負託されてきていることですから、私らができる方法をどうお互い話し合っていくか、これはすごく大切なことだと思います。

僕も、実はまだ質問する前なんですけれども、9月にもう一回同じ質問しますので、皆さんお願いします。

皆さん、今回の一般質問を見てみると、議員さんの主張は皆さん素晴らしいことだと思うんです。一つ一つとらえても、例えば木原議員のことだと、今、皆さん話題の犯罪率の問題、そして、円谷寛さんと大体ウオーターライダーとか、今泉議員だとやはり大型店出店、保育所、根本議員だとやはり学校関係のセキュリティと、これからの子供の教育のあり方、渡辺議員の話は地場産業だったり、鏡石の農産物のブランド化という話なんです。私のテーマというのは、やはり今後考えられる、考えざるを得ないような点の一つの提案であるんです。だから、答えはその場ではなかなか出にくいし、その方々の持っている情報と、あとは町長さんのこれからの考え方くらいしか僕は出ないと思うんです。そういった点で、ちょっと質問をさせて、そういう姿勢で質問はさせていただきたいと思います。

少子・高齢化と高齢者対策の町づくりについてというテーマで1番に書いてありますが、これは各議員さんからも指摘のとおり、問題点として今回は保育所のがすごく出たのは皆さんよくわかっていると思います。これはよく予算の特別委員会でも、たしか3年くらい連続で僕は意見出ていると思うんです。ただやはり財政面だとか、どういうふうに変革していくか、新しくしていくかということに、まだ鏡石自体がまだ踏み込んでいけるかいけないかということまで話がいったいではないかなというふうに思うんです。今後だから間違いなく財政面から考えてても、そういうのは度外視してでもやっていかなければいけないものなのかなと思います。ちょっと読ませてもらいます。

保育所の待機児童について（少子・高齢化対策）。

今年の保育所の待機児童は、今現在で15人オーバーとのことですが、なぜそれほどに町民の方が保育所に申し込みを殺到するとお考えですか。まず現状です。現状をどうとらえているかということです。そのニーズ、町民のニーズと、それが多いか多くないかとか、そういう考えだと思うんですけれども、また、その待機児童を解消する案などのお考えはお持ちでしょうか。これは持っていないと言われれば、私も違う質問をするようになるんですけれども、もし仮にこういう計画、考え方は持っているということがあればお話しいただければと思います。

第2点に、少子・高齢化対策の高齢者に優しい町づくりとは。これも読ませてもらいます。

少子・高齢化により高齢者の割合がふえ、町づくりに高齢者に対して工夫を凝らす必要があると私は考えます。なぜか。鏡石は皆さん、余り高齢化はしていない町なんだけれども、この前、予算の委員会で65歳以上が4,200人、合っているか、たしか僕はそう聞いたんですけれども、3分の1いるんです。こんなに高齢化しないと言われている町でもね。今後10年とか考えると、もう間違いなく高齢化が進んで、これを対策するような町づくりをしていく必要が私はあると思うんです。

その中で、近年、町を見ると高齢者の方がよく買い物の帰りだとかで休憩しているんですね。どこに休憩しているか。道端だったり店先を借りたり、一番びっくりしたのが境区の何か工場があるところなんだけれども、そこの日陰のところ、何かちょっと入っていったら危ないようなところに休憩しているわけです。何でかという、やはり座るところがないからなんです。僕はそういう駅前でもよく見るんですけれども、休ませてくださいとか、そういうのを見ると、完全にやはりそういう方々、買い物に行ったり散歩に行ったりする方々、その中には大分お年寄りもいて、足の方が弱ったり体の方が弱ったりする方もいらっしゃると思います。そういう方に優しい町づくりは絶対必要だと思うんですよ。

私は1つ、具体的に提案してみます。町中にベンチを設置してみたらいかがですか。なかなか法律でベンチを設置するところはすごい難しいと思うんですけれども、やはり木賊町長が言うやはりコミュニティーだとか、いやしの部分、フローラの町づくりというところは、やはりそういうふうな、僕のニュアンス的には、やはりどちらかという高齢者にすごく優しい感じの福祉の感じがする。それは違うと言われたらそれまでなんだけれども、僕はそう思うんですよ。そうしたら、その人らにとってやはり優しい政策は何だということ、具体的につくらなくてはいけない。その1つ、僕は今現実にあるもので駅前の風車があるところを知っていますか、皆さん、駐輪場のところに、あそこにネットワークさんという会社がベンチを寄附してくれたんです、すごくいっぱい。そうすることによって、今、高校生も下に座らないし、よく夕方見ると、みんないろいろな人が座っているのね。そこで話を楽しんだりしている。休憩もしていると思う。今後、僕は町民の方が駅前に買い物に行ったり散歩に行ったりするときに、絶対休みどころは必要だなと、私は絶対に思うんだ、これは。そういったときに、私らがどうそういうふうに対応するか。ポケット公園つくったらとか、あちらこちらに公園つくったらと思われる方もいらっしゃると思います。でも、これでは私はお金がかかり過ぎると思うんです、絶対。何らかうまく休めるところ、ベンチを設置することが町の中にできたら、今度はまた違うコミュニティーができるのではないかなと僕は思うんですよ。これは一つの僕の提案なので、そういう考えに対していかがお考えですかということをお聞きしたい。

それが1点と、皆さん、年をとれば階段が苦しくなります。前も根本議員も足が調子悪く

て階段がきついとよく僕に言いますけれども、障害者の方も階段はきつい。これはお年寄りの方になると余計ですね。皆さんもお若い方だと思いますけれども、僕は目の前だと思います。あと15年もたったら足がちょっと痛くなってきた、ひざが痛くなってきたと、そうなったらやはり休むところも必要だし、特に階段。どうですか、皆さん。どこに階段がありますか。例えば駅とかも階段ですよ。よく高齢者の方が図書館に、あのすばらしい図書館にやはりよく行くらしいんですけれども、あそこの階段がきついという方もいらっしゃいますし、あと中学校のところに行くところの地下通路も、あれも階段ですね。だから、すごく、また今駒は難しいことを言うなというふうに皆さんとられていると思うけれども、でも、現実問題でそういうところを少しずつやはり鏡石町でやっていくことによって、鏡石町は本当に木賊町長の言うフローラの香る町、いやしの町、そういうふうな形になっていくと思いますよ。鏡石も高齢化しないというけれども、これから10年たてば高齢化しますね、間違いなく。そういう考えに対して、今後どうあるべきか。町づくりが高齢者に対してどうあるべきか。もう簡単です。例えば休憩することと階段のところ。そういうものに対してはどうあるべきか。

3番に移ります。治安維持の考え方について。

これは木原議員がかなり強くいろいろ言ったので、ワースト1位だという話をした。ただ、皆さん間違えないでください。ワースト2位でも同じですからね、3位でも。ポイントは治安をよくするという事です。その順序じゃないです。それをするためには私たちはどうしたらいいかということですね。

ここをちょっと読ませていただきますけれども、毎日のニュースを聞いていると、治安が悪くなったと大多数の方々がお思いでしょう。異常犯罪、ドラッグ、おれおれ詐偽、幼児虐待等、余り地方では起きないと思われる犯罪が日本中で頻繁している。学校においては、セキュリティーの甘さによる刺殺事件や子供虐待にまつわる話では耳を疑いたくなる場合があります。町で子育てしている親御さんからは、学校のセキュリティー対策について聞かれることが少なくはありません。こんな状況の中、子供を守るための対策が必要と考えますが、町長は町の最高責任者として、このような犯罪が多いことについていかがお考えか、これは認識かということ。こういう犯罪がすごい多いということをどういうふうにとらえているかということをお聞きしたいと思います。

また、総合的に町の治安維持についての対応、政策等をお考えでおられるか、お聞きします。

次の質問に移ります。4番、スクールバスについて。

これは皆さん、スクールバスというと大体皆さんもわかると思うんだけど、鏡石にはスクールバスというのは現実ないんだけど、あるとすれば成田の子供が学校に行くため

に補助をもらって行く、バスに乗れるというくらいだと思います。執行部の皆さんの情報というか、私らに対しての情報では、今後それも廃止したいと。僕ね、それについては今、質問の趣旨がずれるからどうのこうのじゃない。僕はさっきも前に戻るけれども、治安が悪いから、それだったら親御さんが安心して働けて、子供らも安心して帰れるようにスクールバスを出したらいいんじゃないかというふうに考えているんですよ。これはまた、お金かかるというふうにはわかっていますよ。ただ、今現実には少子・高齢化とかになってきて、現実には子供は本当にいつでも宝ですけども、本当に今は大切な存在ですよ。今後、だって私たち年いっただら支えてもらうんですから、そこをやはり大切にしないといけないなと私は思うんですよ。

そういった点で、ちょっと今もう一回読ませてもらいますけれども、今の社会状況では、親が子供を迎えに行くことは珍しくもないことは周知の認識であります。それはなぜか。「治安が悪いから」と答える人が大多数でしょう。子供が学校で部活し、帰るころには日が暮れて、暗い夜道を帰ってくることを親が考えれば、この治安状況です。心配にもなるでしょう。特に女の子は心配になりますよね、本当に。いつの時代も次世代を担う子供は貴重な存在です。特に今の少子・高齢化では、なおさらです。親と子供が安心して学校に通えることを考慮し、スクールバスを運行してはいかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番、今駒隆幸議員の質問にお答えいたします。

少子・高齢化と高齢者対策の町づくりについてのお尋ねでございます。

保育所に申し込みが殺到する理由、あるいは待機児童解消のための考え方にお答えをしたいと思います。

本町での保育所の入所要望が多いということの要因についてでございますが、少子化という社会状況の中にあって、本町においては出生数において120人前後で推移し、今後もほぼ同規模で推移するものと思われま。そうした中、社会構造の変化が進み、核家族がふえ、女性の社会進出による共働きがふえ、3世代家族でも祖父母が外で働いているなど、子供を預けなければならない生活環境の変化等により保育所への要望が多いと思われま。

そこで、待機児童の解消のための考えということでございますが、先ほど2番、渡辺議員の質問にお答えしたとおり、保育所の拡充、あるいは幼保の一元化にかかわる4歳、5歳児の保育所から幼稚園への振りかえ、いろいろ対策等考えているところでございますが、なかなかそれぞれの対策の場合についても、それぞれの先ほどお答えしたように、設置目的や保

護者の負担、いろいろな考え方、そういうものを整理した中でなるべく早い時期にこういった対策を考えていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

それから、2番の高齢者に優しい町づくりの中において、高齢者社会の中では、いかに元気で健康に生活するかということは、大変重要なテーマであると考えておりますし、私も施策の重点事項に高齢者対策を掲げているところでございます。元気で健康な生活を維持するためにも、戸外での活動しやすい環境整備や体の不自由な方々が暮らしやすい環境の整備が必要であることは言うまでもありません。高齢者への優しい町づくりについては、町の第4次総合計画におけるやすらぎとうるおいのある美しい町づくりの目標に、関係課で協議を進めながら進めておりますけれども、先ほどご提案にあった公園、あるいはポケットパークなどへのベンチの設置、これらについてはなるべく予算化も必要でございますが、取り組ませてくださいたいと、このように考えておりますし、また、階段などについての今後の展開でございますが、エスカレーター、あるいはエレベーター、あるいはそういったことが当然考えられますけれども、多大な費用もかかるということでございます。そういったことで何かいい方法があればみんなで知恵を出し合いながら、少しでもこういった解消ができるようにこれから努力をしていきたいと、このように考えております。

それから、3番の質問でございますが、大変町が先ほど木原議員の質問にもありましたように、犯罪発生率がワーストワン、ツーということで町民の方々にご心配をかけているということは事実でございます。ただ、犯罪には変わりありませんけれども、警察署、あるいは署長幹部のお話をお聞きしますと、幸い16年には、いわゆる強盗、強姦、殺人等々、そういったいわゆる凶悪犯罪については須賀川管内がほかよりも非常に少なくて済んだと、ほとんどないと言ってもいいくらいだということでございます。車上荒らしとか、あるいはそういった自転車盗が発生率を押し上げているということございましたので、そういったことを集中的に町民にも呼びかけて、みんなでこの対策を考えていこうというふうにしておりますし、1番、木原議員にも申し上げましたように、防犯指導隊や地域安全活動推進員の皆さんに早速活動を展開していただいております。大変貴重な時間を割いていただきまして、夜間のパトロール、そういったものにも携わっております。ライオンズクラブの方にもお手伝いをしていただいております。こういったことをみんなで考えながら、安全・安心な町づくりに向けてさらなる努力を重ねてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

私からは以上でございますが、そのほか答弁漏れがあったところにつきましては、担当課長の方からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 3番、今駒さんのご質問にお答えします。

学校のセキュリティー対策ということで、先ほどのご答弁と重なるかもしれませんが、いわゆる危機管理マニュアルに基づいて実施をしているということでもあります。先ほども申し上げましたように、地域の目で何とかその抑止力を働かせていただきたいというのが願いです。

今、学校では開かれた学校づくりということで、私も学校の塀を下げて学校が見えるようにしてほしいということをお願いをして、学校でも、学校へ行こう週間なども設定して、どなたでも学校に自由に入ってきて、学校の教育活動を見てほしいということを一方ではやっていたわけではありますが、残念ながらそういった凶悪事件が発生をして、それとの兼ね合いをどうすればいいのか大変悩んでいることも事実であります。そんなこともご理解いただきながら、なお学校の子供たちに地域の方々の目を向けてほしいなというふうに考えているところであります。

また、子供が安心して学校に通えるようにということで、部活動等のご指摘がございました。部活動と生徒の安全ということについては、ご指摘のように部活動が過熱ぎみで遅くまで練習しているのではないかと。そのために家庭学習の時間がなくなるのではないかと、また、子供たちの下校の安全に不安があるということ、そんなこと、あとは土日の練習はやめるべきではないかというような、いろいろな部活動についてはご意見がございます。学校でも終了時間などを決めながら活動しているわけですが、冬期間はどうしても暗くなるということから、保護者の方々にもご理解をいただきながら安全な下校に配慮しているというのが現状であります。

ご提言のスクールバスの運行ということでございますが、これは現在計画がありませんので、ご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒君の再質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 皆さん、少子・高齢化の保育所のことをしつこく言われるようだけれども、今日僕、1ついい資料を見つけたんです。自治体調べたんですけれども、実はこの自治体1万人の町なんです。1万人の町で何がすごいかって、1990年から出生率が1.72から2000年に1.82に上昇して、非常に何か鏡石とよく似ているなというふうに私は思うんです。この中の詳細を見てみると、公立保育園の近隣には児童館などの学童保育園施設が設置されている。小学生と幼児などの兄弟がいる親には何とか便利といい評判。これはよく鏡石と似ていますね。鏡石とちょっと違うのが、何が違うかというと、待機児童がゼロなのね。これはほかと比べるといっても、僕もよく議会の会議で言うんですけれども、どういうレベルで

比べるんだと言いますけれども、やはり僕はここの町も出生率が伸びて、そうせざるを得ないニーズがあることをとらえてやはりやった政策が待機児童ゼロで児童館をつくって、保育所、そして延長保育と、こうやったわけだ。兵庫県の五色町というのか、そのかわり保育園の数が公立が5つもあるなんて、すごいところです。鏡石はちょっと少ないんですけども、こういうモデルもあるわけなんです。

僕がそれは何のために言いたいのかは、やはりできるだけ町長、本当に努力するという言葉もありましたけれども、やはり最優先課題は何かということ。この町にとって、皆さん考え方は違うと思います。僕はやはりいつの時代でもやっぱり働いている、子供を持っている親、そして子供を安心な場所に預けられる、これは僕は昔からだと思うんですよ。ここをやはり何とか皆さん努力して、もう待機児童なしの運営をやっていくことをお願いしたいと思っているんですよ。

それで私は思うんですよ。皆さん、どうですか。民営化なんてお考えになったらどうですか。民営化、今日というか、眠る前にちょっとインターネットで調べたら、保育園民営化で調べたら2,000件くらい公的なものが結構出てきたんですけども、すごく反対というところもあるんですよ、実際は、民営化に対しては。なぜかという、逆にサービスが悪くなる可能性、安定性がなくなるというふうに言われて反対運動をしている。ただ逆に、やはりその保育園に対する委託料とかがもうすごく少なくなって、行政をスリム化できると。それでいて時間延長などに多くのサービスができると、両論の話がいっぱい出ているんですよ。

これはぜひ町長、渡辺議員も4歳児、5歳児からですか、例えば幼稚園の方に移るだとか、それから例えばもう民営化するだとか、何らか今年皆さん努力してほしいと思うんです。ここは僕は本当に、皆さんね、9月もくどくどやるつもりなんですよ。本当に申しわけないと思っていますけれども、これをやはりやっていかないと、親御さんが本当に安心して働く経済活動ができないですよ、現実。例えば皆さん、私の知った鏡石に住んでいる人で、シングルマザーで子供4人いるんです。どうやって生きてますか、小さい子供4人いて。これは国にとっては素晴らしいことですよ、子供4人もいるわけですから。しかし、皆さん想像してみてください。例えば皆さんの給料で今4人育てられますか。高校、最高は中学卒でもいいし、高校へ行ってもいい。どのくらいのお金がかかります。せいぜい2人でしょう。皆さんの今の給料でもだよ。そういう方々がやはりいるんですから、ぜひ保育所なり待機児童なし、民営化というような考え方も僕は持つべきだと思うんです。そういうふうな考え方に対しては、どういうふうに柔軟にこれから調査していくつもりがあるかちょっと聞いておきたいと思います。その民営化について、なかなか大変なことだと思いますけれども。

治安維持の考え方、先ほど言いました。本当に治安が悪いというか、鏡石においては、町長が言うように、さほど事件性の問題でちょっと質が違ったりするかもしれないです。ただ、

僕らには本当に今そこに危機があるというふうにとらえてもおかしくはないと思うんです。なぜかという、この議員機関の皆さんがやはり子供のセキュリティーのことに關しては、今回くどくどやったと思います。そういうことを考えれば、やはり治安のことに關してはさらに話し合っていく余地があると思うんですよ。

皆さん、実はこの前、委員会で根本委員長も言いましたけれども、委員会で一緒に行ったんです。今泉課長も一緒に行ったんですけれども、そこで教頭先生がこういう発言なされたんです。一番助かるの、鏡石の防犯車というんですか、あの白黒の小さいのありますね。あのパトカー仕様になっているもの、あれで回ってもらえるとすごくいいと思うんです。そうしたら、皆さんに聞いたら、「皆さん、いかがですか」と聞いたら、皆さんも「いい」と言うんです。それはいいなと。どうですか、皆さん。執行部の皆さん、もう1台くらいふやしたらどうですか。買うんじゃなくて色を塗ったらいいんですよ。たしか法律で大丈夫だと思います。山形でやって、それで治安がすごくよくなったところがありますからね。そこは何か七、八台やったらいいんです。ある車ほとんど白黒に塗って、何かのときには町を巡回するみたいな形にしたらいいです。これですごく治安がよくなったという結果が出ているらしいんですけれども、本当にもしそういうことが仮にやはりできるなら考慮するべきだと思うんですよ。仮にできないなら、なぜできないかという話をやはり考えていくべきで、さっき渡辺議員がお話したように、それはともにまたお互いディスカッションして行って、どうしたらいいかということをやっていくべきだと思うので、だからその公用車もパトカー色にするというか、黒白にしてもう1台くらいふやして、また巡回してみるような政策を打ってみるというような考え方はいかがですか。

〔発言する者あり〕

3番（今駒隆幸君） ありがとうございます。何か委員会では森尾議員もこれは絶対やった方がいいと、教頭先生、絶対やった方がいいと、私らも頑張るからと言っていましたからね。さっきだから、応援の僕にあれだと思うんだけど、本当にそれはやれると思う。

では、話を変えます。スクールバス。

皆さん、すみません。押しつけじゃないですから、僕は議員ですから、提案ですから。スクールバスは、やはり教育長も町長さんも、ぜひ調査を進めることが大切だと思うんです。もしかしたら、いつかスクールバスが必要になってくるときもあると思うんです、私は。こういうものが必要なのか必要じゃないのか、ニーズがあるのかないのか、そういう調査が僕は一番大切だと思うんですよ。例えばPTA機関だったり、そういうところにアンケートをとったり、そしてそういう結果で出ましたとか出なかったり、そういうことをやはりやっていく必要性が私はあると思うんですよ。そういうことを実に調査でやっていただきたいというふうな私の考えなんです。もうスクールバスをやれというふうには私は言わないです。

皆さん本当にすごく財政が厳しいのを知っているからね、ただ工夫したら何とかできるのではないかなと思って私は話しています。

以上です。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 今駒議員の再質問にお答えいたします。

この保育所の待機児童の解消については、私も一番悩んでいるところでございますし、過去においても可能な限りの手を打ってきたと、もともとの定員90名の保育所を115名にし、また150名にし、そして今度175名の分園をしていると、そういうことで今のところは飽和状態ということでございます。

ただ、ご質問のように民営化と待機児童の解消というのは、入れ物が同じでございますから、私は結びつかないのではないかと。そういったことを考えますと、やはり先ほどからお話ししているように、幼稚園と保育所との振り分け、また、どうしてもという場合には新たな保育所の設置とか、抜本的に考えていかなければならないのではないかと。ただ、運営については民営化などについても一つの私どもも選択肢の中には入っております。いつかということは、今まだそこまでは熟しておりませんが、当然近い将来にはそういったこともやらなければならないというふうにも考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、防犯対策についてもそういったことが可能であれば、できるだけ町民が安心し、また、学校の子供たちが安心するようなそういう施策をつくって導入して対応していかなければならないと思っておりますので、それらについてもご理解をいただきたいと思っております。

それから、スクールバスは教育委員会でございますが、私にも町長ということでございますから、今後のニーズ調査、こういったものをやることについてはやぶさかではございませんけれども、確かにはないよりはあった方がいいと思っております。しかし、鏡石町のように距離的にそう遠くない、ある程度のまとまった町についてスクールバスを走らせているところはそうないと思っておりますが、これも費用対効果のこともございますし、また現下の財政状況、そういうようなものを総合的に勘案しなければならないと思っておりますので、なお今後いろいろとまたお話し合いをさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 3時37分

開議 午後 3時52分

議長（菊地栄助君） 引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） ここで、議事運営について議会運営委員会委員長の報告を求めます。
13番、円谷寅三郎君。

〔議会運営委員長 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（議会運営委員長 円谷寅三郎君） 議会運営委員会報告をいたします。

一般質問が終了して、本日の日程が終了しましたので、明日16日の日程を本日に繰り上げて実施したいと思います。

第8回鏡石町議会定例会追加議事日程（第3号の追加1）、平成17年3月15日（火）午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。

第2、平成17年度鏡石町各会計予算について、予算審査特別委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、明日の議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日の議事日程を本日に繰り上げて、審議することに決しました。

予算審査特別委員長報告（平成17年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、平成17年度鏡石町各会計予算について、議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算から議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

5番、大河原正雄君。

〔予算審査特別委員長 大河原正雄君 登壇〕

5番（予算審査特別委員長 大河原正雄君）平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。各会計予算審査特別委員会委員長、大河原正雄。

平成17年度鏡石町各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成17年3月3日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順で報告いたします。

平成17年3月8日、午前10時から午後17時10分、委員全員・議長、議会会議室。

平成17年3月9日、午前10時、午後17時4分、委員全員・議長、議会会議室。

平成17年3月10日、午前10時、午後15時44分、委員全員・議長、議会会議室。

平成17年3月11日、午後13時30分、午後16時15分、委員全員・議長、議会会議室。

説明者。町長、助役、収入役、教育長、担当課長、グループ長、担当職員。

付託件名。議案第113号 平成17年度一般会計予算、議案第114号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第115号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計予算、議案第116号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第117号 平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第118号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第120号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第121号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第122号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査経過。議案第113号 平成17年度一般会計予算については、意見を付して原案のとおり可決すべきものと決した。議案第114号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。議案第115号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決した。議案第116号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。議案第117号 平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。議案第118号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。

大変失礼しました。付託件名で第119号が抜けましたので、再度案件名を読み上げます。

議案第119号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算。

審査結果に入ります。

議案第119号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、

原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第120号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。議案第121号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。議案第122号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決した。

審査経過。町長、助役、収入役、教育長、担当課長、グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

主な質疑は次のとおりです。

なお、議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算、議案第119号 平成17年度鏡石町駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、挙手多数により原案のとおり可決した。

議案第114号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計予算外8特別会計は、全会一致で可決した。

意見、財政厳しい折、予算編成に当たっては、厳正な配慮が必要であるが、平成17年度鏡石町一般会計予算において、計上漏れがあったのはまことに遺憾である。今後、厳粛な事務執行を望むものである。

以上で、平成17年度鏡石町各会計予算審査特別委員会審査報告を終わります。

議長（菊地栄助君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第113号 平成17年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は意

見を付して原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（菊地栄助君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第114号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第115号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第116号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第117号 平成17年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、まず本案に

対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第118号 平成17年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第119号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第119号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第120号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第121号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第122号 平成17年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第123号 平成17年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、4番、根本重郎君。

〔総務文教常任委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（総務文教常任委員長 根本重郎君） 平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、根本重郎。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成16年12月9日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。平成17年3月7日、午前10時、午後2時9分、全員、議会会議室。説明者、なし。

付託件名。陳情第25号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情。陳情第27号 政府に「混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書」の提出を求める陳情。

審査結果。陳情第25号は採択すべきものと決した。陳情第27号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第25号は前回からの継続審査となっていたが、審議を重ねた結果、採択となった。陳情第27号は前回からの継続審査となっていたが、審議を重ねた結果、採択となった。

意見なし。

平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、根本重郎。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成17年3月3日付託された陳情審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。平成17年3月7日、午前10時、午後2時9分、委員全員、議会会議室。説明者、総務課より円谷課長、木賊総括主幹兼グループ長、関根グループ長。

付託件名。陳情第28号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情。

審査結果。陳情第28号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第28号は説明員の説明を聞き、審議を重ねた結果、採択となった。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 次に、産業厚生常任委員長、8番、仲沼義春君。

〔産業厚生常任委員長 仲沼義春君 登壇〕

8番（産業厚生常任委員長 仲沼義春君） 報告いたします。

平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。産業厚生常任委員長、仲沼義春。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成17年3月3日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に読み上げます。

平成17年3月7日、午前10時、午前10時55分、委員全員、第1会議室。説明者、健康福祉課長、担当職員。

付託件名。陳情第29号 福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書提出の陳情。陳情第30号 利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める陳情。

審査結果。陳情第29号は採択すべきものと決した。陳情第30号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第29号、陳情第30号は健康福祉課長、担当職員より説明を求め、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第25号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第27号 政府に「混合診療解禁・特定医療費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書」の提出を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第28号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第29号 福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書提出の陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第30号 利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。
ここで意見書配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 4時22分

開議 午後 4時24分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ただいま意見書案5件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案5件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案5件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書案第27号～意見書案第29号の上程、説明、質疑、討論、採 決

議長（菊地栄助君） 日程第5、意見書案第27号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書（案）から日程第7、意見書案第29号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書（案）までの3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、同、仲沼義春、賛成者、同じく、円谷寅三郎。

教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

〔「朗読省略」の声あり〕

4番（根本重郎君） 朗読省略がありましたから、例題のみにより朗読を省略いたします。

意見書案第27号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを

求める意見書（案）。

朗読を省略いたします。

平成17年3月15日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様。参議院議長、扇千景様。内閣総理大臣、小泉純一郎様。文部科学大臣、中山成彬様。

次、平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、同、仲沼義春、賛成者、同、円谷寅三郎。

混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第28号 混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書（案）。

〔「朗読省略」の声あり〕

4番（根本重郎君） 朗読を省略いたしまして、平成17年3月15日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様。総務大臣、麻生太郎様。財務大臣、谷垣禎一様。厚生労働大臣、尾辻秀久様。内閣府特命担当大臣、竹中平蔵様。

平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、同、仲沼義春、賛成者、同、円谷寅三郎。

「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第29号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書（案）。

〔「朗読省略」の声あり〕

4番（根本重郎君） 朗読省略がありましたので、朗読を省略いたしまして、平成17年3月15日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様。人事院総裁、佐藤壮郎様。総務大臣、麻生太郎様。財務大臣、谷垣禎一様。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、意見書案第27号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第28号 混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第29号 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第30号、意見書案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、意見書案第30号 福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書（案）から日程第9、意見書案第31号 利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書（案）までの2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、仲沼義春君。

〔8番 仲沼義春君 登壇〕

8番（仲沼義春君） 説明を申し上げます。

平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、仲沼義

春、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、円谷寅三郎。

福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第30号 福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書（案）。

〔「朗読省略」の声あり〕

8番（仲沼義春君） 朗読省略の声がありますので、省略させていただきます。

17年3月15日、鏡石町議会。

福島県知事、佐藤栄佐久様。

次に、平成17年3月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、仲沼義春、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、円谷寅三郎。

利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第31号 利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書（案）。

記。

1．平成21年度をめどに所定の措置を講ずる、とした被保険者範囲の拡大……

〔「朗読省略」の声あり〕

8番（仲沼義春君） 省略いたします。

平成17年3月15日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様。財務大臣、谷垣禎一様。総務大臣、麻生太郎様。

以上であります。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、意見書案第30号 福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、

制度の現行継続を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第31号 利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで招集者から閉会に当たり、あいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る3日から本日まで13日間にわたりまして開催され、平成17年度各会計予算の重要案件を初め32議案の提出案件について、議員各位には本会議並びに委員会を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜り、厚く御礼を申し上げる次第であります。衷心より感謝の意を表する次第であります。

ここに成立いたしました平成17年度予算等により、「共に生き 共につくる 牧場のまち鏡石」の創造に向けまして、町政の一層の進展と町民生活の向上発展に意を尽くしてまいり所存であります。

また、会期中にお寄せいただきましたご高見につきましては、十分にこれを尊重し、執行

に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

なお、一般会計予算について、意見書を付されたことに対して、まことに遺憾に存ずる次第であります。かかるに、今後はさらに事務執行に当たり、より意を用い、万全を期してまいる所存であります。

日増しに暖かくなり、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて第8回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時38分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成17年 3月15日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 渡 辺 定 己

署 名 議 員 今 駒 隆 幸

署 名 議 員 根 本 重 郎